空と海が輝く緑の臨空都市をめざして

松茂町　都市計画マスタープラン

－　Matsushige City Planning Master Plan －

令和３年３月

松茂町

はじめに

松茂町長　吉田　直人

本町は、県都徳島市と鳴門市に挟まれた立地条件と、国道 11 号をはじめとする幹線道路や四国横断自動車道「松茂スマートインターチェンジ」、空の玄関口「徳島阿波おどり空港」、陸の玄関口「徳島とくとくターミナル」等、広域的な立地・交通条件に恵まれた町であります。

令和に入った近年において、本町をとりまく社会情勢の変化は著しく、少子高齢化、人口減少、自然災害等の問題に対応するために、様々な角度から町の方向性をコントロールする方策が求められています。

松茂町では、平成 21 年 12 月策定の都市計画マスタープランの方針を引き継ぎつつも、改めて現状を分析し本町の地域特性や実情に応じた持続可能なまちづくりを実現するために、この度「松茂町都市計画マスタープラン」を改定いたしました。

改定にあたっては、まちの現状分析を踏まえ、各種団体の方々や町民代表の方々にご参画いただいた「検討委員会」と職員で構成する「策定委員会」の２つの委員会を組織して内容の検討を進め、さらにパブリックコメントにより、広くご意見を募集し、「松茂町都市計画審議会」でご審議をいただきました。 みんなが誇れるまちを次世代に残すために、本計画の中で目指すまちづくりの基本理念「空と海が輝く緑の臨空都市　まつしげ」に向かって、町民のみなさまとともに、まちづくりを推進して参ります。

なお、本計画の改定にあたり、ご尽力いただきました松茂町都市計画マスタープラン検討委員の皆さまをはじめ、パブリックコメントにてご意見をお寄せくださった皆さま、松茂町都市計画審議会の皆さま、貴重なご意見をお寄せくださった皆さまに、心からお礼を申し上げますとともに、今後もなお一層のご助言とご指導、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和３年３月

松茂町長　吉田　直人

目　次

第１章　基本計画の概要 1

１　都市計画マスタープランとは 2
２　改定の背景と役割 2
３　計画の位置づけ 6
４　計画の構成 7

第２章　松茂町の現況 9

１　松茂町の概況 10
２　上位計画・関連計画の整理 45

第３章　松茂町の特性と課題 49

１　松茂町の特性と地域資源 50
２　都市計画に関する現況特性と課題 52

第４章　都市計画マスタープランの基本方針（全体構想） 57

１　松茂町の基本理念と将来像 58
２　計画のフレーム 60
３　将来の都市構造 61
４　SDGsに関する取組 64
５　まちづくりの体系 66

第５章　分野別整備の基本方針（分野別構想） 67

１　都市整備の基本方針 68

第６章　地域別整備の基本方針（地域別構想） 89

１　地域別構想の考え方 90
２　臨空・臨海エリアの将来像と整備方針 92
３　中央エリアの将来像と整備方針 98
４　内陸エリアの将来像と整備方針 103

第７章　計画の実現に向けて 107

１　まちづくりの事業化手法の検討 108
２　多様な主体の協働によるまちづくりの推進 109
３　マスタープランの進捗管理 110

資　料　編 113

松茂町都市計画マスタープラン検討委員会設置要綱 114
松茂町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱 116

第1章 基本計画の概要

1　都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第 18 条の２ の「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を指します。

これは、平成４（1992）年の都市計画法改正により、市町村がその創意工夫のもとに「市町村のマスタープラン」を定めることとされ、地域の特性に配慮し、住民の意見を反映した都市計画ができるようになりました。

本計画は、本町のまちづくりの理念となる「第五次松茂町総合計画」などを踏まえ、都市全体の将来像や土地利用、都市施設整備のあり方などを明確にし、概ね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、都市計画の基本的な方針を示すものです。

※都市計画法（抜粋）

市町村の都市計画に関する基本的な方針（法第 18 条の２）

法第 18 条の２　市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という）を定めるものとする。

２　市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

３　市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

４　市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

2　改定の背景と役割

（1）改定の背景

本町では、平成 21（2009）年 12 月の「松茂町都市計画マスタープラン」策定以降、少子・高齢化の到来や地球規模での環境変化など、社会経済情勢は大きく、急速に変化しています。

徳島東部都市計画区域においては、上位計画である都市計画法第６条の２に位置づけられている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」である、「徳島東部都市計画区域マスタープラン」が平成 30（2018）年３月に改定されました。

徳島東部都市計画区域マスタープランは、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口・産業の現状および将来の見通しなどを勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする都市計画の基本的な方向性を示し、徳島県が一市町村を超える広域的見地から区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めたものです。

また、上位計画となる「第四次国土利用計画（松茂町計画）」及び「第五次松茂町総合計画」の改定（平成 28 年 3 月）をはじめ、さまざまな関連計画との整合や公共交通を基軸とした集

約型都市（コンパクト・プラス・ネットワーク）の構築に向けた取組がより一層求められています。

さらに、近年頻発する大規模災害などを教訓とした安全・安心に対する関心の高まりへの対応も必要となっています。

以上のような局面に対応しつつ、本町の目指す魅力的な都市づくりを住民の理解と協働の下でさらに展開すべく、この度、「松茂町都市計画マスタープラン」（市町村の都市計画に関する基本的な方針）を改定するものです。

図表 1-1　徳島東部都市計画区域の面積構成表

	都市計画区域面積		市街化区域面積		市街化調整区域面積	
徳島東部都市計画区域	52,888 ha	100%	8,803 ha	100%	44,085 ha	100%
徳島市の全域	19,139 ha	36%	3,918 ha	44%	15,221 ha	35%
鳴門市の一部	10,515 ha	20%	1,337 ha	15%	9,178 ha	21%
小松島市の全域	4,537 ha	9%	897 ha	10%	3,640 ha	8%
阿南市の一部	10,138 ha	19%	1,304 ha	15%	8,834 ha	20%
吉野川市の一部	3,376 ha	6%	310 ha	4%	3,066 ha	7%
石井町の全域	2,885 ha	5%	276 ha	3%	2,609 ha	6%
松茂町の全域	1,424 ha	3%	328 ha	4%	1,096 ha	2%
北島町の全域	874 ha	2%	433 ha	5%	441 ha	1%

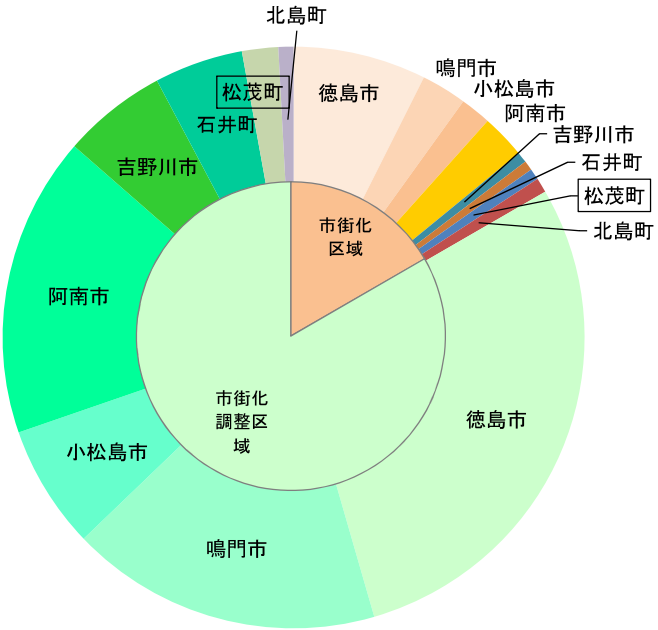

資料：都市計画現況調査（平成 30 年 3 月 31 日現在）

（2）計画の役割

①実現すべき具体的な都市の将来像を示します。

住民に最も近い地方公共団体である町が、住民の意見を反映させながら、地域固有の自然・歴史・生活文化・産業等の地域特性をふまえて、都市及び地域レベルで将来の都市のあるべき姿やまちづくりの方針等を検討し、松茂町の「まちの将来像」を具体的に明示します。

②都市計画に関し、地域住民の理解と協働を促進します。

都市計画は地域住民の合意のもとに進められるため、居住者に最も身近である行政機関としての町が、地域固有の自然・歴史・生活文化・産業などの地域特性を踏まえ、地域住民の意見を反映させながら、都市及び地域のレベルで、将来の都市のあるべき姿やまちづくりの方針などを検討し、都市づくりや地域づくりの目指すべき将来像を示します。

このような目指すべき将来像を示すことにより、さまざまな都市計画事業や都市計画による規制・誘導を行う場合など、地域住民の都市計画に対する理解とまちづくりへの参加や協働を促進します。

③都市計画相互の調整を図ります。

都市計画マスタープランの下で、将来像に基づき、総合的・長期的視点から土地利用・都市施設・都市環境などの個別の都市計画について、相互に整合性のある計画を推進します。

④都市計画の決定・変更の指針となります。

都市計画マスタープランは、今後のさまざまな計画の基盤として、また、用途地域や地区計画などの直接的な法的拘束力を持つ制度に対して方向付けをする基本指針として位置づけることにより、間接的に将来の土地利用を規定する役割を果たし、今後のあるべき方向を示す指針となります。

（3）計画の期間

上位計画である第五次松茂町総合計画の計画期間は、平成 28 年度から令和 7 年度としています。また、平成 30 年３月に策定された徳島東部都市計画区域マスタープラン（対象区域／徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、石井町、松茂町、北島町の５市３町の行政区域全域もしくは一部）においては、区域区分および都市施設の整備等は策定から概ね 10 年後の令和７年が目標年次となっています。

本計画は、まちづくりの長期的な方向について示すものであり、前計画では平成 21（2009）年から平成 40（2028）年を計画期間としておりましたが、策定後 10 年が経過したため、見直しを行うものです。

よって、本計画は、令和３（2021）年を初年度とし、令和 22（2040）年までの 20 年間を計画期間とします。また、社会経済情勢の変化など、上位・関連計画の見直しにより、今後も必要に応じて見直しの検討を行っていくものとします。

図表 1-2　計画期間

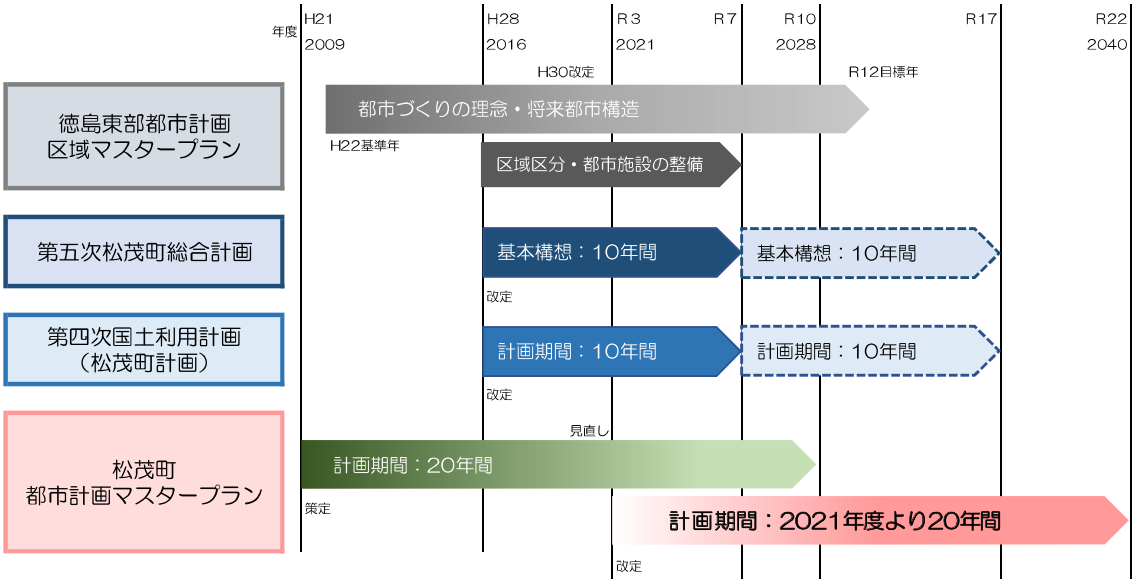

（4）計画の対象範囲

本計画は、本町が定める都市計画の総合的・根幹的指針であるため、計画の対象区域は、松茂町の都市計画区域全域（1,424ha）であり、町の行政区域全域に重なります。

（5）計画策定主体

本計画の策定主体は松茂町ですが、計画の内容は、国･県に要請する事項も含みます。

3 計画の位置づけ

本町の将来像を示す計画として、上位計画である総合計画や国土利用計画等があり、都市計画分野では、都市全体の土地利用および都市施設の配置を中心に計画・実施されてきました。

「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）」は、都市の将来像や整備方針を明確にし、行政と住民がそれらを共有しながら実現することを目的として、平成 4（1992）年の都市計画法改正により、新たに創設された制度です。

県の作成する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」が、市町村の行政区域にとらわれず、当該都市計画区域の発展の動向等を勘案して、広域的観点を保ちながら都市の将来像を明確にし、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向を示すものであるのに対し、「市町村マスタープラン」は、市町村が、市町村総合計画や都市計画区域マスタープランに即しながら、より地域に密着した見地から、その創意工夫の下に具体的な都市計画の方針を定めるものとされています。

「松茂町都市計画マスタープラン」は、市町村マスタープランとして今後の松茂町の都市計画の方針として位置づけるものです。

図表 1-3　松茂町都市計画マスタープランの位置づけ

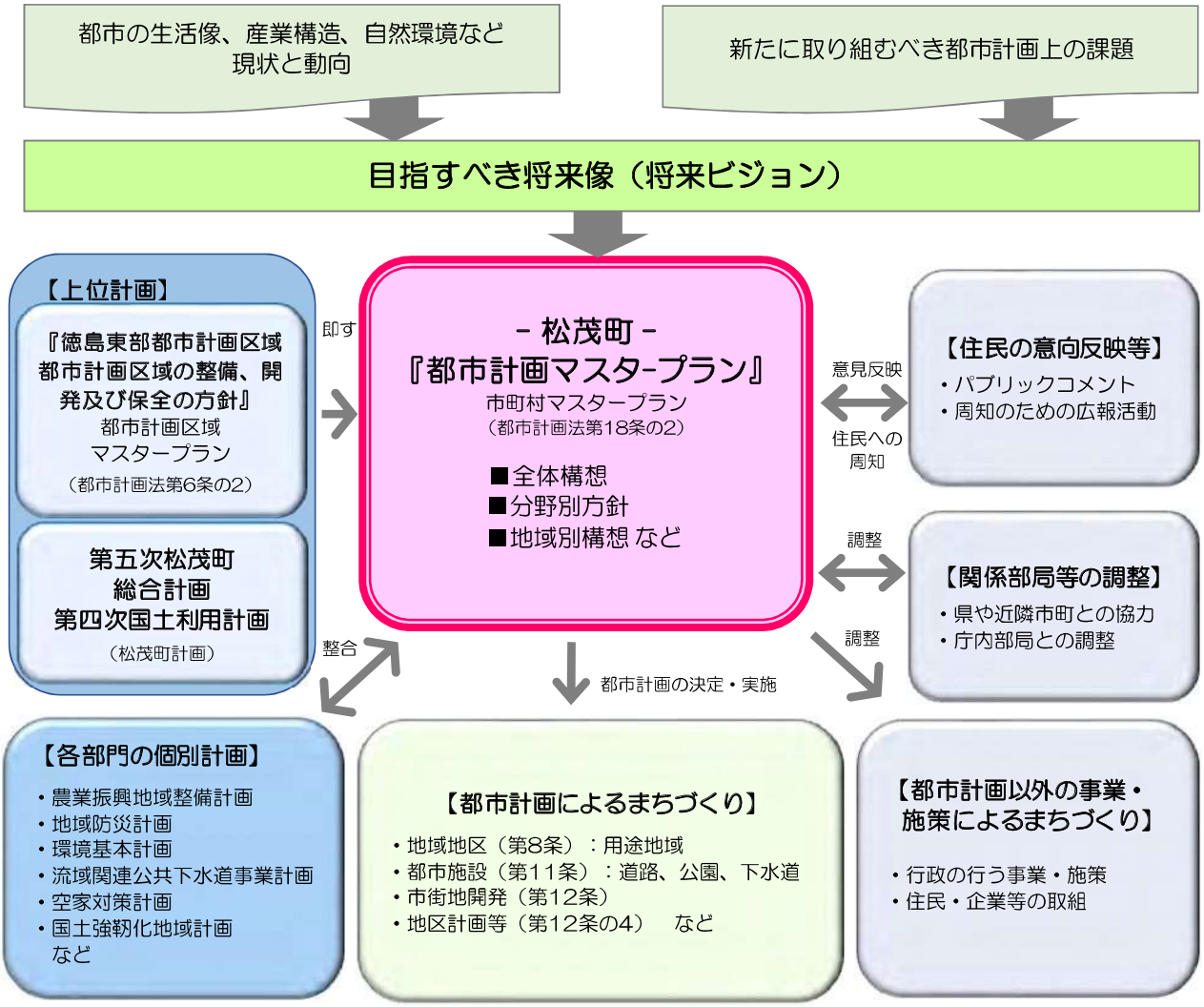

4 計画の構成

都市計画マスタープランは、都市の目指すべき将来像（将来ビジョン）や今後のまちづくりの基本的な方向性を住民の皆様の意見を反映させながら定める計画です。

この計画は「都市の現況と特性」、「今後のまちづくりの方向性や新たに求められる都市政策の視点」等を踏まえ、松茂町全体のまちづくりの目標や土地利用、市街地、道路・交通基盤等の方針を広域的視点から明らかにする「全体構想」とこれに基づき町内の地域ごとに地域の特性を踏まえ地域整備の方針を位置づける「地域別構想」で構成します。

図表 1-4　都市計画マスタープランの構成

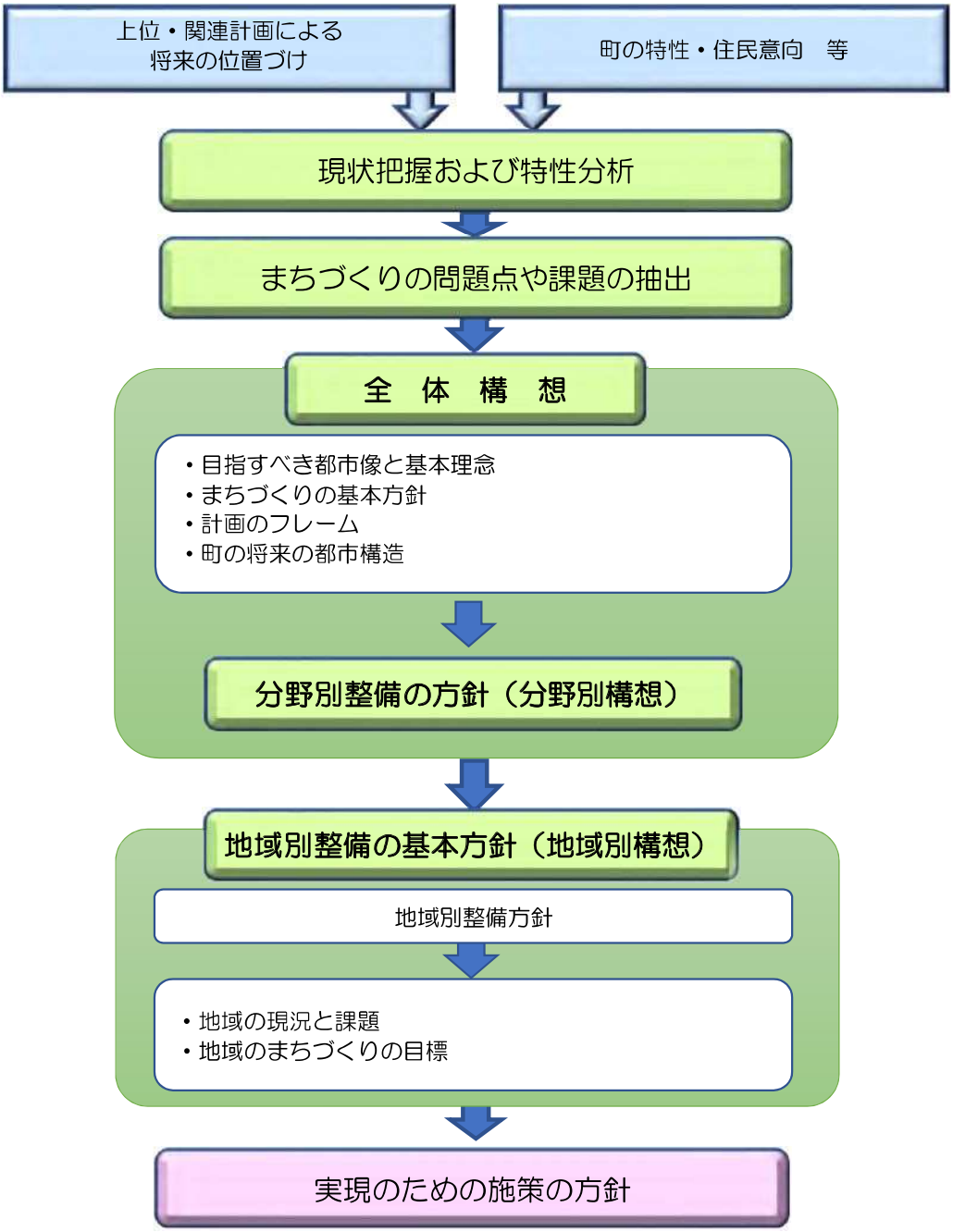

第2章 松茂町の現況

1　松茂町の概況

（1）位置と自然特性

①　町の位置

本町は、徳島県の板野郡の東端部にあります。町土は東西約 6.5km、南北約 5.5km で、総面積は 14.24 ㎢（令和３年３月現在）と比較的コンパクトな町域となっています。

東部は紀伊水道に面し、南部は今切川を介して県都徳島市に接し、北部は鳴門市、西部は板野郡北島町に囲まれています。吉野川から形成される肥沃な三角州が町の大部分を占めています。

図表 2-1　位置図

②　自然特性

本町は、全域が吉野川河口の三角州として形成された沖積低平野で、埋め立て地も多く、海抜も２m以下であり、丘陵地や山地がなく地形は平坦です。干拓による新田開発の際、堤を築き多くの松が植栽されました。河川については、旧吉野川が町域の西から入り、その後北上し鳴門市に流れ、紀伊水道に注いでいます。今切川は南の徳島市の境界を西から東に流れて、同様に紀伊水道に注いでいます。

気候については、松茂町の過去 10 年間の年間平均気温は 16.9℃、年間平均最低気温は 13.3℃、同最高気温は 20.9℃で温暖気候です。降雨量は、梅雨の時期と台風来襲期に多く、近年 10 月の降雨量が増しています。

（2）人文・歴史・伝統

①　町の歴史・沿革

本町に人が移り住んだのは中世期頃と考えられます。現在の町役場のある広島地区の名が古文書に見られるのは、寛政５（1793）年の「神社書上帳」ですが、これより古く天正 13（1585）年に蜂須賀家政が阿波に入国し、この地を藩士に采地として与えたとされています。当時は、武家の屋敷、百姓の住戸と寺院、町人の居住地などが特異な集落として形成されていました。

その後、江戸時代中後期に入ると、住吉、豊岡、豊中、満穂、豊久などの新田が干拓され、耕作者も集まって集落が形成されていきます。その際、堤を築き多くの松が植栽されました。幕末近くでは、新田開発奨励もあって耕作地が拡大し、現在の町域の湿地帯が農地へと変貌しました。

このように新田や農地の開発が進む中で、時は経て昭和 46（1971）年、豊久地区全域が工業用地として県から指定され、新たな産業が息づき、今日の松茂町に至っています。町の沿革は、以下のとおりです。

図表 2-2　松茂町の沿革

1879	郡区町村の制定
1889	市町村制の制定により、「松茂村」が誕生 中喜来に役場設置
1894	村役場を広島浦の民家に移転
1938	村内に海軍航空隊基地設置が決定
1942	村内に海軍航空隊が開設
1958	旧海軍航空隊跡地に海上自衛隊徳島航空基地が開隊
1961	町制施行「松茂町」が誕生し、町章制定
1967	徳島空港が開設
1983	国道 11 号バイパス松茂区間が開設
2003	徳島とくとくターミナルが開設
2010	徳島空港が拡張
2015	松茂スマート IC が開設

②　文化財

町内や周辺地域での人の定住が江戸期からであったこともあり、歴史的な文化や遺構は多くはありませんが、文化財としては、「国指定重要無形民俗文化財」１、「国指定有形民俗文化財」１、「国登録文化財」２、「県指定有形文化財」17、「町指定有形文化財」７、「町指定有形民俗文化財」２、「町指定無形民俗文化財」４、「町指定史跡」１など合計 35 あり、これらの一部は「松茂町歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館」で展示しています。

図表 2-3　文化財の一覧

指定種類・名称	数量	所在地	所有者/管理者/保存団体	指定年月日
国指定重要無形民俗文化財				
阿波人形浄瑠璃	-	松茂町他6市町	財団法人阿波人形浄瑠璃振興会	平成11年12月21日
国指定重要有形民俗文化財				
阿波の和三盆製造用具	99点	中喜来字中須20－2	社団法人三木文庫	昭和49年2月18日
国登録有形文化財				
旧大磯家住宅	1棟	広島字北川向四ノ越29－1	株式会社ときわ	平成11年8月23日
旧樫野家住宅	1棟	広島字北川向四ノ越29－1	株式会社ときわ	平成11年8月23日
県指定有形民俗文化財				
阿波人形浄瑠璃人形頭 丸目頭（光秀）　銘　天狗久	1個	中喜来字中須20－2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭 別師頭（盛綱）　銘　天狗久	1個	中喜来字中須20－2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭 角目頭（熊谷）　銘　天狗久	1個	中喜来字中須20－2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭 別師頭（重兵衛）　銘　人形忠	1個	中喜来字中須20－2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭 別師頭（松永大膳）　銘　人形忠	1個	中喜来字中須20－2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭 家老頭（由良之助）　銘　人形忠	1個	中喜来字中須20－2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭 寄年頭（本蔵）　銘　人形忠	1個	中喜来字中須20－2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭 丸目頭（青弁慶）　無銘（伝 福山左平）	1個	中喜来字中須20－2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭 家老頭（由良之助）　銘　天狗久	1個	中喜来字中須20－2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭 丸目頭（青弁慶）　無銘（伝 福山左平）	1個	中喜来字中須20－2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭 寄年頭（加平次）　銘　天狗久	1個	中喜来字中須20－2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭 三番叟頭　無銘（伝 馬之背駒蔵）	1個	中喜来字中須20－2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭 寄年頭（弥陀六）　無銘（伝 福山左平）	1個	中喜来字中須20－2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭 寄年頭（平作）　無銘（伝 福山左平）	1個	中喜来字中須20－2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭 角目頭（光秀）　銘　和田辰六月	1個	中喜来字中須20－2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭 娘頭（お染）　銘　人形忠	1個	中喜来字中須20－2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭 悪婆頭（荒たき）　無銘（伝 福山左平）	1個	中喜来字中須20－2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
町指定有形文化財				
六地蔵尊	1点	中喜来旧光明庵境内	呑海寺	昭和53年9月9日
豊中開基碑	1点	豊中荒神社境内	豊中三宝荒神社氏子中	昭和53年9月9日
豊岡開拓碑および同扁額	2点	豊岡神社境内	豊岡神社氏子中	昭和53年9月9日
豊久開基碑	1点	豊久出雲神社	豊久自治会	昭和53年9月9日
絵天井	1式	広島不動院	不動院	昭和61年3月25日
敬諭碑	1点	中喜来春日神社境内	中喜来春日神社氏子中	平成8年12月10日
笹木野春日神社文書	1式	松茂町歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館	笹木野自治会	平成29年7月21日
町指定有形民俗文化財				
若宮神社奉納船	3隻	長原若宮神社	若宮神社氏子中	昭和61年3月25日
春日神社奉納船	1隻	中喜来春日神社	中喜来春日神社氏子中	昭和61年3月25日
町指定無形民俗文化財				
三人背継ぎ獅子舞と練り	-	広島春日神社	広島春日神社氏子中	昭和61年3月25日
若宮神社の船壇尻と練り	-	長原若宮神社	若宮神社氏子中	昭和61年3月25日
二上り音頭とまわり踊り	-	中喜来呑海寺	中喜来二上り音頭保存会	昭和61年3月25日
笹木野壇尻音頭と御輿渡御	-	松茂町笹木野字山下10	笹木野祭礼保存会	平成29年7月21日
町指定史跡				
三好長治終焉の地	-	豊岡招魂社付近	松茂町	昭和53年9月9日

資料：松茂町教育委員会資料

③　祭り・イベント

お祭りは、「若宮神社の船だんじり」、「春日神社の秋祭り」、「呑海寺の地蔵盆」等があり多くは神社でのお祭りです。

また、全町的なイベントとしては、令和２（2020）年より毎月開催されている「まつしげまるしぇ」、秋季には、子供たちとその保護者を対象とした子育てイベントとして「まつしげキッズフェスタ」などの開催を実施しています。10 月には「スポーツイベント」、11 月にはサークル活動や小・中学生の音楽の発表の場でもある「文化祭」など、年間を通して様々なイベントを開催しています。

「若宮神社の船だんじり」

「春日神社の秋祭り」

「三人背継ぎ獅子舞」

「二上り音頭とまわり踊り」

「まつしげキッズフェスタ」

「まつしげまるしぇ」

（3）人口

①　総人口の推移

国勢調査による松茂町の総人口の推移は、昭和 55（1980）年以降増加を続けています。平成 27（2015）年に行われた国勢調査によると、本町の人口は 15,204 人であり、昭和 55 年（1980）年から 35 年間で約 1.49 倍の増加ということになります。

昭和 50 年代より急激な増加を続け、平成２（1990）年から平成５（1995）年にかけて 1,466 人の増加を記録しました。平成 17（2005）年以降、その増加幅が小さくなり、平成 22（2010）年から平成 27（2015）年にかけては、134 人の増加でした。

本町においては、人口減少が進む社会情勢のなかで、増加幅は少ないですが総人口が増加し続けている状況でしたが、令和２（2020）年１月１日現在の住民基本台帳の調べでは、15,056 人となり、人口の減少期に入る兆しが見え始めました。

図表 2-4　総人口の推移

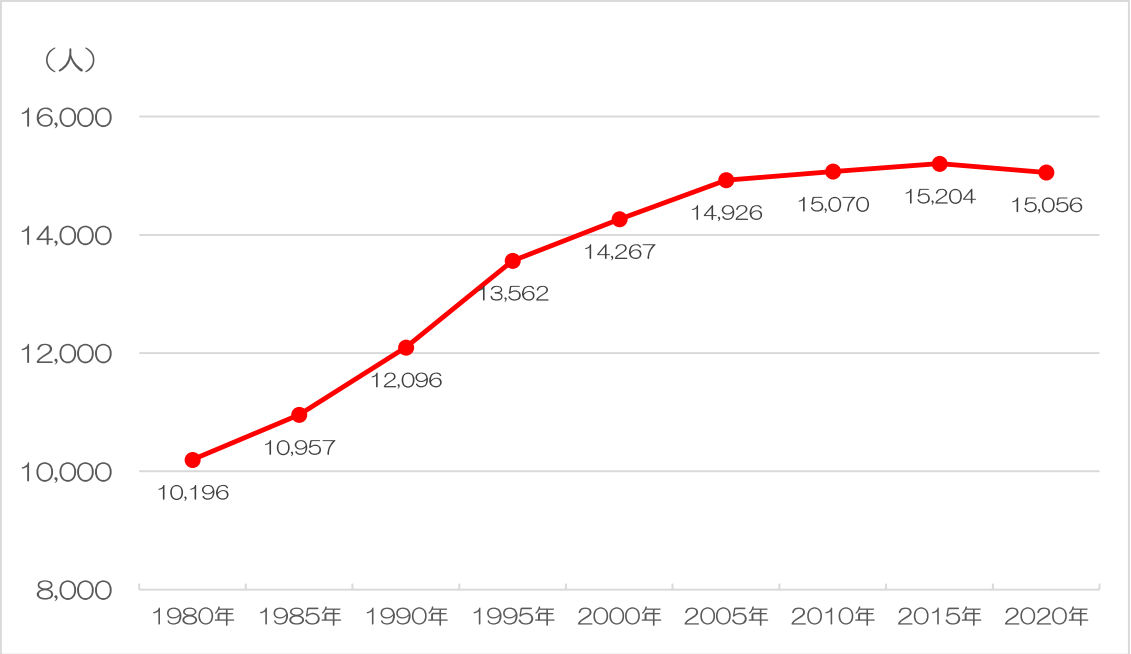

	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
総人口	10,196	10,957	12,096	13,562	14,267	14,926	15,070	15,204	15,056
5年前比増減	1,039	761	1,139	1,466	705	659	144	134	-148

資料：各年国勢調査、ただし、令和２（2020）年は住民基本台帳による

② 年齢区分人口と高齢化率の推移

年齢３区分別人口では、年少人口（0～14 歳）は、平成 12（2000）年までは 2,400 人台で推移してきましたが、その後５年ごとに 2,300 人台、2,200 人台と減少し、平成 27(2015) 年には 2,100 人と減少しています。令和２（2020）年では、2,009 人とさらに減少している状況で、総人口の 13.3%となっています。

生産年齢人口（15～64 歳）は、平成 17（2005）年までは増加し続け、10,056 人となりましたが、平成 22（2010）年より減少が始まり、平成 27 年に 9,388 人になりました。令和２年においては、9,335 人となり、わずかに減少したものの、平成 27 年と同水準を維持している状況です。

老年人口（65 歳以上）は、ペースを早めながら増加し続けています。平成 17 年に年少人口を上回ると、平成 27 年には 3,568 人となり、令和２年では 3,712 人に達しました。昭和 55（1980）年から 40 年間で約 4.0 倍となっています。

また、高齢化率は昭和 55 年の 9.1%から年々上昇し、平成 27 年には 23.7%となり、令和２年においては 24.7%となりました。年少人口と生産年齢人口の減少、老年人口の増加という傾向がみられることから、今後もさらに高齢化率が上昇していくことが予想されます。

図表 2-5　年齢３区分人口と高齢化率の推移

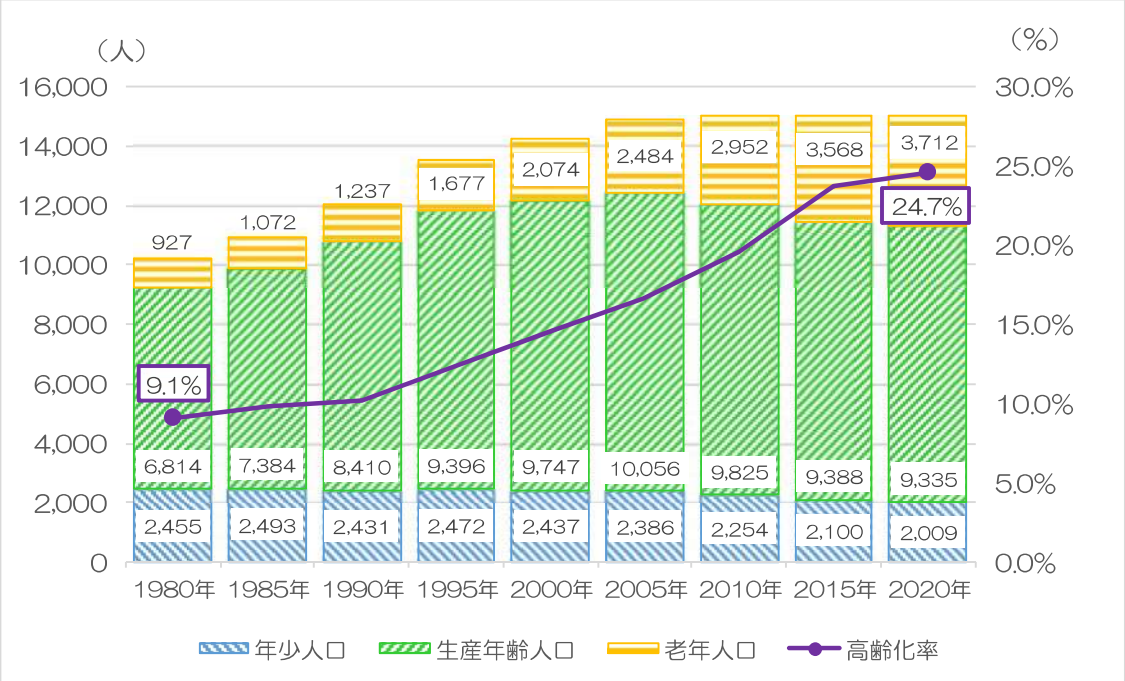

	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
年少人口	2,455	2,493	2,431	2,472	2,437	2,386	2,254	2,100	2,009
生産年齢人口	6,814	7,384	8,410	9,396	9,747	10,056	9,825	9,388	9,335
老年人口	927	1,072	1,237	1,677	2,074	2,484	2,952	3,568	3,712
高齢化率	9.1%	9.8%	10.2%	12.4%	14.5%	16.6%	19.6%	23.7%	24.7%

※印年齢「不詳」は除く。そのため、年齢３区分別人口の合計は、総人口と一致しない。また、高齢化率は、年齢「不詳」を除いた総人口を分母とする。

資料：各年国勢調査、ただし、令和２（2020）年は住民基本台帳による

③　自然増減（出生・死亡）の推移

本町の昭和 60（1985）年以降の出生数の推移を５年ごとにみると、平成 12（2000）年までは増加傾向にありましたが、平成 12（2000）年の 182 人をピークに近年は年々減少傾向にあります。平成 22（2010）年までは 140人台を維持してきましたが、それ以降、平成 27（2015）年は 134 人、令和２（2020）年は 105 人となり、減少の幅が大きくなっています。全国的に少子化が進んでいますが、松茂町においても、その傾向が表れているといえます。

一方、死亡数は、徐々に増加しつつあります。平成 17（2005）年までは 100 人未満で推移してきましたが、平成 22（2010）年以降は 100 人を超え、その後は年々増加傾向にあります。後期高齢者人口（75 歳以上）の増加が進んでいることから、この傾向は今後も続くと考えられます。

自然増減（出生数マイナス死亡数）の推移をみると、平成 22（2010）年まで自然増で推移してきましたが、平成 22 年の 24 人の自然増を境に、自然減にて推移しています。

図表 2-6　出生数・死亡数・自然増減の推移

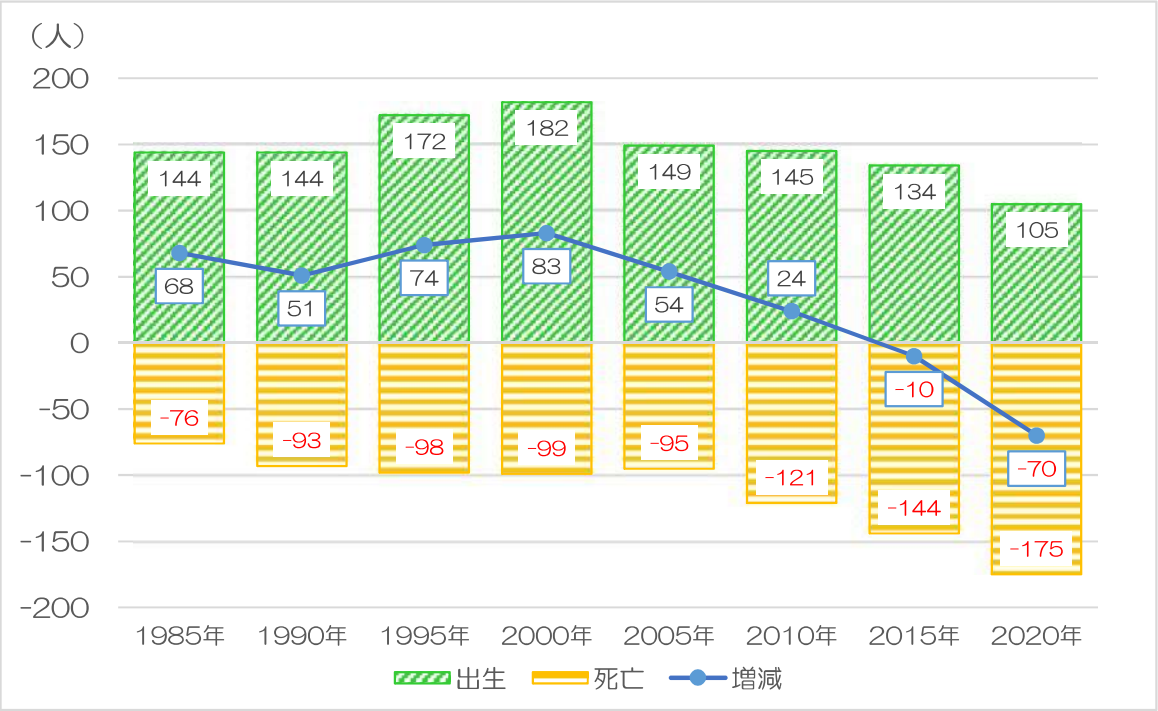

自然動態	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
出生	144	144	172	182	149	145	134	105
死亡	76	93	98	99	95	121	144	175
増減	68	51	74	83	54	24	-10	-70

資料：平成 30 年都市計画基礎調査、総務省、ただし、令和２（2020）年は住民基本台帳による

④　合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は、1 人の女性が一生に産む子どもの人数とされています。現在の人口を維持できる合計特殊出生率の目安（人口置換水準）は、平成 25（2013）年の日本では 2.07 となっています。

本町の合計特殊出生率をみると、1983 年～1987 年の 1.88 から下降し、2003 年～2007 年に 1.43 になったのち、2008 年～2012 年にはやや上昇し、1.56 になりました。

県全体と似た傾向で推移していますが、県全体や全国よりも高い数値となっています。ただし、前述の人口置換水準より低く、また、出生率を算出する際に分母となる「15～49 歳女性人口」がやや減少しているため、合計特殊出生率の上昇が、出生数を大きく増加させるに至らないと考えられます。

図表 2-7　合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移

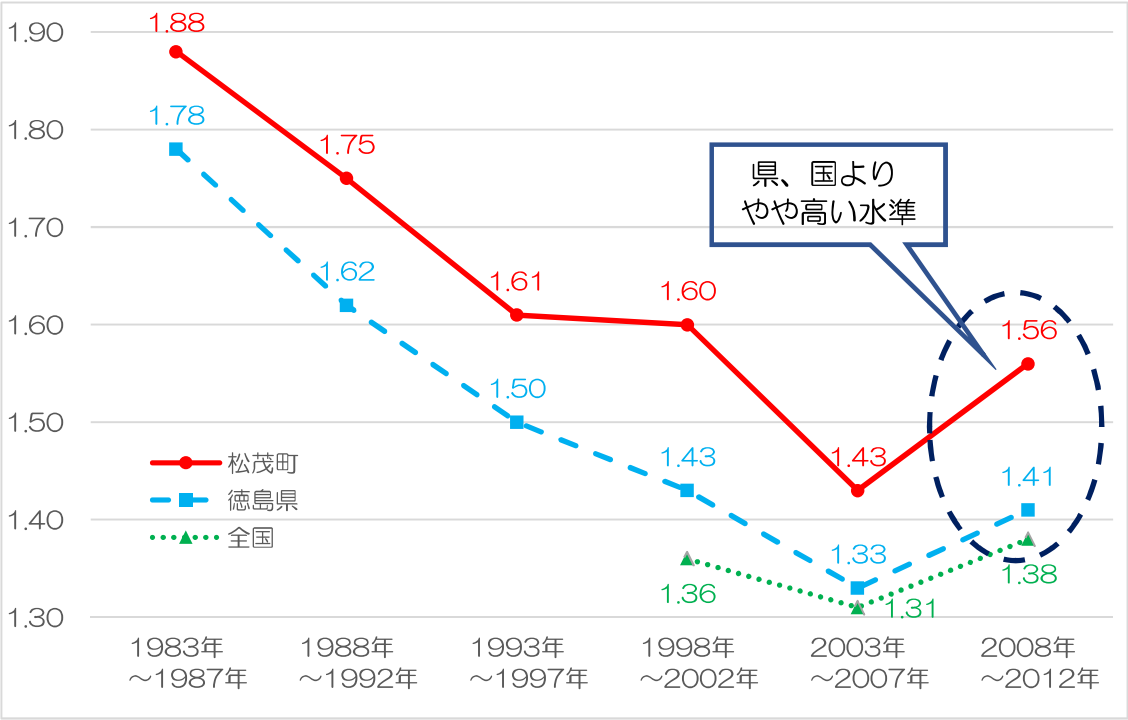

	1983年～1987年	1988年～1992年	1993年～1997年	1998年～2002年	2003年～2007年	2008年～2012年
松茂町	1.88	1.75	1.61	1.60	1.43	1.56
徳島県	1.78	1.62	1.50	1.43	1.33	1.41
全国	－	－	－	1.36	1.31	1.38

資料：松茂町人口ビジョン

⑤　夜間人口・昼間人口

平成２（1990）年から５年毎の昼間人口の推移は、平成 22（2010）年まで増加していましたが、平成 27（2015）年には減少に転じました。また、平成７（1995）年以降は夜間人口より昼間人口のほうが多くなっています。

昼間人口の構成は、非従業・非通学の人口が 3,845 人から 5,501 人へと増加しています。また、他市町村からの流入人口が県内常住者については 3,429 人から 5,546 人へ、県外常住者については 36 人から 272 人へと増加しています。

図表 2-8　昼間人口の推移

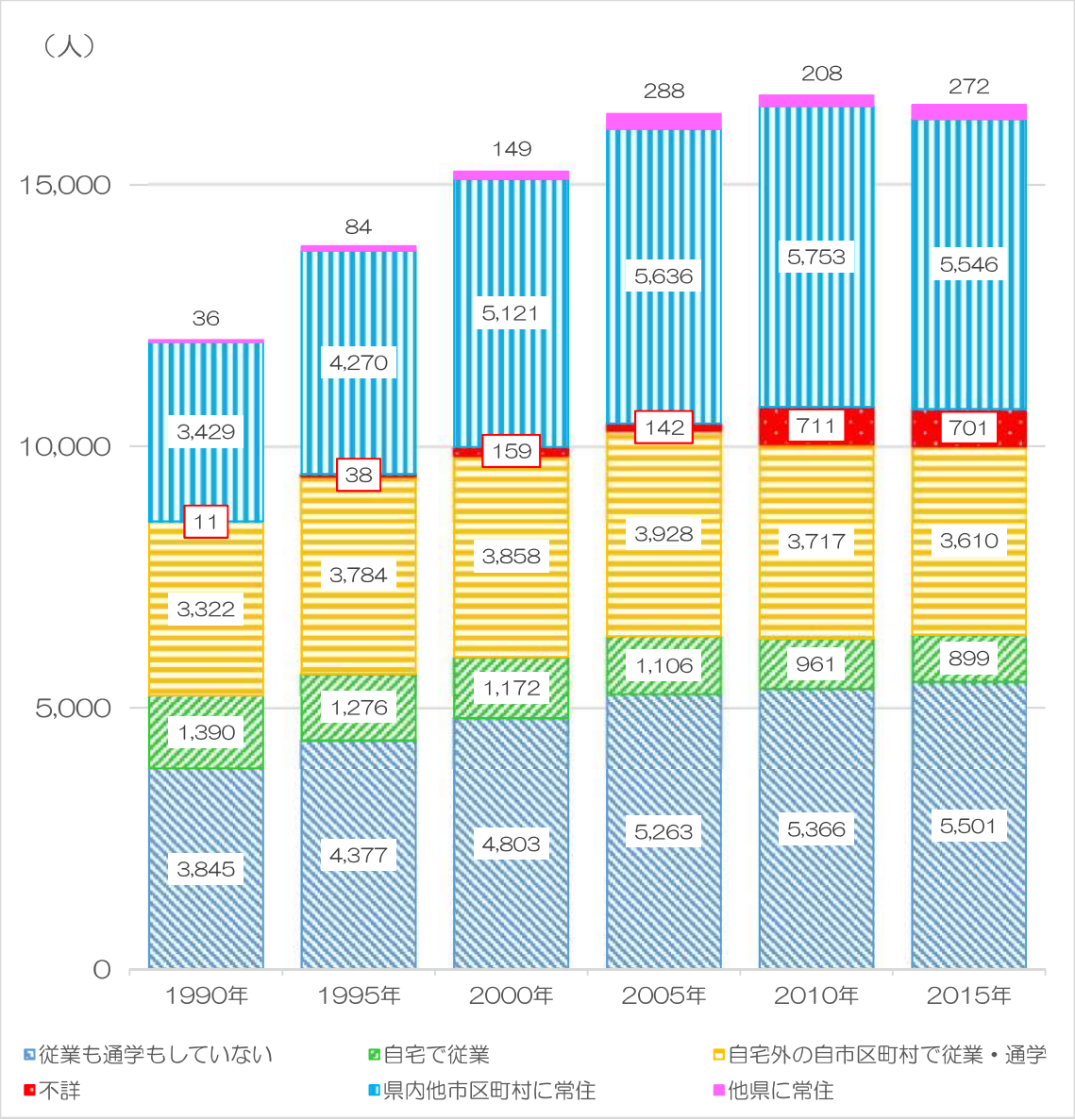

資料：各年国勢調査

図表 2-9　夜間人口・昼間人口の推移

	（単位：人）	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
常住地による人口	総数(夜間人口)*1*2	12,078	13,545	14,258	14,926	15,070	15,204
	従業も通学もしていない	3,845	4,377	4,803	5,263	5,366	5,501
	自宅で従業	1,390	1,276	1,172	1,106	961	899
	自宅外の自市区町村で従業・通学	3,322	3,784	3,858	3,928	3,717	3,610
	他市区町村で従業・通学					4,398	4,510
	自市内他区で従業・通学*3	-	-	-	-	-	-
	県内他市区町村で従業・通学	3,439	4,013	4,178	4,377	4,177	4,324
	他県で従業・通学	71	57	88	110	138	169
従業地・通学地による人口	総数(昼間人口)*1*4	12,033	13,829	15,262	16,363	16,716	16,529
	不詳	11	38	159	142	711	701
	自市内他区に常住	-	-	-	-	-	-
	県内他市区町村に常住	3,429	4,270	5,121	5,636	5,753	5,546
	他県に常住	36	84	149	288	208	272

*1 労働力状態「不詳」を含む。　*2 従業地・通学地「不詳」を含む。
*3 従業・通学先市区町村「不詳」を含む。　*4 従業地・通学地「不詳」で、当地に常住している者を含む。

資料：各年国勢調査

本町の平成 27 年度における人口流動は、流入・流出とも徳島市との結びつきが最も強く、次いで、鳴門市との結びつきが強いことがわかります。

図表 2-10　流入・流出状況

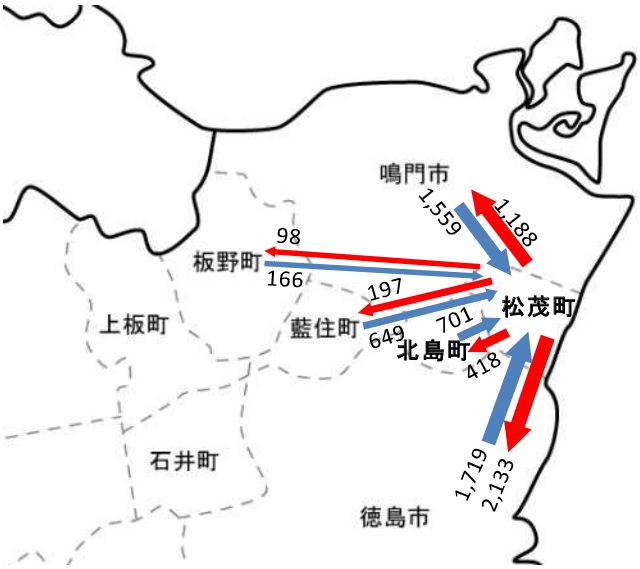

注）図は、流入・流出とも上位５市町までを表示しています。

	流出先		
	市町村名	流出者数（人）	流出率（%）
第１位	徳島市	2,133	29.3
第２位	鳴門市	1,188	16.3
第３位	北島町	418	5.7
第４位	藍住町	197	2.7
第５位	板野町	98	1.3

流入先		
市町村名	流出者数（人）	流入率（%）
徳島市	1,719	18.7
鳴門市	1,559	17.0
北島町	701	7.6
藍住町	649	7.1
板野町	166	1.8

資料：平成 30 年都市計画基礎調査

⑥　社会動態（転入・転出）

本町の昭和 60（1985）年以降の転入数の推移を５年ごとにみると、平成 12（2000）年までは増加傾向にありましたが、その後は徐々に減少しています。

一方、転出数は昭和 60(1985)年以降、増加と減少を繰り返していますが、平成 27(2015)年以降は、転出数が転入数を上回る傾向が続いており、今後人口減少が進むおそれがあります。

図表 2-11　社会動態（転入・転出）の推移

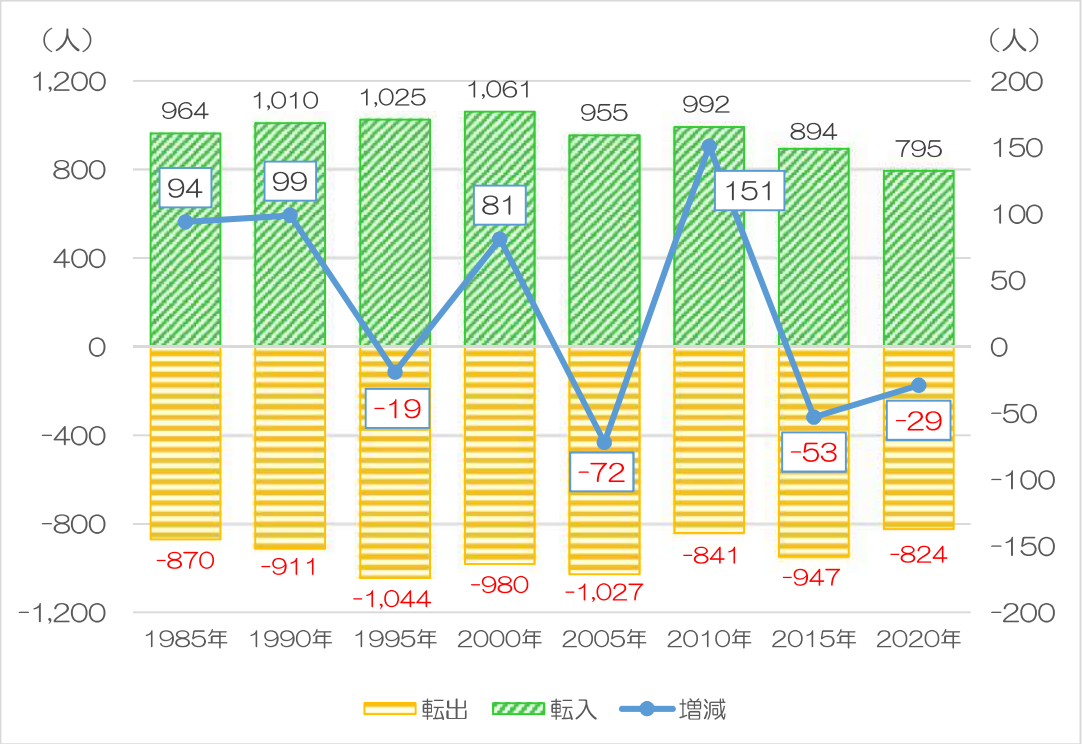

図表 2-12　社会動態（転入・転出）の推移

社会動態	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
転入	964	1,010	1,025	1,061	955	992	894	795
転出	870	911	1,044	980	1,027	841	947	824
増減	94	99	-19	81	-72	151	-53	-29

資料：平成 30 年都市計画基礎調査、総務省、ただし、令和２（2020）年は住民基本台帳による

⑦　人口動態

自然動態（出生者数・死亡者数）と社会動態（転入者数・転出者数）を人口動態として把握した場合、人口は、平成 25（2013）年度（平成 17（2005）年、平成 23（2011）年度を除く）までプラスの状態でしたが、平成 26（2014）年以降、マイナスへ転じています。

図表 2-13　人口動態の推移

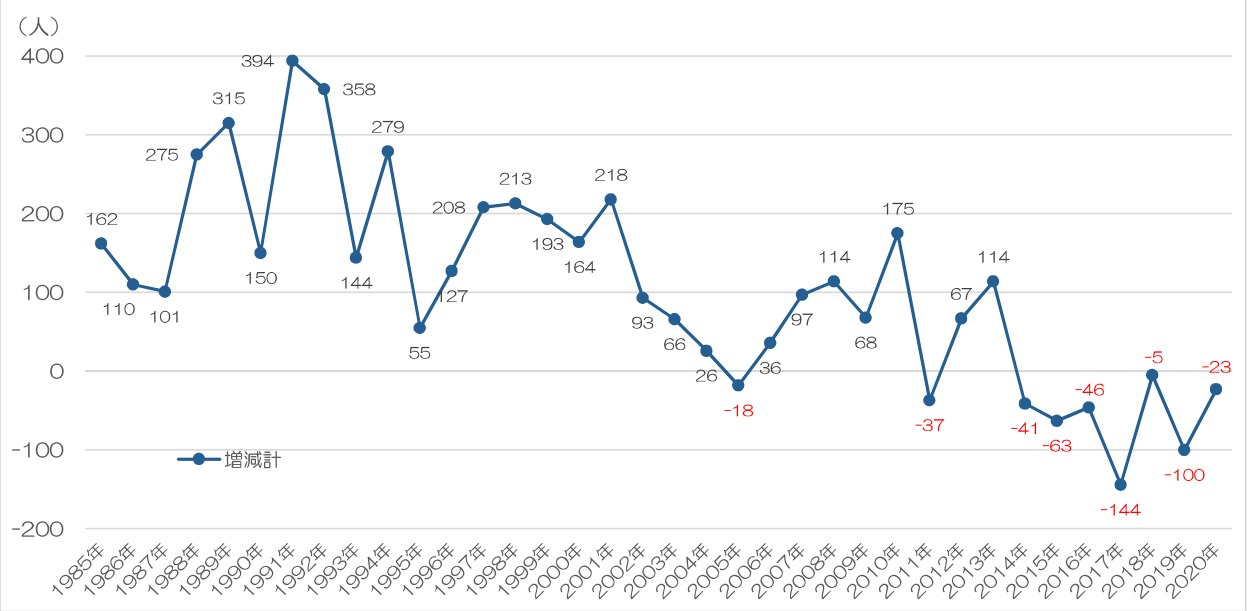

資料：平成 30 年都市計画基礎調査、ただし、平成 30（2018）年度以降は松茂町資料

（4）産業

①　産業別人口の推移

平成 27（2015）年の国勢調査による就業者数は、7,286 人で、昭和 55（1980）年の 4,869 人に比べて 2,417 人増加し、約 1.5 倍増加しています。

産業別でみると、第一次産業は昭和 55（1980）年の 924 人から平成 27（2015）年には 628 人と減少し、全就業者に対する構成比は 19.0%から 8.6%になっています。

第二次産業では、1,358 人から 1,956 人と増加し、構成比は 27.9%から 26.8%へとほぼ横ばい状態となっています。

第三次産業は 2,587 人から 4,702 人と増加し、構成比は 53.1%から 64.5%と 11.4%拡大しています。

本町の産業構造は、第一次産業から第三次産業への就業者の移動が捉えることができます。

図表 2-14　産業別就業者割合の変化

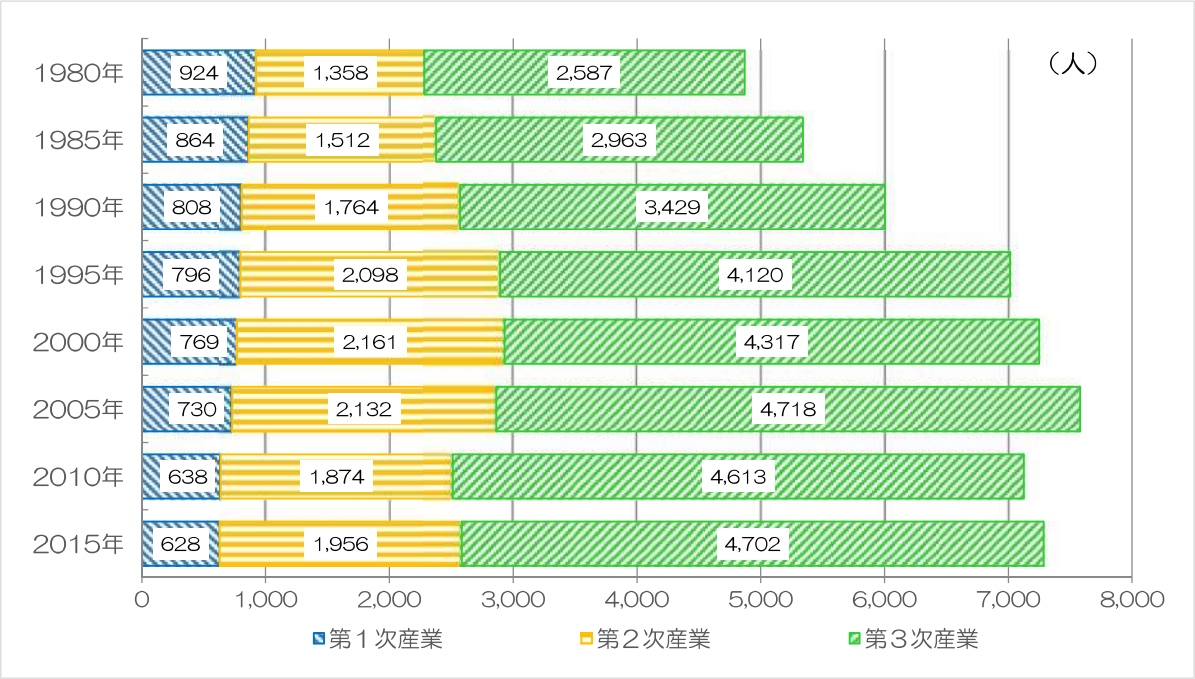

		就業者（人）	人口（人）	就業率（%）	第１次産業		第２次産業		第３次産業	
					就業者（人）	構成比（%）	就業者（人）	構成比（%）	就業者（人）	構成比（%）
常住地	1980年	4,869	10,196	47.8	924	19.0	1,358	27.9	2,587	53.1
	1985年	5,339	10,957	48.7	864	16.2	1,512	28.3	2,963	55.5
	1990年	6,001	12,096	49.6	808	13.5	1,764	29.4	3,429	57.1
	1995年	7,014	13,562	51.7	796	11.3	2,098	29.9	4,120	58.7
	2000年	7,247	14,267	50.8	769	10.6	2,161	29.8	4,317	59.6
	2005年	7,580	14,926	50.8	730	9.6	2,132	28.1	4,718	62.2
	2010年	7,125	15,070	47.3	638	9.0	1,874	26.3	4,613	64.7
	2015年	7,286	15,204	47.9	628	8.6	1,956	26.8	4,702	64.5

資料：各年国勢調査

② 農業

農業については、農業産出額は、昭和 62（1987）年の 16 億円から平成８（1996）年まで増加傾向で推移し、以降、減少・横ばい傾向に移りましたが、平成 27（2015）年には再び増加し、平成 28（2016）年には 28.5 億円となりました。

平成 29（2017）年には、再び農業産出額は 25.8 億円と減少しましたが、原因は天候不良によるものと思われます。主な産出作物は、いも類「さつまいも」12.1 億円、野菜「大根」1.8 億円、果物「日本なし」2.6 億円です。

図表 2-15　農業産出額の推移

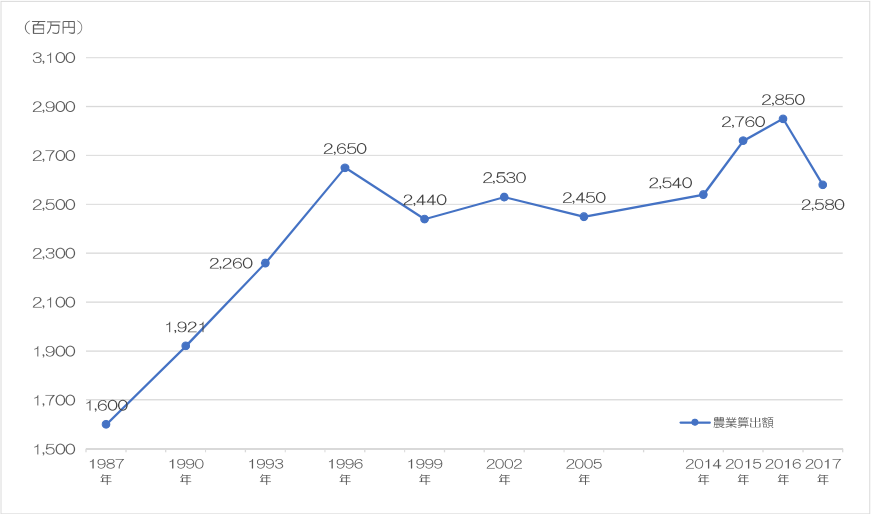

資料：農林業センサス

③ 工業

本町内には地場産業が少なく、このため工業活動は昭和期から増加傾向にあったものの大きな進展はありませんでした。その後、松茂工業団地（昭和 50 年代初めに造成）に大塚製薬、三洋電機、サンスターなどの大企業の立地が相次ぎ、平成８（2006）年以降、大幅な工業出荷額の増加があり、平成 22（2010）年で 2,181 億円に到達しています。平成 28（2016）年は 1,285 億円となり、ピーク時より 895.6 億円減少しています。

図表 2-16　工業出荷額の推移

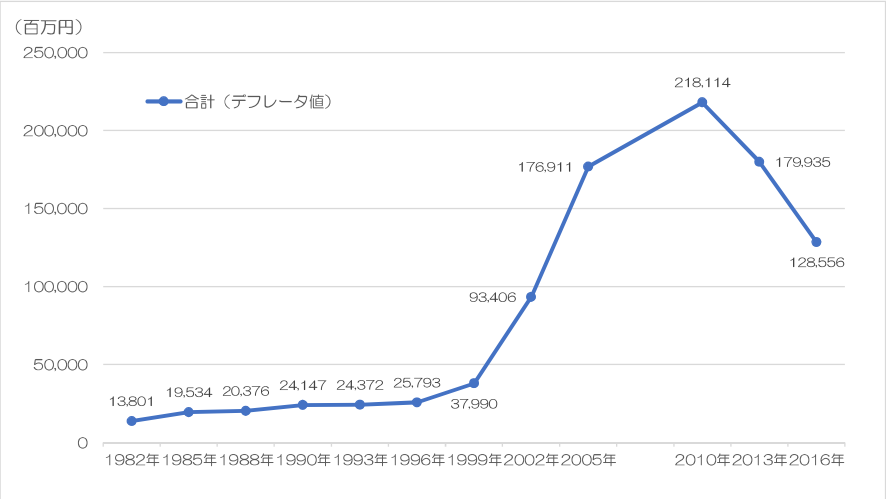

資料：平成 30 年都市計画基礎調査より一部抽出

④　商業

昭和60(1985)年より上昇し、平成9(1997)年にピークを迎えましたが、平成14(2002)年に減少し、以降緩やかな増加傾向を経て、平成28（2016）年は大幅な増加となり、松茂町の平成28（2016）年の年間商品販売額は、495億円となっています。

図表 2-17　商業販売額の推移

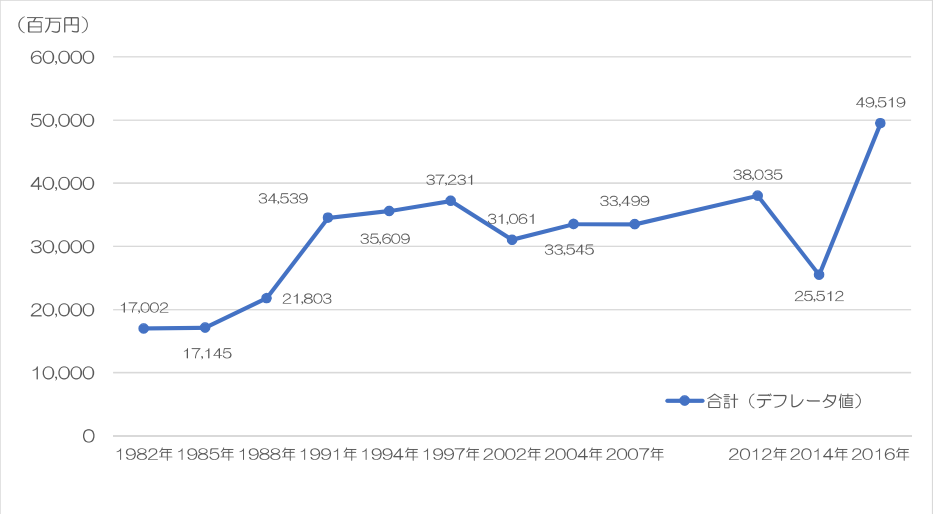

資料：平成30年都市計画基礎調査

（5）土地利用動向

本町の土地利用別面積は、市街化区域では自然的土地利用 42.9ha（13.1%）、都市的土地利用が 285.1ha（86.9%）となっています。大部分が都市的土地利用であり、田や畑は 8.1%です。

一方、市街化調整区域では、自然的土地利用 578.6ha（52.8%）に対し、都市的土地利用が 517.4ha（47.2%）です。

図表 2-18　土地利用の構成

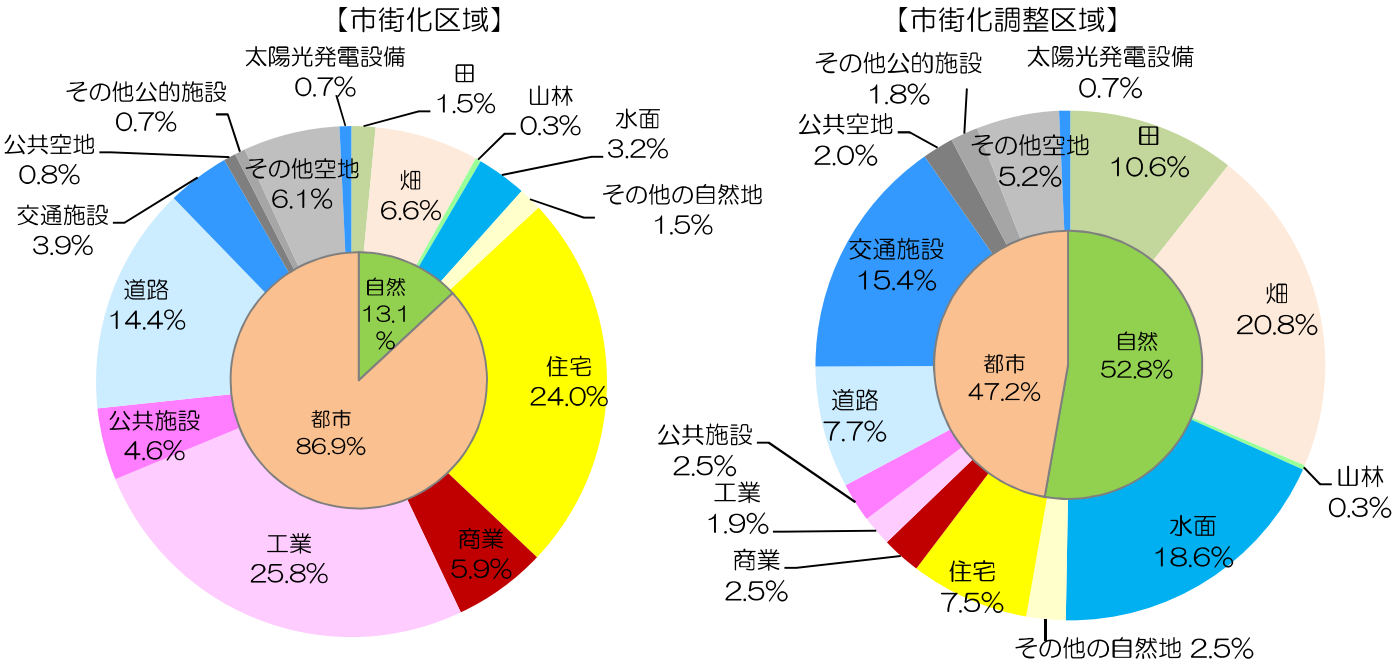

	自然的土地利用										
	農地								合計	可住地	非可住地
	田	畑	小計	山林	水面	その他自然地	小計				
市街化区域 (ha)	5.0	21.6	26.6	1.1	10.4	4.8	42.9	市街化区域 (ha)	328.0	157.1	170.9
(%)	1.5%	6.6%	8.1%	0.3%	3.2%	1.5%	13.1%	(%)	100.0%	47.9%	52.1%
市街化調整区域 (ha)	116.5	228.0	344.5	3.0	203.7	27.4	578.6	市街化調整区域 (ha)	1,096.0	543.4	552.6
(%)	10.6%	20.8%	31.4%	0.3%	18.6%	2.5%	52.8%	(%)	100.0%	49.6%	50.4%

	都市的土地利用											
	宅地											
	住宅地	商業地	工業地	小計	公共公益用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他公的施設用地	その他空地	太陽光発電設備	小計
市街化区域 (ha)	78.7	19.3	84.6	182.6	15.0	47.3	12.9	2.6	2.2	20.0	2.5	285.1
(%)	24.0%	5.9%	25.8%	55.7%	4.6%	14.4%	3.9%	0.8%	0.7%	6.1%	0.7%	86.9%
市街化調整区域 (ha)	82.7	26.9	21.1	130.7	27.3	84.6	168.5	21.7	19.4	57.4	7.8	517.4
(%)	7.5%	2.5%	1.9%	11.9%	2.5%	7.7%	15.4%	2.0%	1.8%	5.2%	0.7%	47.2%

資料：平成 30 年都市計画基礎調査

図表 2-19　土地利用現況図

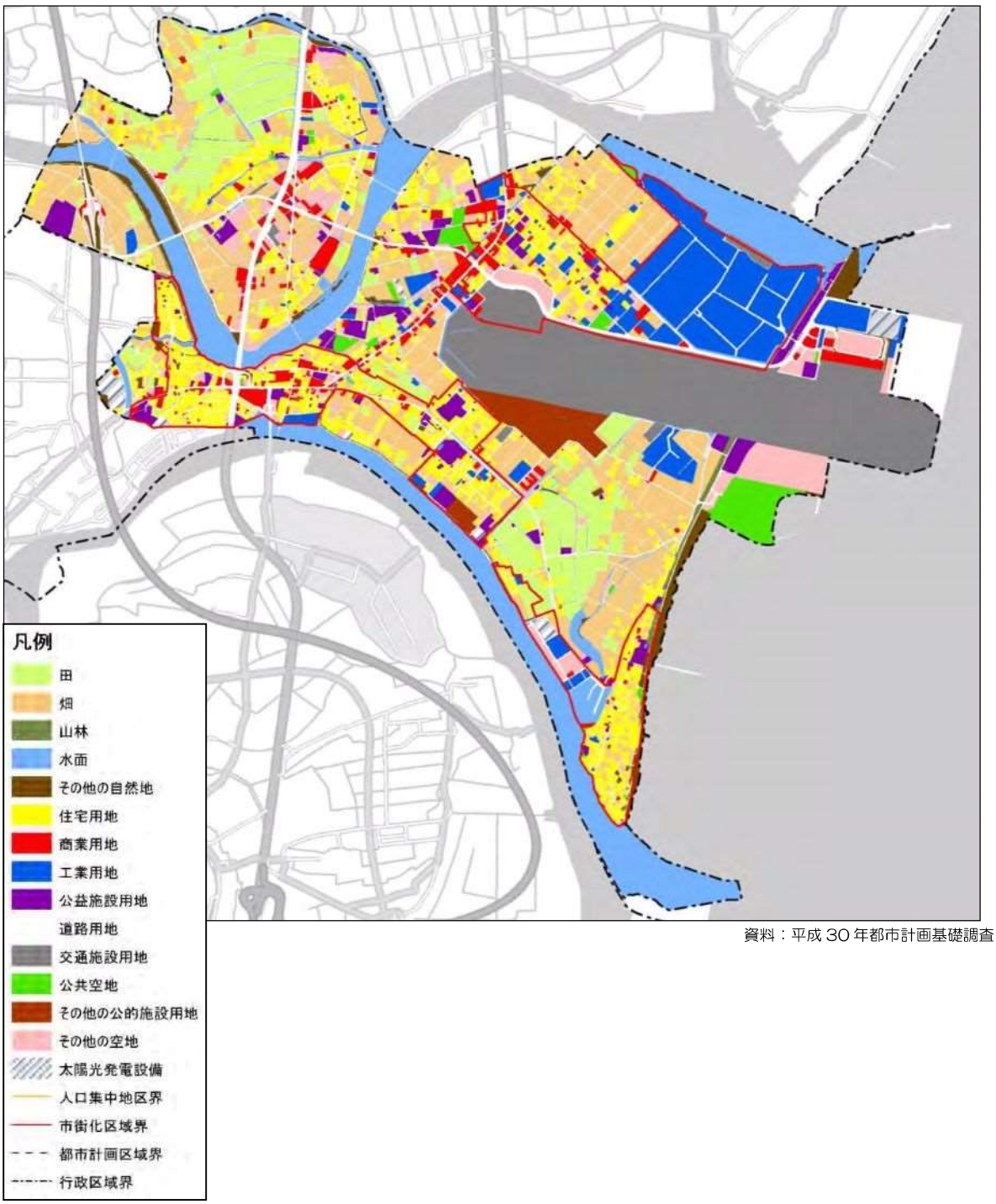

資料：平成 30 年都市計画基礎調査

（6）都市計画の現状

①　徳島東部都市計画区域の区域区分

徳島東部都市計画区域の区域区分別面積は、市街化区域 8,803ha（16.6%）、市街化調整区域 44,085ha（83.4%）です。また、人口構成比は、市街化区域 337.6 千人（67.4%）、市街化調整区域 163.6 千人（32.6%）です。

図表 2-20　徳島東部都市計画区域の区域区分面積比および人口構成比

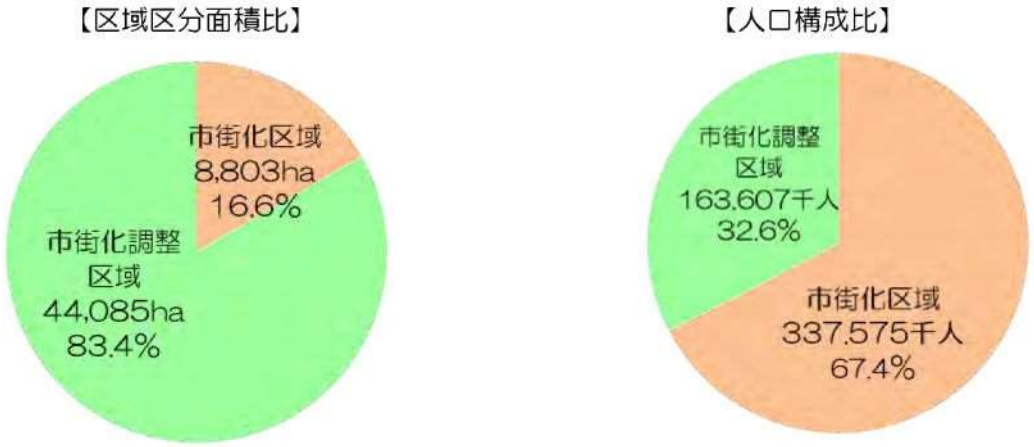

資料：平成 30 年都市計画基礎調査

図表 2-21　徳島東部都市計画区域の人口

区域内 市町村名	都市計画区域			市街化区域		市街化調整区域	
	行政区域の範囲	面　積 ha	27 年国調人口 千人	面　積 ha	27 年国調人口 千人	面　積 ha	27 年国調人口 千人
徳島東部都市計画区域		52,888	501.2	8,803	337.6	44,085	163.6
徳島市	全　域	19,139	258.6	3,918	199.3	15,221	59.3
鳴門市	一　部	10,515	57.2	1,337	38.9	9,178	18.3
小松島市	全　域	4,537	38.8	897	23.7	3,640	15.0
阿南市	一　部	10,138	60.3	1,304	31.0	8,834	29.3
吉野川市	一　部	3,376	23.2	310	9.1	3,066	14.1
石井町	全　域	2,885	25.6	276	10.2	2,609	15.4
松茂町	全　域	1,424	15.2	328	9.3	1,096	5.9
北島町	全　域	874	22.4	433	16.1	441	6.3

資料：都市計画現況調査（平成 31 年 3 月 31 日現在）及び国勢調査

②松茂町の用途地域指定状況

本町は、徳島東部都市計画区域内にあり、行政区域の全域が都市計画区域に指定され、そのうち、市街化区域については用途の指定をしています。

本町の都市計画区域の区域区分別面積は、市街化区域 328ha（23.0%）、市街化調整区域 1,096ha（77.0%）です。人口構成比は、市街化区域 9.3 千人（61.5%）、市街化調整区域 5.9 千人（38.5%）で徳島東部都市計画区域の区域区分面積比、人口構成比ともに、ほぼ同じ構成となっています。

図表 2-22　松茂町の区域区分面積比および人口構成比

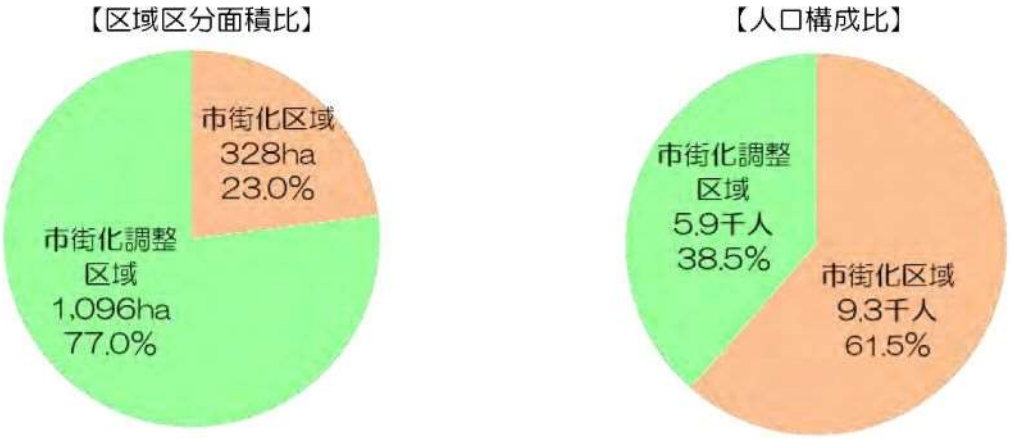

資料：平成 30 年都市計画基礎調査

なお、徳島東部都市計画区域の用途地域構成比は、都市計画区域の 62.6%が住居系用途、商業系用途は 10.0%、工業系用途 27.4%となっています。

本町の用途地域構成比は、都市計画区域の 39.1%が住居系用途（3 種類）、商業系用途（1 種類）は 4.0%、工業系用途（3 種類）は 56.9%です。

図表 2-23　用途地域構成比

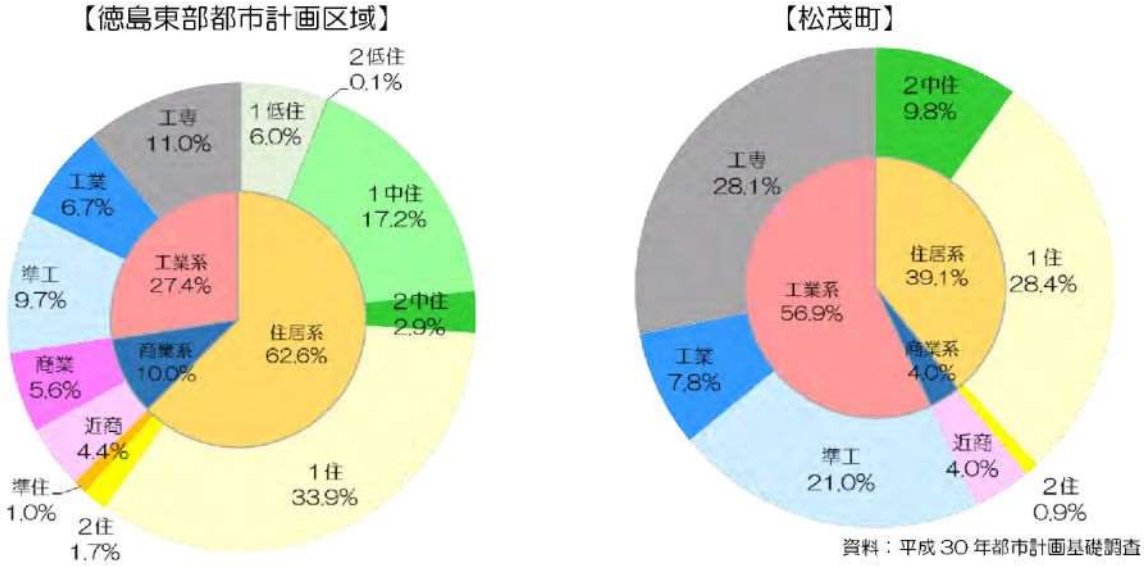

資料：平成 30 年都市計画基礎調査

用途地域の指定については、住居系について「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」の３種類、商業系は「近隣商業地域」の１種類、工業系については「準工業地域」、「工業地域」、「工業専用地域」の３種類を指定しており、面積等については以下に示すとおりです。

図表 2-24　用途地域指定状況

	都市計画区域内の用途地域												計
	第１種低層住居専用地域	第２種低層住居専用地域	第１種中高層住居専用地域	第２種中高層住居専用地域	第１種住居地域	第２種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	
略称	１低住	２低住	１中住	２中住	１住	２住	準住	近商	商業	準工	工業	工専	
単位	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
徳島県計	566.7	7.5	1,562.1	251.9	3,067.1	163.4	83.3	411.3	521.7	886.5	593.9	965.5	9,080.9
徳島東部都計合計	525.7	7.5	1,510.1	250.9	2,982.9	147.5	85.6	387.2	490.9	854.5	588.5	971.0	8,802.3
松茂町				32.0	93.0	3.0		13.0		68.8	25.7	92.0	327.5

資料：都市計画現況調査（平成 31 年３月 31 日現在）

図表 2-25　市街化区域の内訳

区域区分		面積（ha）
市街化区域	Ⅰ	165
	Ⅱ	162
	計	328
市街化調整区域		1,096
都市計画区域		1,424

〕 図上計測値

※市街化区域の面積は計測値のため、都市計画決定の値に一致しない。

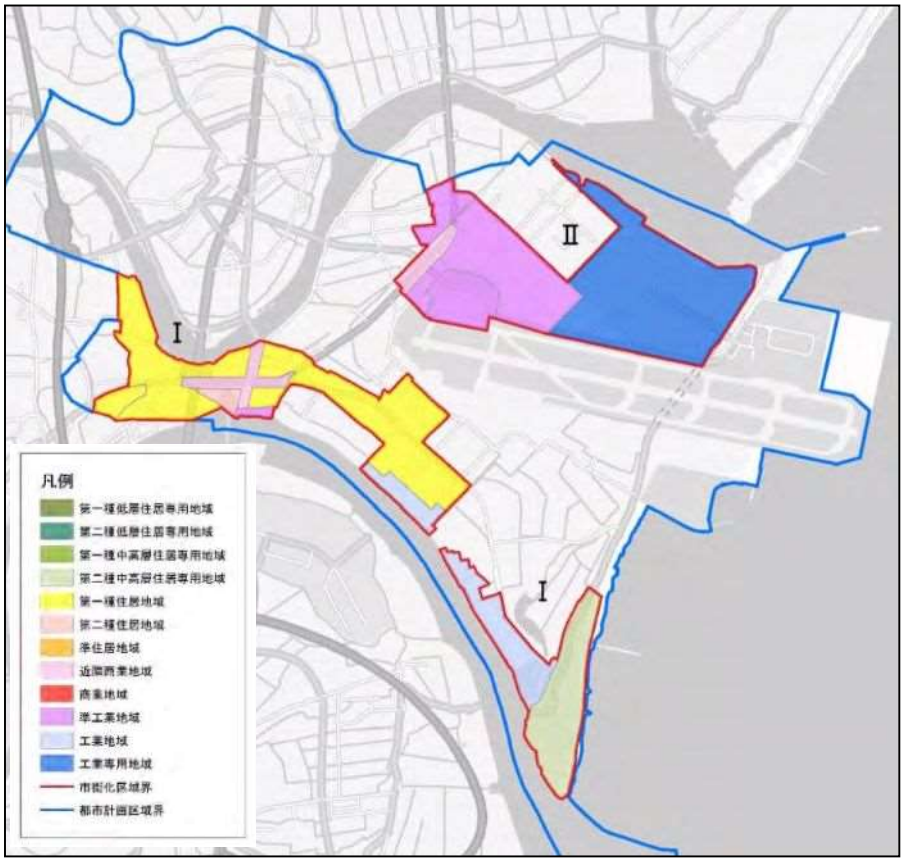

資料：平成 30 年都市計画基礎調査

（7）都市施設

徳島東部都市計画区域の都市施設整備状況は、都市計画道路整備率 55.4%、都市計画公園整備率 54.7%と概ね５割程度が整備済みですが、公共下水道整備率は 46.0%と５割を下回っています。

本町の都市施設整備状況は、都市計画道路整備率 87.3%、都市計画公園整備率 97.5%、公共下水道整備率は 53.2%と、いずれの整備率も徳島東部都計区域平均より高いものとなっています。

図表 2-26　都市施設の整備状況

都市計画区域市町名	都市計画道路整備率	都市計画公園整備率	公共下水道整備率
徳島東部都市計画区域	55.4%	54.7%	46.0%
松茂町（都市計画区域）	87.3%	97.5%	53.2%

資料：都市計画現況調査（平成 31 年３月 31 日現在）

①　道路・交通施設

広域交通施設としては、「徳島阿波おどり空港」が町内にあり、東京及び福岡との路線を開設しています。

また、京阪神方面や東京、その他各地を結ぶ高速バスが停車する「松茂」バス停は、観光物産館や大型駐車場を備えた「徳島とくとくターミナル」として、徳島市内への交通量緩和、県北各地への交通アクセスの拠点的役割を担っています。加えて町内には、徳島市内から、鳴門方面、徳島阿波おどり空港方面、長原方面への民間バス路線が通っており、町内外への移動手段の一つとなっています。

町内には鉄道はありませんが、町中央部を縦貫している国道 11 号に加え、本町には四国横断自動車道、松茂スマート IC が配置されており、広域的な道路・交通ネットワークが形成されています。

この他、国道 28 号、県道は主要地方道の徳島空港線、松茂吉野線、一般県道の川内大代線、長原港線、津慈広島線、古川長原港線などにより広域幹線網を形成しています。

今後､「四国８の字ネットワーク」をはじめとする広域交通ネットワークが整備されることで、広域交流機会の増加などが期待されます。

図表2-27　道路網の現況

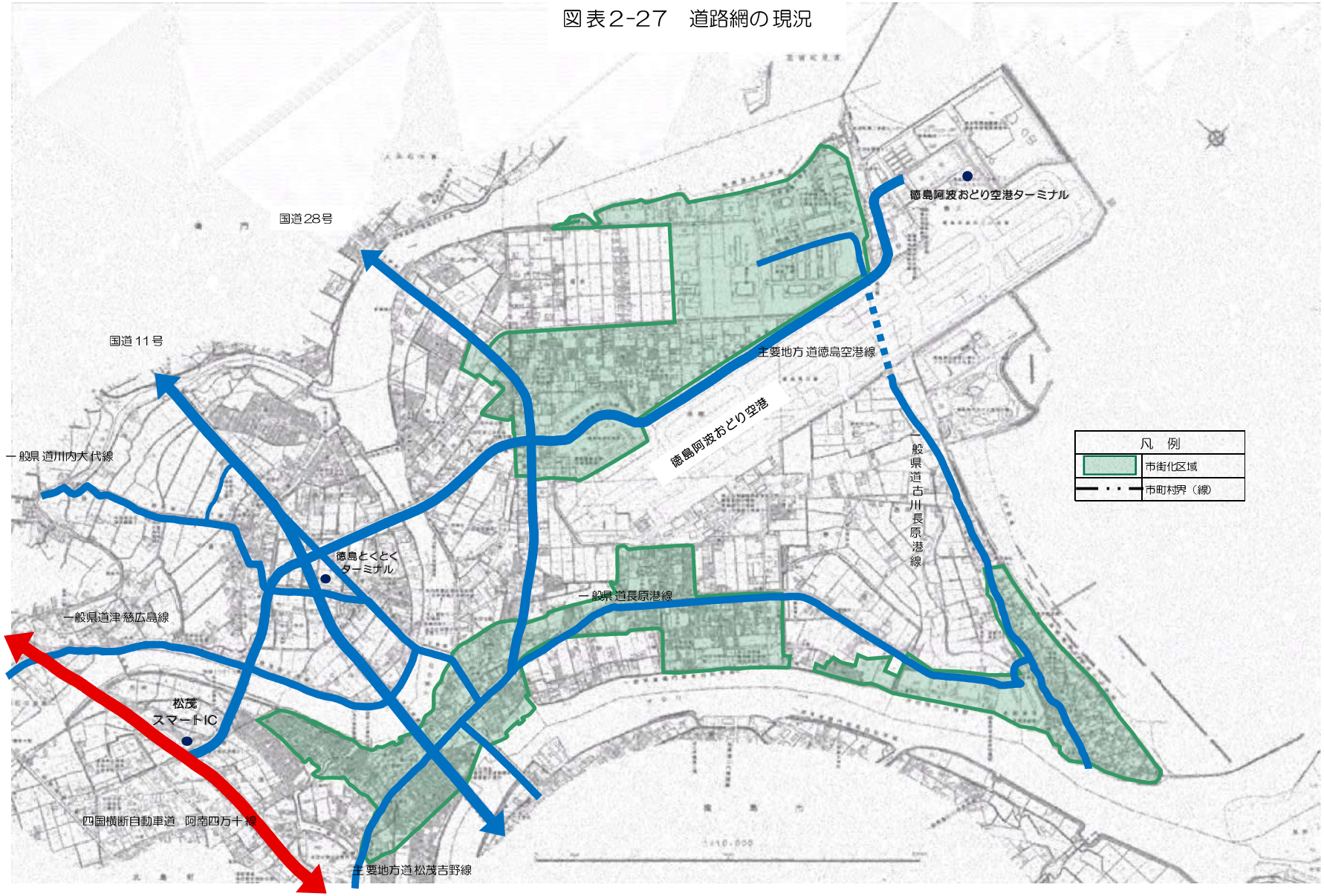

② 都市計画公園等

都市計画公園・緑地とは、都市計画法に規定される都市施設の１つであり、都市計画決定権者である都道府県知事又は市町村長が都市計画決定（変更）した「公園」「緑地」「墓園」を指します（都市計画法第 11 条第１項第２号）。なお、都市施設である公園・緑地の整備後は、原則、都市公園法に基づき、管理を行っています。公園・緑地は住民の安全で快適な生活を支えるとともに、都市における貴重なオープンスペースであることなど、多くの機能を有しています。

本町における都市計画公園等は、「近隣公園」「街区公園」「緑地」の３種別があります。これらに徳島県が整備した「総合公園」である月見が丘海浜公園やその他の公園も加えた町民一人当たりの公園緑地面積は、14.5 ㎡/人となります。

図表 2-28　都市計画公園等の種別

種　別	機能の内容	規　模	配　置
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	0.25haを標準とする	誘致距離250mを標準とする
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園	2haを標準とする	誘致距離500mを標準とする
地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	4haを標準とする	誘致距離1kmを標準とする
総合公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、動等総合的な利用に供することを目的とする公園	概ね10ha以上とする	原則として、一の市町村の区域を対象として、住民が容易に利用できる位置に配置する。
運動公園	主として運動の用に供することを目的とする公園	概ね15ha以上とする	原則として、一の市町村の区域を対象として、住民が容易に利用できる位置に配置する。
広域公園	一の市町村の区域を超える広域の区域を対象とし、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	概ね50ha以上とする	一の市町村の区域を超える広域の圏域を対象として、交通の利便の良い土地に配置する。
特殊公園（風致公園）	主として風致の享受の用に供することを目的とする公園	-	樹林地、湖沼海浜等の良好な自然的環境を形成する土地を選定して配置する。
特殊公園（動物・植物・歴史公園）	動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園	-	動物公園、植物公園にあっては、気象、地形、植生等の自然的条件が当該公園の立地に適した土地を選定して配置する。歴史公園にあっては、遺跡、庭園、建築物等の文化的遺産の存する土地若しくはその復元、展示等に適した土地又は歴史的意義を有する土地を選択して配置する。
緑　地	主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地	-	-

資料：都市計画運用指針

図表 2-29　公園・緑地の整備状況

区分	種別	名称	公園区分	箇所	面積
都市計画公園等	近隣公園	松茂公園	近隣公園	1	約1.58ha
	近隣公園	松茂中央公園	近隣公園	1	約2.35ha
	近隣公園	松茂東部公園	近隣公園	1	約0.43ha
	街区公園	長原児童公園	街区公園	1	約0.05ha
	緑地	向喜来緑地	都市緑地	1	約0.45ha
	総合公園	月見が丘海浜公園	総合公園	1	約14.1ha
その他の公園		空港公園		(1)	(約14.5ha)
		ふれあいきゅうない公園	条例公園	1	約0.58ha
		ふれあいまる池公園	条例公園	1	約0.14ha
		中喜来地区農村公園	条例公園	1	約0.15ha
		中喜来地区北部農村公園	条例公園	1	約0.16ha
		長原渡船場横公園	港湾緑地	1	約0.1ha
		児童クラブ併設児童遊園	（児童福祉法）	3	約0.11ha
		その他の児童遊園	（開発公園）	33	約1.66ha
現況公園・緑地面積					約21.86ha
現況における町民一人あたりの公園緑地面積					約14.5㎡/人

資料：松茂町資料

向喜来緑地

松茂中央公園

③　上・下水道

本町の上水道は、給水区域内人口が 14,826 人であり普及率は 100%です。公共下水道の整備状況においては整備済の処理面積が 211ha、農業集落排水では 120ha です。また、町内ににおける合併浄化槽の設置基数は 1,487 基です。汚水処理人口は町全体で 11,268 人となり、汚水処理人口普及率は 74.8%となっています。

図表 2-30　過去 10 年間における上水道の普及率

年度	給水区域内人口	給水人口	普及率
平成21年度	15,233人	15,233人	100%
平成22年度	15,179人	15,179人	100%
平成23年度	15,170人	15,170人	100%
平成24年度	15,229人	15,229人	100%
平成25年度	15,221人	15,221人	100%
平成26年度	15,218人	15,218人	100%
平成27年度	15,149人	15,149人	100%
平成28年度	15,034人	15,034人	100%
平成29年度	14,894人	14,894人	100%
平成30年度	14,826人	14,826人	100%

資料：松茂町資料

図表 2-31　過去 10 年間における下水道の整備状況

年度	汚水処理人口	汚水処理人口普及率	供用開始農集（ha）	供用開始公共（ha）	合併浄化槽の設置基数
平成21年度	7,873人	51.96%	120	96	997
平成22年度	9,032人	58.92%	120	108	1,035
平成23年度	9,622人	62.91%	120	116	969
平成24年度	10,738人	69.42%	120	125	1,126
平成25年度	10,769人	69.66%	120	152	959
平成26年度	10,856人	70.23%	120	172	959
平成27年度	10,894人	70.86%	120	186	1,050
平成28年度	11,578人	75.84%	120	200	1,337
平成29年度	11,404人	75.39%	120	202	1,389
平成30年度	11,268人	74.83%	120	211	1,487

資料：松茂町資料

図表 2-32　都市施設整備・面整備状況（下水道）

名　称	排水区域		処理区域（ha）	都市計画決定年月日
	計画（ha）	供用（ha）		
松茂町公共下水道（雨水）	154	154	154	H13.12.3
松茂町公共下水道（汚水）	380	202	380	H27.6.29
合　計	534	356		
	整備率	66.7%		

資料：松茂町資料（平成 31 年 3 月 31 日時点）

④　都市整備の沿革

町制施行以降の松茂町の都市整備の沿革についての概況は以下のとおりです。

図表 2-33　都市整備の沿革

昭和36年　1961	町制施行　人口：7,760 人　面積：13.41㎢
昭和39年　1964	新産業都市の構成地域として指定を受け、都市計画区域、徳島東部市町村圏指定等の地域指定を受ける
昭和40年　1965	松茂町役場庁舎（移転）新築完成
昭和42年　1967	徳島空港開設
昭和44年　1969	都市計画区域に指定
昭和46年　1971	徳島県東部地区市町村圏計画の策定 　松茂町は工業地域・住宅地域と役割付けられ、県都徳島市と鳴門市の中間に位置し、徳島空港を有し、都市化の著しい地域であり、四国東部の空の玄関口としての役割を果たすとともに、港湾の整備とあわせ、その後背地を工業地とするとともに、都市近郊の住宅地としての地域性を有するようになる
昭和47年　1972	松茂公園都市計画決定
昭和48年　1973	国道11 号（バイパス）都市計画決定
昭和49 年　1974	長原都市下水路都市計画決定
昭和50年　1975	丸須団地分譲開始 松茂公園供用開始
昭和51年　1976	松茂工業団地完成
昭和52年　1977	松茂町総合開発計画策定 　「いきいきした都市活動をもち、田園的詩情を湛えた美しいまち」を町の将来像とする
昭和53年　1978	笹木野都市下水路都市計画決定
昭和54年　1979	松茂町環境センター都市計画決定 広島都市下水路都市計画決定 松茂中央公園都市計画決定 松茂町総合体育館完成
昭和55年　1980	国道11 号（バイパス）広島インター供用開始 松茂町環境センター（し尿処理場）供用開始

昭和56年　1981	松茂中央公園供用開始
昭和58年　1983	松茂町第二環境センター（ごみ焼却場）供用開始 長原児童公園都市計画決定 徳島空港（東京ー徳島間）ジェット機就航 国道11号（バイパス）松茂区間供用開始
昭和59年　1984	国土利用計画（松茂町計画）策定 都市下水路長原ポンプ場完成
昭和60年　1985	長原児童公園供用開始 松茂ニュータウン分譲開始
昭和61年　1986	第2次松茂町総合開発計画策定
昭和62年　1987	徳島空港2000m 滑走路の供用開始 広島南ノ川地区計画都市計画決定 徳島空港線都市計画決定
昭和63年　1988	都市下水路笹木野ポンプ場完成 松茂町役場庁舎改築完成
平成元年　1989	松茂町総合会館（庁舎・図書館・公民館・コミュニティセンター）完成 松茂東部公園供用開始
平成2年　1990	都市下水路広島ポンプ場完成
平成3年　1991	環境センター周辺整備事業完成 長原都市下水路供用開始
平成5年　1993	主要地方道徳島空港線供用開始（国道11号～徳島空港） 松茂町歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館完成
平成6年　1994	長岸地区汚水処理場完成 町営住宅中喜来団地第一期工事完成（54 戸） 四国横断自動車道 阿南四万十線 都市計画決定
平成7年　1995	一般廃棄物最終処分場（松茂クリーンセンター）供用開始
平成8年　1996	第３次松茂町総合計画策定 町営住宅中喜来団地第二期工事完成（48 戸） 中喜来群恵地区計画都市計画決定 第２次国土利用計画（松茂町計画）策定
平成9年　1997	中喜来地区汚水処理場完成 松茂町第二環境センター都市計画決定 徳島空港周辺整備事業計画策定 広島都市下水路供用開始
平成10年　1998	徳島空港ターミナル拡張工事完成 笹木野都市下水路供用開始
平成11年　1999	松茂町第二環境センター（ごみ焼却場）供用開始（1期） 給食センター移転新築完成
平成12年　2000	松茂町第二環境センター（ごみ焼却場）供用開始（2期） 給食センター移転新築完成 松茂町公共下水道都市計画決定 松茂町保健相談センター完成
平成13年　2001	北川向地区汚水処理場完成 徳島空港周辺整備事業：公有海面埋立着工
平成14年　2002	松茂町公共下水道工事着工
平成15年　2003	徳島とくとくターミナル供用開始
平成16年　2004	広島南ノ川地区計画都市計画変更

平成17年　2005	松茂町第二体育館完成 四国横断自動車道阿南四万十線着工
平成18年　2006	第４次松茂町総合開発計画策定 第３次国土利用計画（松茂町計画）策定
平成19年　2007	月見が丘海浜公園供用開始 徳島空港周辺整備事業：東部臨海処分場供用開始 松茂町立図書館完成 向喜来緑地都市計画決定
平成20年　2008	加賀須野橋架替工事着工 向喜来緑地供用開始 松茂町津波防災センター完成 長原真空ステーション完成
平成22年　2010	国道28号沿道地区地区計画都市計画決定 徳島空港拡張（2,500m滑走路）
平成24年　2012	空港ターミナル跡地地区計画都市計画決定
平成26年　2014	加賀須野橋架替工事完成 （日本一長い可動部を有する昇開式可動橋（H26時点）） 四国横断自動車道 阿南四万十線 松茂スマートＩＣ供用開始 主要地方道徳島空港線西延伸事業完成
平成27年　2015	松茂町役場庁舎新築完成
平成28年　2016	中喜来地区津波避難タワー完成 松茂スマートＩＣ周辺地区計画都市計画決定
平成29年　2017	中喜来宮前地区計画都市計画決定 松茂町役場立体駐車場完成
令和2年　2020	長原地区津波避難タワー完成 交流拠点施設（Matsushigate）完成
令和3年　2021	

参考：松茂町誌 続編第二巻

⑤　公共施設

主な公共施設としては町役場のほか、隣接して松茂町総合会館（公民館、コミュニティセンター）、図書館、総合体育館、歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館、環境センター等のほか、児童館、学習センター、学校教育施設として幼稚園３ヶ所、小学校３校、中学校１校、町民の安全を守る消防施設などがあります。

この他、徳島阿波おどり空港のほか海上自衛隊、国、県等の出先機関が町内に立地しています。

図表 2-34　公共施設一覧

種　別	名　称	所在地
集会施設	松茂町立公民館（総合会館内）	広島字東裏30
	松茂町コミュニティセンター（総合会館内）	広島字東裏30
	長岸コミュニティセンター	長岸字六反野188-3
	満穂コミュニティセンター	満穂開拓67-3
	中喜来地区農事集会所	中喜来字南張19-1
	笹木野北地多目的研修集会施設	笹木野北上135-1
	豊岡地区農事集会所	豊岡字山ノ手1-3
社会教育施設	松茂町立図書館	広島字四番越6-1
	松茂町歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館	広島字四番越11
スポーツ・レクリエーション施設	松茂町総合体育館	中喜来字群恵225-3
	松茂町第二体育館	中喜来字群恵312-5

種　別	名　称	所在地
学校教育施設	松茂幼稚園	住吉字住吉開拓187
	喜来幼稚園	中喜来字前原西一番越14
	長原幼稚園	長原530
	松茂小学校	住吉字住吉開拓187
	喜来小学校	中喜来字前原西一番越14
	長原小学校	長原530
	松茂中学校	笹木野字八山開拓186
その他教育施設	松茂町学校給食センター	中喜来字群恵304-6
幼児・児童・学習施設	松茂児童クラブ	笹木野字山上77-1
	東部児童クラブ	笹木野字八北開拓224
	喜来児童クラブ	中喜来字前原西一番越7
	長原児童クラブ（ふれあい館）	長原525-1
	地域子育て支援センター	広島字三番越2-4
	北部学習センター	中喜来字中須69-3
	中部学習センター	笹木野字山下112
	東部学習センター	笹木野字八北開拓222
保健・福祉施設	松茂町老人福祉センター（松鶴苑）	広島字三番越2-2
	保健相談センター	広島字三番越2-2
行政系施設	松茂町役場	広島字東裏30
	教育委員会事務局（総合会館内）	広島字東裏30
消防施設	松茂西部コミュニティ消防センター	広島字宮ノ後1-3
	松茂中部コミュニティ消防センター	笹木野字山下112-1
	松茂東部コミュニティ消防センター	笹木野字八北開拓222
	松茂南部コミュニティ消防センター	長原43-11
	松茂北部コミュニティ消防センター	中喜来字南張19-1、20-2
	元第1分団詰所	中喜来字中組2-3、2-13
その他行政系施設	松茂町津波防災センター	豊岡字芦田鶴105-9
	中喜来地区津波避難タワー	中喜来南渕16-19他
	長原地区津波避難タワー	長原225-1
公営住宅	笹木野団地町営住宅	笹木野字八山開拓143、147-2
	福有団地町営住宅	笹木野字八北開拓1-159
	中喜来団地町営住宅	中喜来字前原西五番越1
	長原団地町営住宅	長原467
公園	松茂中央公園	中喜来字群恵225-1
	松茂運動公園・交流拠点施設（Matsushigate）	松茂町広島字三番越10
供給処理施設	松茂町環境センター	豊久字豊久開拓1-46
	松茂町第二環境センター	豊久字豊久開拓1-46
水道施設	松茂町水道浄水場	広島字南ノ川30
	松茂町水道浄水場取水塔	広島字北ノ川57-25
公共下水道	長原真空ステーション	豊岡字芦田鶴105-14
コミュニティプラント	松茂ニュータウン汚水処理場	中喜来字中瀬堤外3-10
農業集落排水施設	長岸地区汚水処理場	長岸字友打85-2
	中喜来地区汚水処理場	中喜来字南渕16-17
	北川向地区汚水処理場	広島字北川向二ノ越135-2
排水機場	中喜来排水機場	中喜来字中瀬堤外6-7
	伊沢裏排水機場	中喜来字福有開拓1-103
	豊岡排水機場	豊岡字小金洲2-1
	長原ポンプ場	長原128-1他
	広島ポンプ場	広島字東裏1-34
	笹木野ポンプ場	笹木野字山上11-1
	豊久排水機場	豊久開拓1-148他

参考：松茂町資料

（8）市街化の動向

①　市街地の進展状況

市街化区域と市街化調整区域の人口推移をみると、市街化区域内の人口は多少の増減があるものの、増加傾向にあります。市街化調整区域内の人口は昭和 60（1985）年以降、増加を続けていましたが、平成 17（2005）年以降は、横ばいの傾向がみられます。各々の面積がほぼ一定であるため、人口密度の推移も同様の傾向となっています。

図表 2-35　市街化区域・市街化調整区域の人口推移

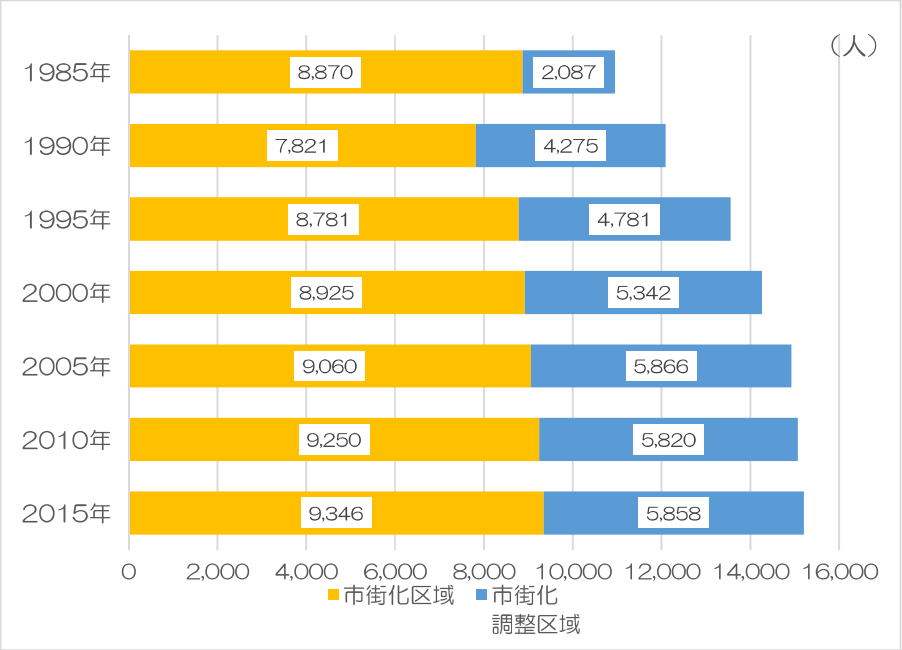

資料：各年国勢調査、令和元年都市計画基礎調査分析業務報告書

図表 2-36　市街化区域・市街化調整区域の人口密度推移

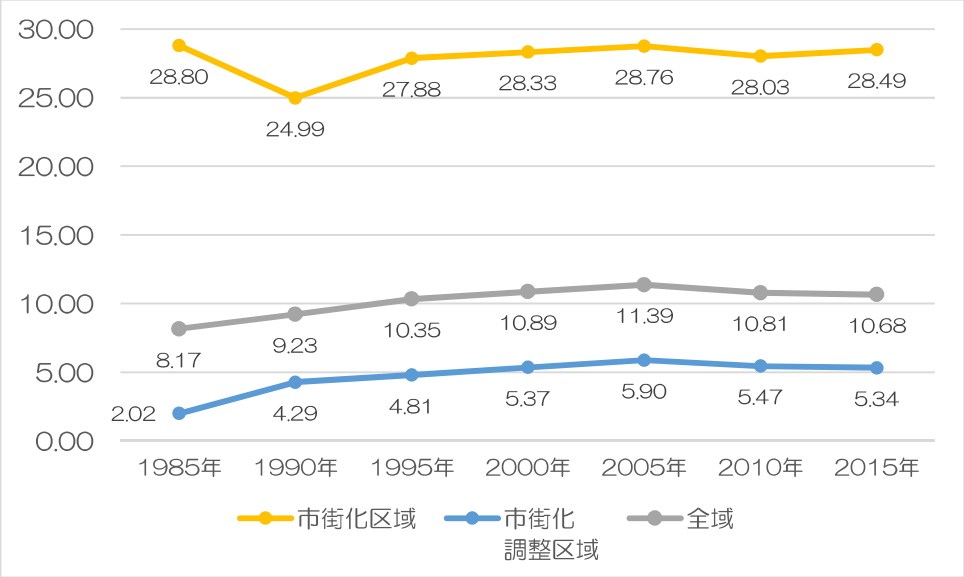

資料：各年国勢調査、令和元年都市計画基礎調査分析業務報告書

表 2-37　市街化区域・市街化調整区域の面積と人口、人口密度

	面積（ha）			人口（人）			人口密度（人/ha）		
	市街化区域	市街化調整区域	計	市街化区域	市街化調整区域	計	市街化区域	市街化調整区域	計
1985年	308	1,033	1,341	8,870	2,087	10,957	28.80	2.02	8.17
1990年	313	997	1,310	7,821	4,275	12,096	24.99	4.29	9.23
1995年	315	995	1,310	8,781	4,781	13,562	27.88	4.81	10.35
2000年	315	995	1,310	8,925	5,342	14,267	28.33	5.37	10.89
2005年	315	995	1,310	9,060	5,866	14,926	28.76	5.90	11.39
2010年	330	1,064	1,394	9,250	5,820	15,070	28.03	5.47	10.81
2015年	328	1,096	1,424	9,346	5,858	15,204	28.49	5.34	10.68

資料：各年国勢調査、令和元年都市計画基礎調査分析業務報告書

図表 2-38　地区別人口増減率図

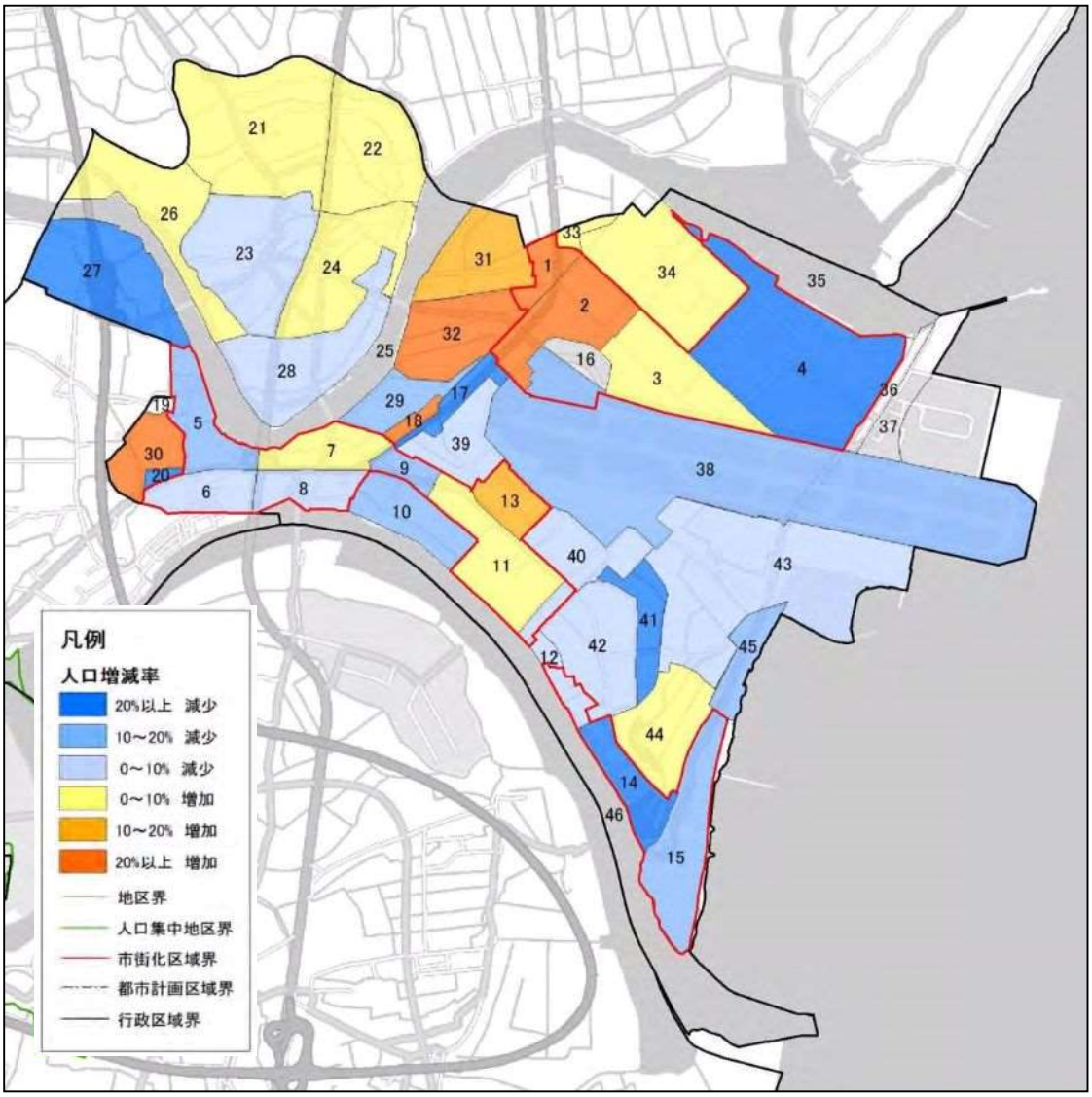

※平成 22 年の人口を基準とした平成 27 年の人口増減の比較
資料：平成 30 年都市計画基礎調査

② 開発許可状況

本町では、平成 27（2015）年から令和元（2019）年の過去 5 年間において、年平均 5 件、面積にして 1.25ha の開発許可による開発が行われており、大半は市街化調整区域において行われています。年度別では、件数では増減が見られるものの、面積では増加傾向となっています。

図表 2-39　開発許可状況

開発許可	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計	年平均
	件数 面積(ha)	件数 面積(ha)	件数 面積(ha)	件数 面積(ha)	件数 面積(ha)	件数 面積(ha)	件数 面積(ha)
松茂町合計	6 0.75	4 1.64	6 1.78	5 1.10	3 0.97	24 6.24	5 1.25
市街化区域	0 0.00	2 0.61	1 0.12	1 0.11	0 0.00	4 0.84	1 0.17
市街化調整区域	6 0.75	2 1.03	5 1.66	4 0.99	3 0.97	20 5.40	4 1.08

資料：平成 30 年都市計画基礎調査、松茂町資料

図表 2-40　市街化区域の開発許可状況

年度	市街化区域											
	住宅		商業		工業		農林漁業		その他		合計	
	件数	面積（ha）	件数	面積（ha）	件数	面積（ha）	件数	面積（ha）	件数	面積（ha）	件数	面積（ha）
2015年	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
2016年	2	0.61	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	0.61
2017年	1	0.12	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.12
2018年	1	0.11	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.11
2019年	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00

資料：平成 30 年都市計画基礎調査、松茂町資料

本町の平成 27（2015）年から令和元（2019）年の過去 5 年間における開発許可面積の割合は、住宅が 50%を占め、商業 22%、農林漁業 5%、その他が 23%となっています。市街化区域では、住宅を目的とした開発が行われています。市街化調整区域では、主に住宅、商業を目的とした開発が行われています。

区域区分別では、市街化調整区域が 20 件であり、全体の 80%を占めています。面積では、市街化調整区域の開発面積が 5.40ha であり、市街化区域の約 6.4 倍の開発となっています。

ただし、市街化区域における開発においては、500 ㎡未満の開発は許可不要であるため、実際の開発件数と面積とは異なります。

図表 2-41　用途別区域区分別開発許可の件数と面積（H27～R1 年の全件）

	住宅		商業		工業		農林漁業		その他		合計	
	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)
松茂町合計	14	3.13	4	1.39	0	0.00	1	0.30	5	1.42	24	6.24
市街化区域	4	0.84	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4	0.84
市街化調整区域	10	2.29	4	1.39	0	0.00	1	0.30	5	1.42	20	5.40

資料：平成 30 年都市計画基礎調査、松茂町資料

図表 2-42　市街化調整区域の開発許可状況

年度	市街化調整区域											
	住宅		商業		工業		農林漁業		その他		合計	
	件数	面積（ha）	件数	面積（ha）	件数	面積（ha）	件数	面積（ha）	件数	面積（ha）	件数	面積（ha）
2015年	5	0.37	1	0.38	0	0.00	0	0.00	0	0.00	6	0.75
2016年	1	0.93	1	0.10	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	1.03
2017年	1	0.04	1	0.88	0	0.00	1	0.30	2	0.44	5	1.66
2018年	2	0.67	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	0.32	4	0.99
2019年	1	0.28	1	0.03	0	0.00	0	0.00	1	0.66	3	0.97

資料：平成 30 年都市計画基礎調査、松茂町資料

③　農地転用動向

本町では、平成 27（2015）年から令和元（2019）年の過去 5 年間における農地転用の状況は、年平均 17 件、面積にして 1.96ha 行われています。年ごとの推移では、平成 27 年に農地面積が大きく減少しました。平成 29（2017）年においてはさらに転用面積が増加しています。特に、市街化調整区域における平成 29 年の転用面積は 2.81ha を超え、本町全体では 3.35ha が農地より転用されています。平成 30（2018）年には、転用面積は減少したものの、転用件数は同程度行われています。農業者の高齢化や後継者の不足、新たに就農する人材育成、景観の悪化などのさまざまな課題に対応が必要となってきます。

図表 2-43　農地転用状況の年別推移

農地転用状況	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計	年平均
	件数 面積(ha)	件数 面積(ha)	件数 面積(ha)	件数 面積(ha)	件数 面積(ha)	件数 面積(ha)	件数 面積(ha)
松茂町合計	22 2.75	12 1.75	21 3.35	20 1.70	8 0.21	83 9.76	17 1.96
市街化区域	9 0.55	6 0.37	8 0.54	13 0.94	4 0.13	40 2.53	8 0.51
市街化調整区域	13 2.20	6 1.38	13 2.81	7 0.76	4 0.08	43 7.23	9 1.45

資料：松茂町農業委員会

本町の農地転用面積は、住宅用地への転用が 30.2%を占め、商業用地 5.8%、公益施設用地 4.5%、その他用地が 59.6%となっています。その他用地は、駐車場や資材置き場等への転用です。

市街化区域では、住宅用地への転用が最も多く、市街化調整区域では、その他用地への転用が多く、次いで住宅用地、商業用地となっています。

図表 2-44　農地転用の年別件数の推移

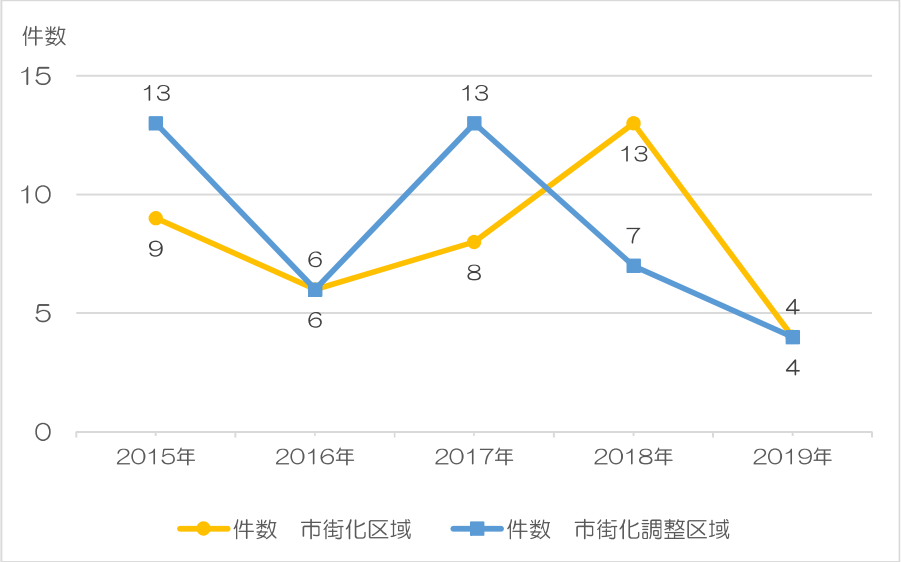

資料：松茂町農業委員会

図表 2-45　農地転用の年別面積の推移

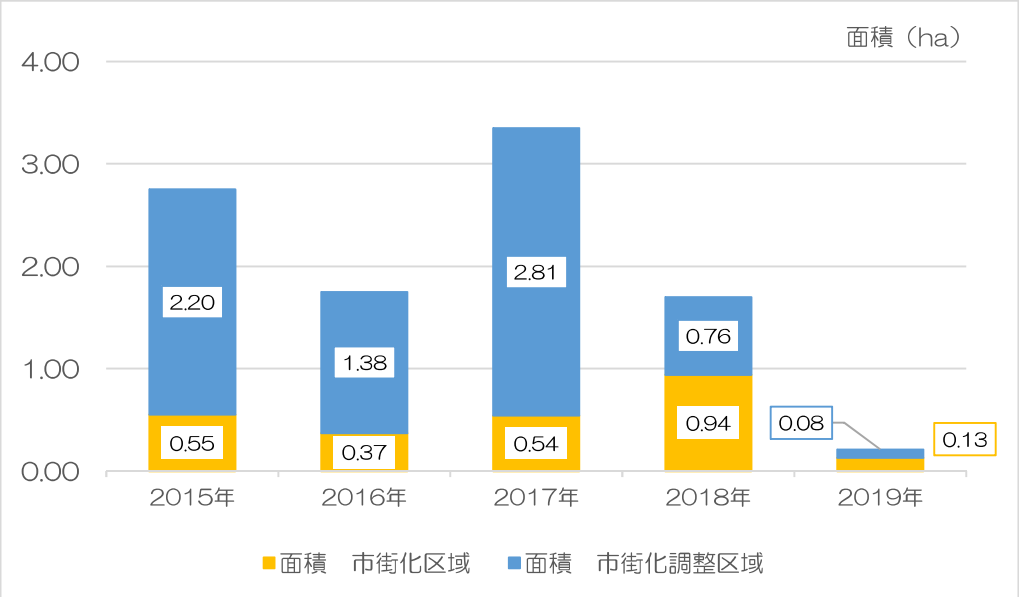

資料：松茂町農業委員会

図表 2-46　用途別区域区分別農地転用の件数と面積

	住宅用地		商業用地		工業用地		公益施設用地		その他		合計	
	件数	面積（ha）	件数	面積（ha）	件数	面積（ha）	件数	面積（ha）	件数	面積（ha）	件数	面積（ha）
松茂町合計	38	2.95	5	0.56	0	0.00	2	0.43	38	5.82	83	9.76
市街化区域	26	1.73	2	0.10	0	0.00	0	0.00	12	0.70	40	2.52
市街化調整区域	12	1.22	3	0.46	0	0.00	2	0.43	26	5.12	43	7.23

資料：松茂町農業委員会

④　新築動向

本町では、年平均 62 件の新築行為が行われています。過去 5 年において、平成 27（2015）年度に一度減少しましたが、以降、増加に転じています。

地域別では、市街化調整区域の方が市街化区域の件数を若干上回る状況で推移してきましたが、平成 29（2017）年度は、市街化区域の新築件数の方が多くなっています。

図表 2-47　地域別新築戸数の年度別推移の状況

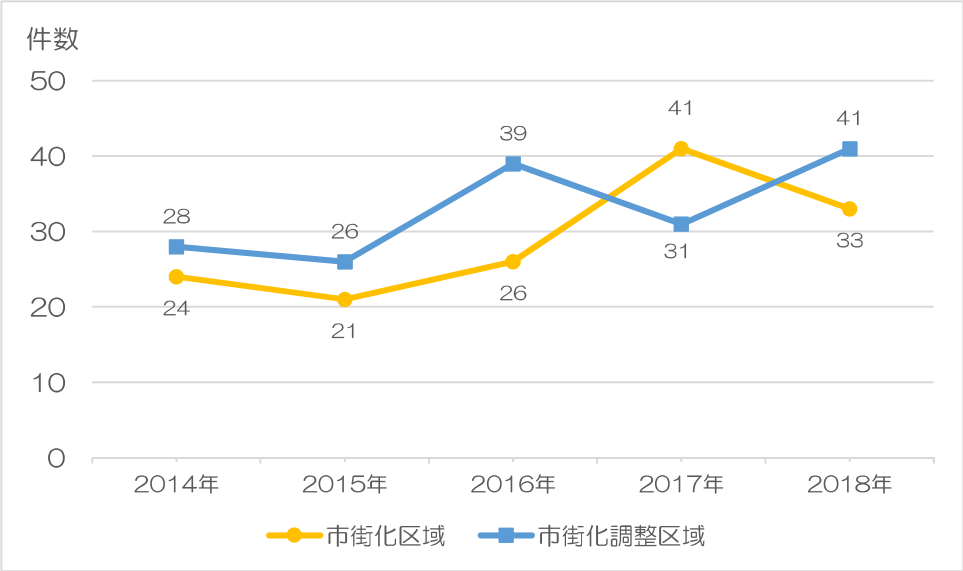

資料：平成 30 年都市計画基礎調査

図表 2-48　地域別新築の年度別推移の状況

新築	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	合計	年平均
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
松茂町合計	52	47	65	72	74	310	62
市街化区域	24	21	26	41	33	145	29
市街化調整区域	28	26	39	31	41	165	33

資料：平成 30 年都市計画基礎調査

2 上位計画・関連計画の整理

本計画の上位計画となる町の計画としては次のものがあります。

（1）第五次松茂町総合計画

平成 28（2016）年３月に策定された「第五次松茂町総合計画」は、『空と海が輝く緑の臨空都市　まつしげ』をまちづくりの基本理念とし、以下のような基本構想にもとづいています。

①　基本構想

●まちづくりの基本理念

空と海が輝く緑の臨空都市　まつしげ

計画目標人口

目標年　平成 32 年（令和２年）　15,100 人

平成 37 年（令和７年）　15,100 人

●松茂町の将来像

安全で安心　豊かな心を育む　松茂町

基本目標1	基本目標2	基本目標3	基本目標4	基本目標5	基本目標6	基本目標7
安全で生活便利なまちづくり	子育て応援・教育重視のまちづくり	生涯安心健康福祉のまちづくり	多様な産業・元気な産業のまちづくり	みんないきいき文化・スポーツ交流のまちづくり	水と緑に包まれた人にやさしいまちづくり	みんなで進める自主・協働のまちづくり

② 土地利用方針

土地利用の方針においては、これからのまちづくりの形成すべき望ましい地域構造は、基本的には「豊かな緑に囲まれた中で、コンパクトに都市機能が整備された中心地と、これを起点として全町的にネットワーク化された道路・交通体系を有する生活自立のまち」といえます。

基本的考え方を踏まえ、土地利用の基本目標を以下に定め、社会経済情勢の変化を踏まえ、各種土地利用計画について地域の動向に即した適切な見直しなどを行い、土地利用の有効活用を推進し、「自然」と「住民生活」と「産業活動」が調和した良好な地域環境の形成を進めます。

①海・川に囲まれた水辺豊かな自然を大切にし、水と緑に親しむ空間を確保するとともに大規模災害への備えに万全を期します。
②農業、商工業の調和のとれた産業基盤を確立します。
③うるおいのある住環境・生活空間を確保します。
④にぎわいと魅力のある中心地・コミュニティ拠点の確保・創出を図ります。
⑤貴重な文化遺産・景観を大切にします。
⑥全町的及び広域的にネットワーク化された道路・交通体系を確立します。
⑦地域相互の連携とバランスのとれた土地利用を推進します。

（2）第四次国土利用計画（松茂町計画）

平成 28 年３月に策定された「第四次国土利用計画（松茂町計画）」においては、町域における国土の利用に関する必要事項が定められました。そこでは、町域が以下のように 6 地域に区分されるとともに、地域別の土地利用条件が定められています。

図表 2-49　地域区分図

資料：第四次国土利用計画

（3）『未知への挑戦』とくしま行動計画
～徳島版『SDGs（持続可能な開発目標）』の実装に向けて～

徳島県が、県の構想として 2060 年頃を展望し、「徳島の目指すべき将来像」を示した長期ビジョン編、10 年程度先（2030 年頃）を見据えた中期プラン編、当面取り組むべき方向性の実現に向けた「５つのターゲット」を掲げ、重点戦略を展開する行動計画編の三層構造からなる県政運営指針として、県が進める政策の基本的な方向をまとめた計画です。

【基本理念】　「国難打破！未知の世界の羅針盤・とくしまの実現」
【計画期間】　令和元（2019）年度から令和４（2022）年度までの４年間

図表 2-50　計画の体系

資料：『未知への挑戦』とくしま行動計画～徳島版『SDGｓ（持続可能な開発目標）』の実装に向けて～　概要版

（4）徳島東部都市計画区域マスタープラン

徳島県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」は、市町村マスタープランの上位計画にあたり、松茂町は徳島東部都市計画区域に含まれています。平成 30（2018）年３月に策定された「徳島東部都市計画区域マスタープラン」は、平成 22 年を基準年として、中期的な目標年次を令和７（2025）年、長期的な目標年次を令和 12（2030）年として策定されています。

■ 都市づくりの基本理念

・すべての人が暮らしやすい、「地方創生拠点連携型」の都市づくりを行う。
・「すべての人命を守る」安全で安心して暮らせる都市づくりを行う。
・豊かな自然と調和し、地域資源の保全・活用による環境にやさしい都市づくりを行う。
・地域の独自性を活かし、魅力と活力にあふれる都市づくりを行う。
・住民目線に立った創造性豊かな都市づくりを行う。

■ 地域ごとの市街地像

・松茂町は徳島東部都市計画区域に含まれ、生活都市拠点として位置づけられ、近隣の広域拠点、副次拠点を補完する役割を担い、商業・医療・福祉等の都市機能および防災機能の強化を図るとされています。

図表 2-51　徳島東部都市計画区域の将来都市構造図

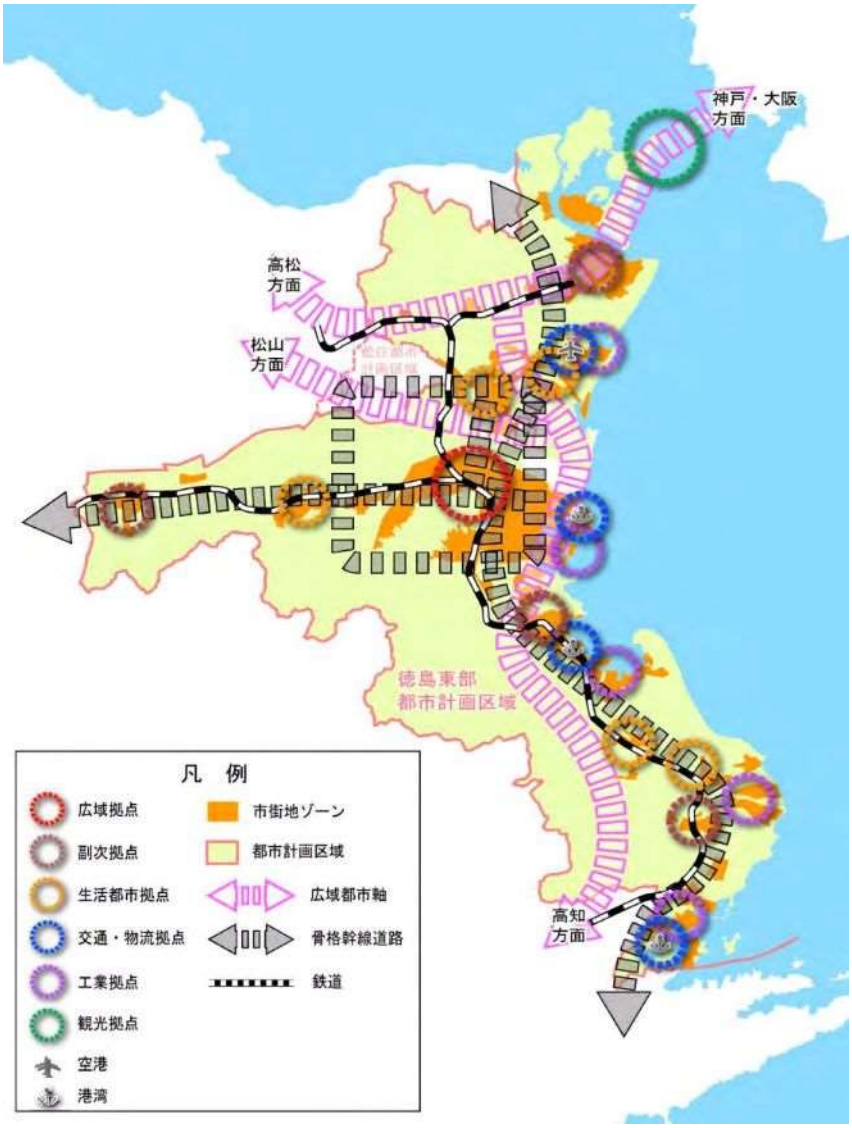

資料：徳島東部都市計画区域マスタープラン

第3章 松茂町の特性と課題

1　松茂町の特性と地域資源

新たなまちづくりの方向性を定めるにあたっては、町の特性・資源を最大限に生かし、さらに磨き上げていく視点に立ち、本町の特性を改めてとらえ直す必要があります。本町の生かすべき代表的な特性・地域資源は次のとおりとします。

特性１　広域高速交通拠点のまち

町内には徳島阿波おどり空港をはじめ、四国横断自動車道と松茂スマート IC の開設、高速バスターミナルの設置などが進み、本町は国内外都市と直結する広域高速交通拠点のまちといえます。町内には多くの人・モノが往来するまちといえます。

今後、このような立地優位性を生かしたまちづくりに積極的に取り組み、町の一層の活性化に活用していく必要があります。

松茂スマート IC

特性２　コンパクトタウン

本町の面積は 14.24k ㎡で東西約 6.5km、南北約 5.5km の全域平坦な小さな町です。県都徳島市や鳴門市に隣接し、町全域にわたって有効な土地利用が進められていますが、町民の生活拠点となる商業拠点やコミュニティ拠点の形成が不十分といえます。

このため、松茂スマート IC の開設を契機とした商業拠点の形成や、役場近隣に整備した交流拠点施設（Matsushigate）を人々がふれあう交流拠点とするなど、まちの核づくりを進める必要があります。

交流拠点施設「Matsushigate」

特性３　県都に隣接する生活者のまち

県都に隣接する優位な立地条件を生かし、生活者のまちとして子育て支援などに重点的に取り組み、多くのまちが人口減少に苦しむ中、本町ではこれまで一貫して人口増加を続けていましたが、近年は、町の人口も減少に転じています。子育て支援施策の一層の充実などによって、生活者のまち、住んでみたいまちとしての特色を強く打ち出していく必要があります。

特性４　海と川に囲まれた水辺のまち

海と川に囲まれた本町は、かつては多くの水害に苦しめられましたが、これを見事克服し、現在では豊かな農地に加えて月見が丘海浜公園・海水浴場なども整備され、水辺豊かな魅力ある町として、町外からも多くの住民が移り住み、定住しています。しかし近年は南海トラフ巨大地震発生のおそれから、本町の魅力に懸念が生ずる傾向も一部でみられます。津波対策などに万全を期し、今後とも水辺豊かな自然の中で、安心して暮らせるまちづくりを確実に進めていく必要があります。

広島橋付近

特性５　心豊かなふるさと文化が息づくまち

かつて本町は徳島県の民衆がこよなく愛した伝統芸能「阿波の人形浄瑠璃芝居」が盛んなまちとして、また町内各地に伝統的な祭りが今に伝わるなど心豊かなふるさと文化が息づく町です。

世界遺産の登録の動きなどによって、現在、全国的に地域文化が見直され、まちおこしや住民のまちへの愛着度・定住意向に大きな影響を及ぼすテーマとなっています。住民の一体感を高め、定住意向を強化するためにもふるさと文化を育み、心豊かなまちとしての評価を高めていく必要があります。

松茂町歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館

2 都市計画に関する現況特性と課題

前述した本町の特性と地域資源を踏まえ、都市計画に関する土地利用や都市整備、まちづくりの現況と課題を抽出し、以下のように整理しました。

現況特性	課　題
①広域的な立地・交通特性から	
・県都徳島市に隣接し、徳島阿波おどり空港が空の玄関口、松茂スマートICや徳島とくとくターミナルが陸の玄関口となり、幹線道路である国道 11 号が町を縦貫しています。	・恵まれた交通条件や立地条件を最大限今後のまちづくりに活かすことが望まれます。
・町域がコンパクトで住み良い町ですが、多くの町民の就業・就学や買い物等、生活圏が町内で完結していないのが実情です。 ・隣接の徳島市、鳴門市へ向かう人々の通過点となっています。 ・東側の海岸に近い地域の道路整備が不十分であり、徳島市や鳴門市に抜けられません。	・周辺市町との広域的な連携を図りながら、多くの機能を周辺都市に頼るのではなく、自立した町として居住・産業・レクリエーションの各機能がバランスのとれたまちづくりが望まれます。 ・隣接の町に向かう人々の通過点となっており、商業をはじめとした多くの場面で機会損失となっています。 ・東側の海岸に近い地域の道路整備が望まれます。
②土地利用の特性から	
・市街化調整区域での宅地開発や農地転用が行われており、工業用地や住宅地、商業用地に用途転換されており、まちのスプロール化が進んでいます。	・都市基盤整備が不十分なままでの虫食い状の農地の改廃や無秩序な宅地化を抑制し、計画的な市街地の形成誘導を図っていくことが必要です。 ・農業活動と住民の生活や事業活動との間で摩擦が生じる事のないよう、計画的な土地利用の誘導により、都市的空間と自然や農業空間との適正配置に努め、両者の調和を図っていくことが望まれます。
・商業サービス機能が充足しておらず、町民生活において利便性が不足しています。	・生活関連サービスを中心として商業地の形成誘導を図っていくことが望まれます。
・工業用地は松茂工業団地を中心として、町内に一定面積が確保されています。	・空の玄関口としての徳島阿波おどり空港及び陸の玄関口である松茂スマートICの立地特性を生かし流通業務地区の形成等、今後も企業誘致を図りながら工業地の集積を促進することが望まれます。

③道路・交通基盤の特性から	
• 2017 年に徳島阿波おどり空港が開港 50 周年を迎え、2018 年には国際線対応旅客ターミナルビルが部分供用開始しました。 • 徳島阿波おどり空港は、海外便（香港：期間限定便）や季節便（12 月～3 月）が離発着するようになりました。	• 徳島阿波おどり空港に国際線の更なる誘致が望まれます。 • 徳島阿波おどり空港を中心とした国内外での旅客需要の促進が望まれます。 • 空港ターミナル機能の強化と有効活用が望まれます。
• 四国横断自動車道が、町の西端を南北に縦貫しています。 • 松茂スマート IC の整備促進と空港方面からインターチェンジまでのアクセス道路の整備が行われました。	• 広域的な空の玄関と陸の玄関とを結ぶ交通基盤が整備されたことにより、本町が単なる通過点にならないよう、周辺の活用や誘客のための魅力あるまちづくりが望まれます。
• 幹線道路である国道 11 号が町の中央部を南北に縦貫するとともに、徳島とくとくターミナルが陸の玄関口となっています。	• 徳島とくとくターミナル周辺の道路や駐車場等の交通基盤の整備充実によるターミナル機能の強化と周辺の有効活用が望まれます。 • 徳島とくとくターミナル付近では市街化調整区域でありながら農地開発が進んでおり、商業と農業が共存可能な土地利用の検討が望まれます。
• 地区内道路の幅員や幹線道路への道路ネットワークが十分でない地区があります。	• 各地区から町の主要公共施設や幹線道路へのアクセスがスムーズになるような地区内道路の整備充実が課題です。 • 市街地内や旧集落内の生活道路のネットワークを充実させ、必要な幅員を確保するなど安全な道路空間を形成させることが課題です。
④市街化動向等の市街地特性から	
• 市街化調整区域においては散発的な開発が行われており、国道 11 号をはじめとする幹線道路沿いは今後も開発に対する期待の高さがあると考えられます。	• 幹線道路周辺においては、無秩序な建物の立地を抑制し、地区計画等の手法により周辺の環境・景観と調和する良好な開発を誘導していく必要があります。
• 徳島阿波おどり空港及びその周辺整備がほぼ終了しています。	• 徳島阿波おどり空港周辺地区においては新しい松茂町の空の玄関口として、計画的な市街地整備により、地区内道路や公共空地等の整備の充実を図りながら、良好な都市空間の形成誘導を検討していきます。

• 長原地区では、臨海施設の形成として徳島阿波おどり空港周辺整備事業Ⅱ期計画が存在しています。	• 海岸沿いの豊かな自然の中で、今後整備予定の埋め立て地事業（Ⅱ期計画）との一体性を図りながら良好な景観を形成していく必要があります。
⑤自然環境や公園・緑地の特性から	
• 月見が丘海浜公園に隣接する長原地先に今後、人工海浜が整備される構想があります。	• 広大な公園区域を町民参加活動のフィールドとして緑のまちづくりに十分活用していく必要があります。
• 拠点となる公園が整備されています。一方、市街化区域内の公園・緑地は比較的少ない状況です。	• 拠点公園と市街化区域内の公園・緑地等のネットワークを図りながら、町全体として、水や緑の空間形成とその活用を充実してくことが望まれます。 • 既存の公園、体育施設を更に有効活用するために、民間活力を活かした利用促進や町民の交流の場を形成していくことが望まれます。
• 森林等の緑が少ないものの、河川や海に囲まれており、その点では自然環境に恵まれています。	• 河川や海岸線の自然は松茂町の貴重な自然資源であることから、これらの自然と共生し、町民と共に育んでいくことが望まれます。
⑥防災まちづくりの観点から	
• 本町は海と河川に囲まれた沖積低平野であり、台風や河川の氾濫、地震による津波の恐れがあります。 • 「松茂町地域防災計画」、「松茂町国土強靭化地域計画」、「松茂町津波防災ハザードマップ」、「松茂町洪水ハザードマップ」を作成しています。 • 町内には指定緊急避難場所（津波）48ヶ所、（洪水）21ヶ所、指定避難所15ヶ所を要し、各地区からそこに至る避難路を設定しています。	• 本町の立地条件から、ハザードマップを中心に町全体として建物や橋梁等の耐震性や耐火性を高め、避難路や地区内道路の幅員を確保し、空地等を確保するなど、災害に強い市街地の形成誘導が必要です。 • 避難場所の確保のため、避難場所となり得る民間施設の動向を注視していくことが必要です。
• 「吉野川水系河川整備計画」等により堤防整備や耐震対策が進められています。 • 「松茂町国土強靭化地域計画」を策定し、防災・減災対策の事業を進めます。	• 地震や台風といった自然災害への備えとして、海岸や河川といった水際空間について、県や国との連携を図りながら護岸の嵩上げ等の防災機能の強化に取り組んでいく必要があります。 • 計画範囲対象外の地域についても事前復興等を考慮することが望まれます。

⑦下水道施設等、その他の特性から	
• 徳島県の「旧吉野川流域下水道事業」による終末処理場及び幹線管渠の整備が進んでいますが、令和２年現在、接続率が約55%の状態です。市街化区域内の都市下水路は整備済みです。	• 市街化区域とその周辺部は「松茂町流域関連公共下水道事業計画」に沿って、地区内の管渠の整備を進めるとともに公共下水道への接続を促進していく必要があります。
• 農業集落での農業集落排水施設については整備済みですが、令和２年現在、接続率が約 75%の状態です。	• 接続費用等の課題はありますが、農業集落における水質保全に寄与するため、接続を促進していく必要があります。

第4章 都市計画マスタープランの基本方針（全体構想）

1　松茂町の基本理念と将来像

（1）基本理念と将来像

「まちづくりの基本理念」とは、町の長期的なまちづくりの方向性を示すものであり、第五次松茂町総合計画では第四次に引継ぎ、まちづくりの基本理念として『空と海が輝く緑の臨空都市まつしげ』が設定されています。

また、基本理念を踏まえ、目指すべき将来像ならびにまちづくりの目標が以下のように設定されており、都市計画マスタープランの基本理念及び将来都市像もこれに沿ったものとします。

①　まちづくりの基本理念　―第五次松茂町総合計画（平成 28 年度―平成 37 年度）より

『空と海が輝く緑の臨空都市　まつしげ』

②　松茂町の将来像

「安全で安心　豊かな心を育む　松茂町」

将来像は、まちづくりの基本理念に則り、本町の特性や資源を最大限に生かしつつ、新しい時代潮流や直面している町の発展課題等に対応し着実にまちづくりを進めていく必要があります。

このような視点に立って、これからだれもが「住んでよかった」と思えるまちづくりを町民一体となって取り組んでいくことを目指して町の将来像を定めています。

（2）まちづくりの基本目標

①　基本目標１　安全で生活便利なまちづくり

防災・減災体制や生活安全体制の充実に努めるとともに、道路・公共交通体系整備や住環境整備の推進を図って、安全で便利な生活環境づくりに取り組みます。

②　基本目標２　子育て応援・教育重視のまちづくり

町の次代を担う子どもたちを健やかにたくましく育むため、子育てしやすい環境づくりや女性が活躍できる社会づくり、学校教育の充実、青少年健全育成施策の推進に総合的かつ重点的に取り組みます。

③　基本目標３　生涯安心　健康福祉のまちづくり

助け合い支え合う地域づくりを進めながら、高齢者や障がい者等の介護・自立支援対策の充実に努めるとともに、住民の健康寿命の延伸に向けた健康づくり体制・地域医療体制の一層の充実に取り組みます。

④　基本目標４　多様な産業・元気な産業のまちづくり

農業と商業、工業などが連携した地域ぐるみの特色ある産業振興に努め、町内雇用力と町内定住力を高めた活力あるまちづくりに取り組みます。

⑤　基本目標５　みんないきいき　文化・スポーツ交流のまちづくり

生涯学習活動や文化・スポーツ活動に親しむ環境づくりを一層推進し、一人ひとりが生涯にわたっていきいきと暮らせるまちづくりに取り組みます。

⑥　基本目標６　水と緑に包まれた人にやさしいまちづくり

ごみ・リサイクル体制や再生可能エネルギーの開発など資源循環型社会づくりの一層の推進を図るとともに、上下水道事業の安定や環境保全活動・景観形成に努め、環境と共生するうるおいのあるまちづくりに取り組みます。

⑦　基本目標７　みんなで進める自主・協働のまちづくり

地方分権のまちづくりの時代に対応し、行政主導のまちづくりから、行政と町民が連携して取り組む住民参画・協働のまちづくりの一層の推進に積極的に取り組みます。また、各種の施策・事業を効果的に実施・展開するために、行財政運営の効率化や広域行政の推進に積極的に取り組みます。

2 計画のフレーム

（1）目標年次

まちづくりの基本方針は、当面の目標としては、令和３（2021）年を基準年とし、概ねその20 年後を見据えた方針とします。

また、本計画は社会経済情勢の変化や都市計画制度及び法律の大きな見直しなどに応じて、基本的な考え方を尊重しつつ、適宜見直しを行うものとします。

計画年次：令和 22 年（2040 年）

（2）目標人口

目標年次の人口は、第五次松茂町総合計画で定めたフレームに準じます。

わが国全体では人口減少が大きな問題となっている中、本町では恵まれた立地条件、交通条件、自然条件等を生かしたまちづくりを今後とも積極的に進め、人口の現状維持傾向を堅持していくことを目指して、計画年の目標人口を 15,000 人とします。

目標人口：15,０００人

※計画年次における目標人口予測の根拠について

「第五次松茂町総合計画」では、平成 32(2020)年 15,１00 人、計画年次：平成 37(2025)年では 15,１00 人と設定しており、以下、「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」では、令和 22（2040）年において、15,176 人と設定しています。これらの結果を踏まえ、本計画では、令和 22（2040）年の目標人口を 15,000 人と設定します。

目標年次：令和 22 年
目標人口：15,000 人

図表 4-1　実測値と推計人口

年 次		平成７年	平成１２年	平成１７年	平成２２年	平成２７年	令和２年	令和７年	令和１２年	令和１７年	令和２２年	令和２７年
実測値		13,562	14,267	14,926	15,070	15,204	-	-	-	-	-	-
上位計画	松茂町総合計画	-	-	-	-	-	15,100	15,100	-	-	-	-
	人口ビジョン	-	-	-	-	-	15,228	15,321	15,318	15,288	15,176	14,992
（参考）	社会保障・人口問題研究所	-	-	-	-	-	15,025	14,869	14,568	14,177	13,702	13,147

実測値は国勢調査、推計値「第２期松茂町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」令和２年３月

3 将来の都市構造

本町の将来都市構造については、第五次松茂町総合計画で示された土地利用の方針を踏まえ、県や国の都市基盤整備等も念頭におき、計画期間においては、将来の都市構造を以下のように設定しました。

＜松茂町の将来の都市構造＞

これからのまちづくりにあたって形成すべき望ましい地域構造は、基本的には「豊かな緑に囲まれた中で、コンパクトに都市機能が整備された中心地と、これを起点として全町的にネットワーク化された交通基盤を有する生活自立のまち」といえます。

本町はこのような地域構造を形成すべき条件を満たしているとともに、県都に隣接する立地条件等から社会情勢の変化を踏まえ、各種土地利用について地域の動向に即した適切な見直しなどを行い、土地利用の有効活用を推進し、「自然」と「住民生活」と「産業活動」が調和した良好な将来都市構造の形成を進めます。

図表 4-2　コンパクトプラスネットワークのイメージ

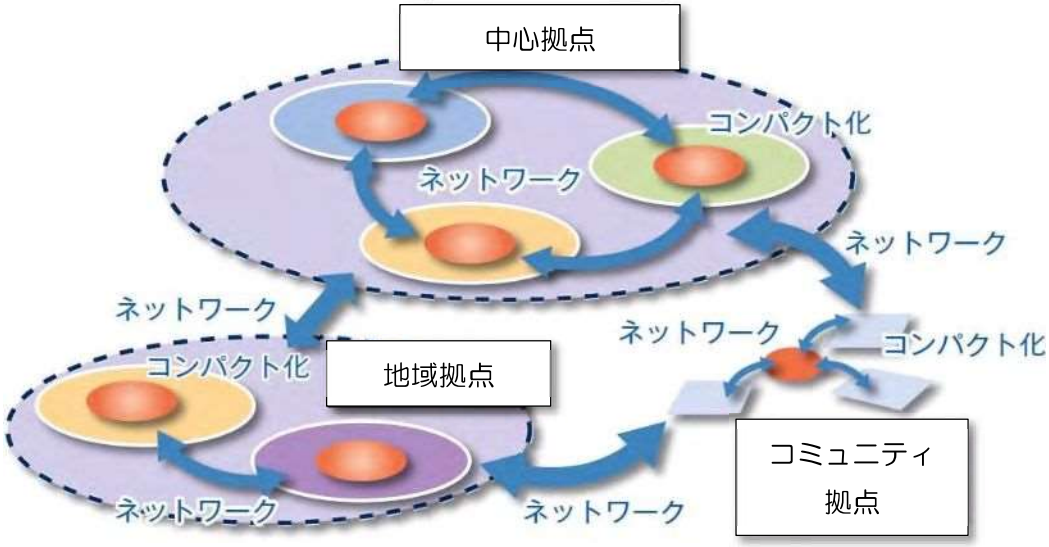

資料:国土交通省

＜本町の具体的なコンパクトプラスネットワークの将来都市構造＞

■コンパクト・・・拠点を形成する

町内に、主要施設を中心とした５つの拠点を形成します。

まちのシンボルとなる交流拠点施設を「交流拠点」、徳島とくとくターミナル付近を「にぎわい拠点」、松茂スマート IC 付近を「流通拠点」、徳島阿波おどり空港ターミナルから海岸線にかけての地区を「臨空・臨海拠点」、総合体育館をはじめ、スポーツ施設が立地する地区を「スポーツ拠点」と位置づけます。

■ネットワーク・・・各拠点を結ぶ

形成された 5 つの拠点を結ぶ交通基盤である公共交通（バス等）を充実させることにより、ネットワーク化されたまちの発展成長を図っていきます。

また、主要地方道徳島空港線が東西幹線軸となり、四国横断自動車道、国道 11 号並びに国道 28 号等が南北幹線軸となり、県道川内大代線、県道津慈広島線、県道長原港線等が拠点間のネットワークを形成します。

図表4-3　将来都市構造図

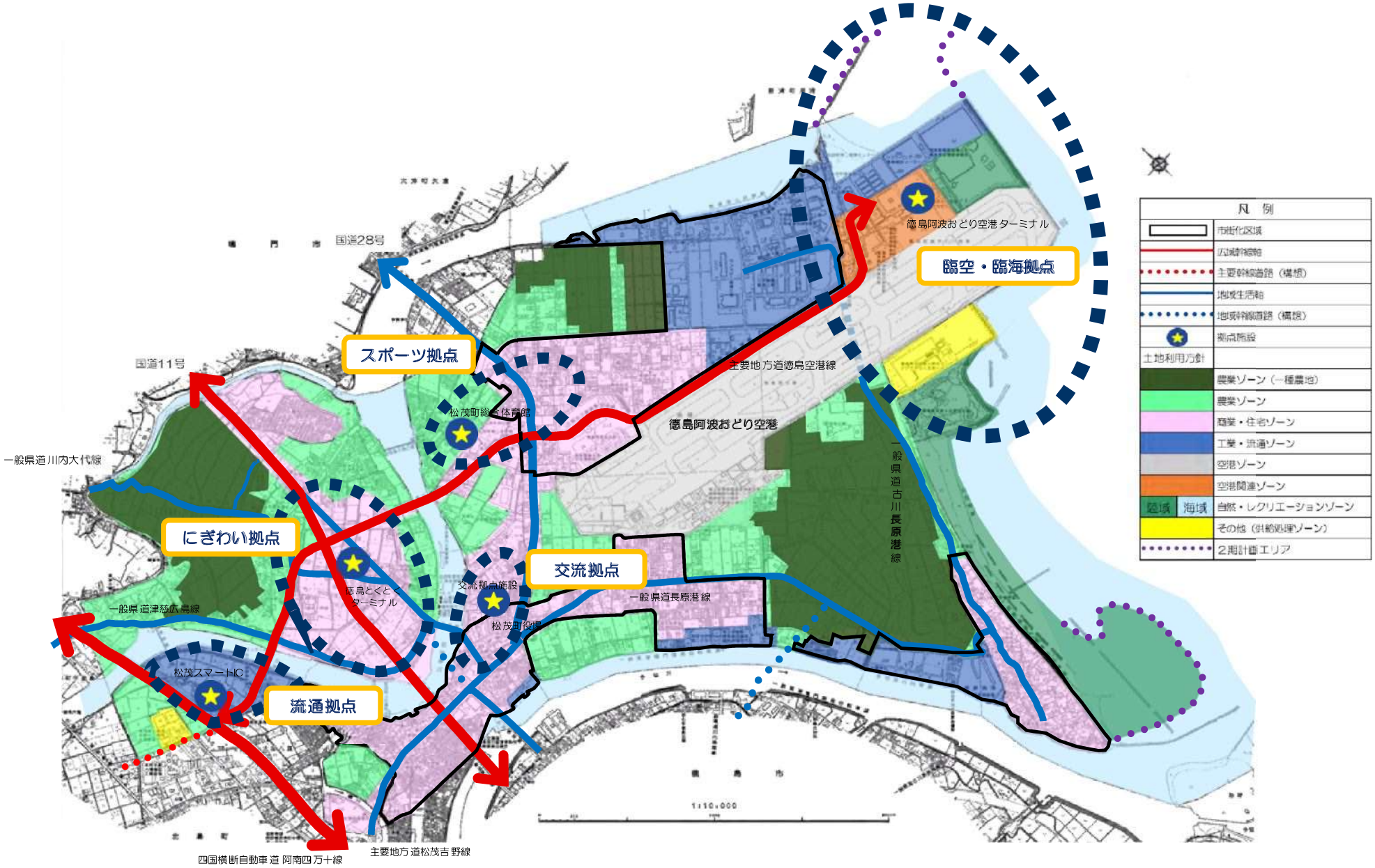

4 SDGｓに関する取組

第２期「松茂町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」では、国の第２期「松茂町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」の見直し事項に関連して、以下の点に注目して見直しをしています。

①計画を貫く視点の追加

第２期計画全体を貫く観点として、Society5.0 の実現に向けた（未来技術）の活用及び持続可能な開発目標（SDGｓ）を原動力とした取組の推進（新しい時代の流れを力にする）に注目して施策を検討しました。

②関係人口の創出と魅力ある“まち”の発信

町外の人が町の担い手となったり町の人々と関わりを持ったりする関係人口の創出や、起業支援等の稼げる地域づくりと新たな交流拠点施設の整備等による魅力あるまちの発信に取り組むことに注目して、施策を検討しました。

③多様なアプローチの推進

第１期計画では、しごとの創出から生まれるひとの流れやまちづくりに着目しましたが、例えば、新たな交流拠点施設にサテライト・オフィスやビジネスゾーンを設けることで空港等を活用する東京圏からの「ひと」を呼び込み、地域で交流を深める中で「しごと」を起こす「ひと」起点のアプローチや、子どもへの教育や地域資源を活かして「まち」の魅力を高めて「ひと」を呼び込むという「まち」起点のアプローチ等、多様なアプローチを検討しました。

これらの視点に基づき第２期計画では、持続可能な開発目標（SDGｓ）としての取組の中で、以下、本計画に関連する項目を掲載することとし、上位計画と一体となって取り組みます。

■基本目標：松茂町への新しいひとの流れをつくる

≪関連するSDGｓ≫

■基本目標：安全・快適な暮らしと魅力的な地域を実現する

≪関連するSDGｓ≫

-第２期「松茂町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」より-

参考：SDGｓとは

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015 年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本も積極的に取り組んでいます。

5 まちづくりの体系

本町のまちづくりの基本理念と将来像、基本目標を受けて、計画のフレーム、将来のまちのあるべき姿（将来の都市構造）を設定し、都市整備の方針（分野別構想）、地域別整備の方針（地域別構想）を設定し、それらを実現するための方策を検討します。都市計画マスタープランによるまちづくり体系を以下に示します。

図表 4-4　都市計画マスタープランによるまちづくり体系図

■まちづくりの基本理念

「空と海が輝く緑の臨空都市　まつしげ」

■松茂町の将来像

「安全で安心　豊かな心を育む　松茂町」

■まちづくりの基本目標

基本目標１　安全で生活便利なまちづくり
基本目標２　子育て応援・教育重視のまちづくり
基本目標３　生涯安心　健康福祉のまちづくり
基本目標４　多様な産業・元気な産業のまちづくり
基本目標５　みんないきいき　文化・スポーツ交流のまちづくり
基本目標６　水と緑に包まれた人にやさしいまちづくり
基本目標７　みんなで進める自主・協働のまちづくり

■計画のフレーム

目標年次「令和22年（2040年）」
目標人口「15,000人」

■将来の都市構造

「豊かな緑に囲まれた中で、コンパクトに都市機能が整備された中心地と、これを起点として全町的にネットワーク化された道路・交通体系を有する生活自立のまち」

■都市整備の方針（分野別構想）

（１）土地利用の方針（ゾーニング）
（２）市街地の整備方針
（３）道路・交通基盤の整備方針
（４）公園・緑地の整備方針
（５）上下水道等の整備方針
（６）防災・減災対策の整備方針
（７）環境・景観形成まちづくりの方針
（８）福祉のまちづくりの方針

■地域別整備の基本方針（地域別構想）

（１）臨空・臨海エリアの整備方針
（２）中央エリアの整備方針
（３）内陸エリアの整備方針

■計画の実現に向けて

（１）まちづくりの事業化手法の検討
（２）多様な主体の協働によるまちづくりの推進
（３）マスタープランの進捗管理

第5章 分野別整備の基本方針

（分野別構想）

1　都市整備の基本方針

（1）土地利用の方針（町全体のゾーニング）

①商業・住宅ゾーン

市街化区域を中心とした商業地、住宅地は、商業施設や住宅の集積などにより、町の中心地域です。本区域を町民の生活、交流、文化、福祉サービスの拠点としてさらなる商業施設の集積を誘導し、街なみ景観の向上や生活サービスの場として市街地の整備を進めます。

それ以外の既成住宅地及び新たに開発される住宅地や商業地については、地域の状況やまちづくりの方針に基づいて規制・誘導を図るとともに、住環境の向上、安全に歩行ができる道路の整備、公園等の身近な憩いの場の整備等を進めながら、良好な市街地の形成を促進していきます。

②工業・流通ゾーン

既存の松茂工業団地等の工業用地は、町の環境行政のシンボルとして、敷地内と隣接地の緑化等から環境景観の向上、周辺地域への公害の防止、製造品のリサイクル等への取り組みを促進します。松茂工業団地に隣接する準工業地域等については、臨空型の付加価値の高い産業の誘致を図り、空港と一体となった産業活動の形成に努めます。

③農業ゾーン

農業は、さつまいも、蓮根、梨等の高付加価値型の農業が営まれており、町独自の重要な生産活動のひとつとなっています。このため、ミニ開発による農地の蚕食を防止し、農地の流動化・団地化を促進し、優良農地の保全を行い、農道・農業用水路の等の基盤整備を進めるとともに、豊かでこころ安らぐ田園景観の保全・創出に努めます。

④空港ゾーン

エアフロントに位置する付近では、空港ターミナルを中心に、人・もの・情報・文化等の総合的な交流空間として、空港利用者の利便性、快適性の向上を図る空港支援機能や交流機能を持った施設の導入を図ります。

また、滑走路より南側では、新たな環境創造となる場として、自然環境と調和のとれた豊かな海浜空間としての整備を目指します。

⑤自然・レクリエーションゾーン

本町の海岸沿いには、潮害防備保安林のクロマツ林が整備されており、潮害防止や保水機能を持っています。このクロマツ林を保全・整備し、生活に潤いを与える緑地機能としての維持を図ります。

本町を貫流する河川や海岸の水辺は、散策や釣り、海水浴・船遊びなど、町民の憩い・交流・の場として貴重な空間であり、そのため水質の汚濁防止・清掃につとめ、生態系や漁業生産への影響に配慮し、親水空間の整備を進め、公園や広場等を結びつけた遊歩道の利用促進を図ります。

図表5-1　土地利用方針図

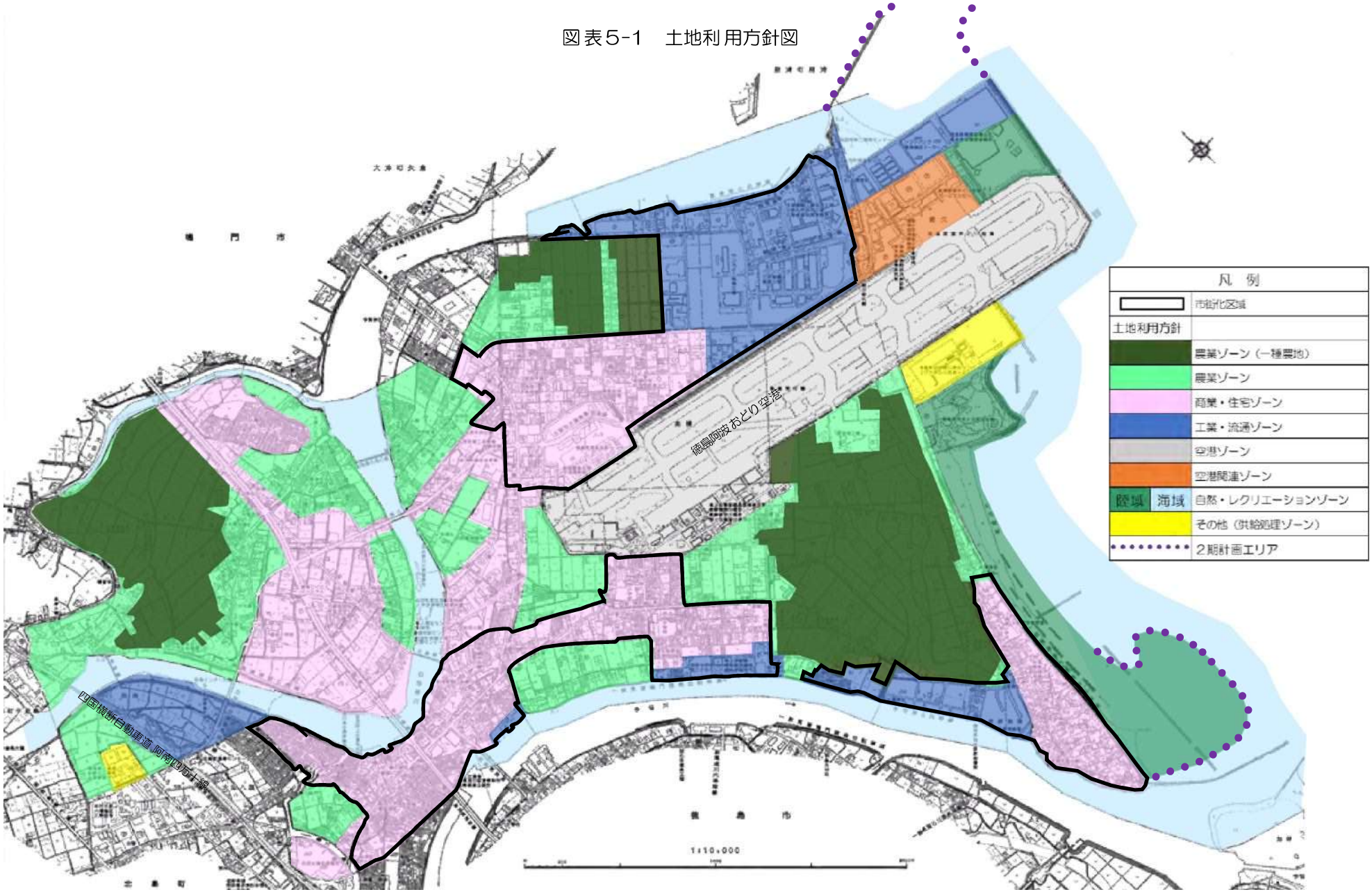

（2）市街地の整備方針

①地域地区の見直し等の検討

地域地区については、本町の目標とする将来都市像の実現のために、今後の土地利用動向と農業との調整に留意しながら、必要に応じ、地区計画の導入や用途地域指定等の見直しを検討します。

図表 5-2　松茂町内の地区計画

名称	位置	面積	都市計画決定日
中喜来群恵地区計画	松茂町中喜来字群恵の一部・稲本の一部	約 8.1ha	平成８年３月 29 日
広島南ノ川地区計画	松茂町広島字南ノ川の一部・古屋敷の一部	約 4.5ha	平成 16 年２月９日
国道 28 号沿道地区地区計画	松茂町中喜来、笹木野、広島の一部	約 16.9ha	平成 22 年３月 25 日
空港ターミナル跡地地区計画	松茂町笹木野、満穂の一部	約 14.8ha	平成 24 年５月 30 日
松茂スマートＩＣ周辺地区計画	松茂町長岸の一部	約 2.2ha	平成 29 年８月 15 日
中喜来宮前地区計画	松茂町中喜来、広島の一部	約 5.4ha	令和２年3月 23 日

②拠点区域の形成

町全体の均衡ある発展を図り、快適な居住空間の創出と都市機能の充実強化による町民生活の向上にむけて、生活や交流の核となる拠点区域の形成誘導を図ることにより、広域連携に配慮した集約型の魅力ある地域の形成を推進します。

拠点の検討にあたっては、現状だけでなく、まちづくりの動向など政策的要因も加味する必要があり、交通結節点や、都市機能集積の現状及び動向、隣接市町との関係を含めた地理的な位置関係を踏まえ、様々な拠点を適切に配置して集約型の将来都市構造へと誘導します。

本町で設定する拠点の形成方針は以下のとおりです。

図表 5-3　拠点区域の形成方針

拠点区域の名称	拠点の分類	拠点区域形成の方向性
交流拠点	中心拠点	松茂公園及び中央児童館の跡地を再整備し、既存の行政・教育・福祉等が集積した地区と交流拠点施設を中心としたエリアを「交流拠点」と位置づけ、新しくまちのシンボルとなる拠点を形成します。
にぎわい拠点	地域拠点	中喜来地区においては、国道 11 号が縦貫し、交通の利便性を活かした沿道サービス系商業の立地が見られます。人が賑わう場所として徳島とくとくターミナル付近を「にぎわい拠点」として位置づけ、国道 11 号沿いの良好な開発の誘導を図ります。

流通拠点	地域拠点	松茂スマートIC付近においては、陸の玄関口として広域にわたる流通拠点としての位置づけをします。
臨空・臨海拠点	地域拠点	現在のチャーター便に加え国際線の増便や、徳島阿波おどり空港の更なる利用促進を図るとともに、ターミナル機能の強化など、空港の発展を促します。徳島阿波おどり空港に隣接し、設置予定のある空港公園は、海域の自然とふれあうことのできる広域的な交流拠点として利活用を図りながら、空港ターミナル施設等と一体となって、松茂町の新しい空と海の玄関口として臨空・臨海拠点として位置づけます。また、このエリアの北側においては、港湾整備（マリーナ等）も検討し、豊かな水辺空間を創出していきます。
スポーツ拠点	コミュニティ拠点	向喜来に位置する松茂町総合体育館、第二体育館を中心に、サッカー場、中央公園等のスポーツ及びその関連施設の立地があります。この地区を町民のスポーツ交流の拠点として位置づけ、将来における各種のスポーツ関連施設の集積と、これにふさわしい景観等の整備を図ります。

※拠点の分類・・・拠点の分類は、拠点の大きさや用途を表す。中心拠点が一番大きい。

③中心市街地における地区整備

現在の町役場周辺部にあたる市街地中心部においては、街路や広場等の都市基盤施設を整備しながら、行政・公共サービスの都市機能を有した施設の充実や誘導を図っていきます。

④幹線道路沿道における良好な開発の誘導

国道 11 号や国道 28 号、主要地方道徳島空港線の沿道の市街化調整区域では、開発ニーズが高いことから、地区計画等の導入により、周辺の環境・景観と調和した良好な開発の誘導を図ります。

⑤住環境の向上

既存の集落や住宅街区においては、十分な幅員の生活道路や公園・広場等、生活環境基盤施設の整備充実を図りながら良好な住環境を形成させていきます。とりわけ、旧集落等の住宅が密集した街区においては、居住環境整備等の修復型まちづくりや地区計画等の導入により狭隘道路の拡幅や老朽住宅の建替え・改善、オープンスペースの確保など、居住環境の向上にむけて形成誘導を図ります。

⑥農業との調和がとれた開発の誘導

宅地化の進行により住宅地や商業地等と農地の土地利用が混在している市街化区域内においては、地区計画等の導入により街路・広場等の適切な基盤施設の整備を促しながら、土地利用の整序化を図り、地域の生活や商業活動と農業が調和した快適な都市環境の誘導を促します。

また、市街化調整区域内の農地と隣り合わせにある土地については、地区計画等の活用により地域の特性や営農環境との調和がとれた開発の誘導を図ります。

⑦良好な工業地の形成誘導

松茂工業団地をはじめとする工業系の地区においては、既存の産業集積や徳島阿波おどり空港のターミナル機能を活かすとともに、流通、生産、研究開発、資源循環といった新産業の誘致を図りながら産業地区の集積を促します。

⑧交流拠点施設（Matsushigate）と周辺地域の有効活用

まちの中心となる交流拠点には、交流拠点施設が建設されており、そのコンセプトは「松茂町に地域内外から人々を誘客する“場”を創出」することです。交流拠点施設では、以下の内容を予定しています。

■交流拠点施設の主な機能
- イベントスペースを併設したコミュニティ・カフェを整備し、住民の交流の場を創出
- 次世代の子どもたちに STEAM 教育など学びの場となる様々なコンテンツや各種イベントの開催
- 観光振興の拠点として観光情報の発信の場の整備
- 町内外からの集客の場として、様々なイベント企画・展開やマルシェの展開
- 起業支援の場としてコワーキングスペースを提供

また、交流拠点施設の東側には、屋外イベントスペースとして利用できる芝生広場を整備します。加えて、交流拠点施設と広場の周辺には、津波の基準水位以上の擁壁を整備し、災害時には広場を仮設住宅の建設用地として活用できるよう避難生活の場を提供します。

図表 5-4　市街地整備方針図

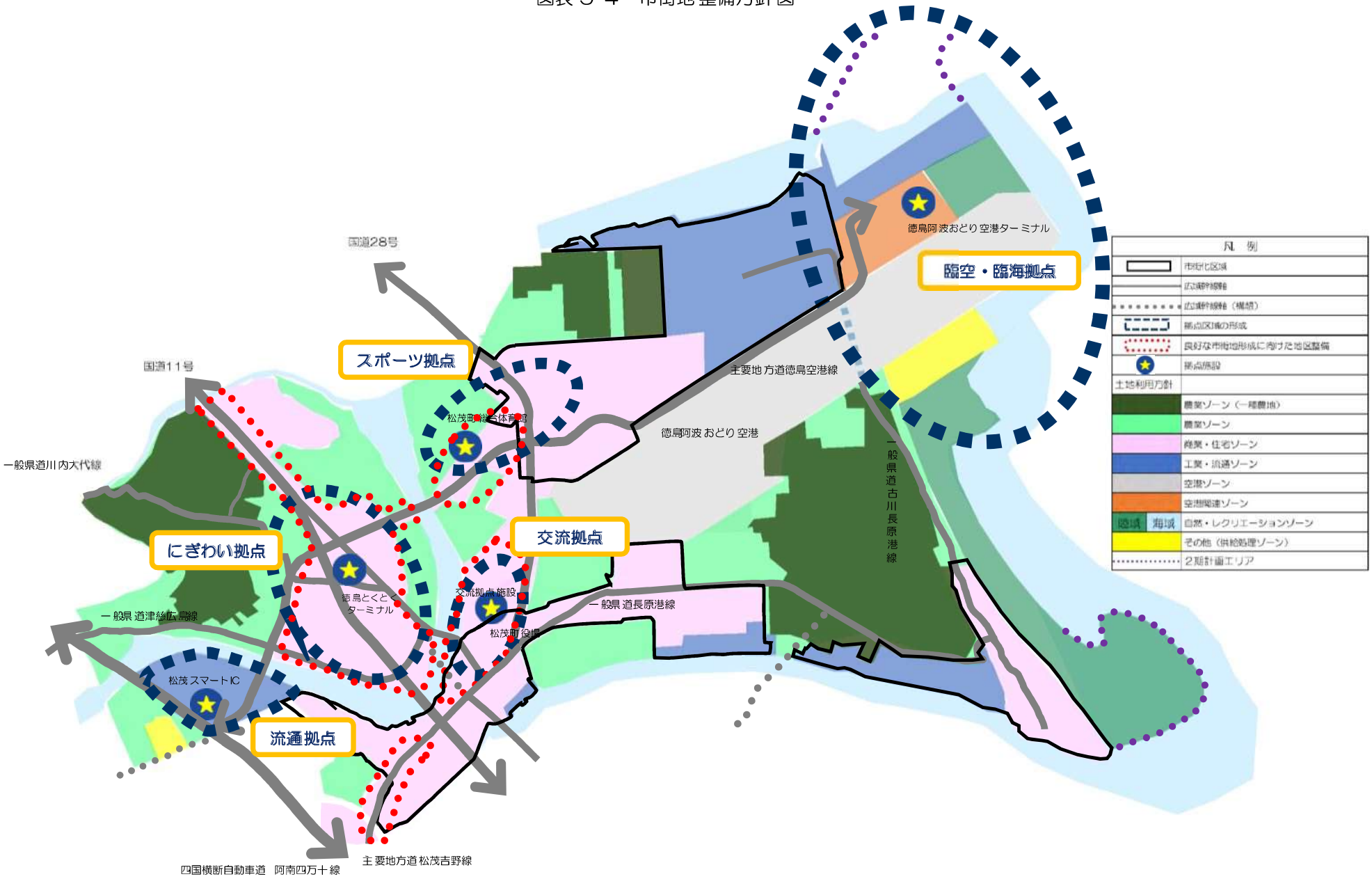

（3）道路・交通基盤の整備方針

①道路及び沿道の整備

主要幹線道路である国道については整備済みですが、今後は沿道の良好な開発を誘導し道路際での歩行空間の一体化を図るなど、安全・安心な道づくりにむけての取り組みが課題となります。また、県道等の地域幹線道路については、交通結節点を活かしたまちづくりの観点から、徳島空港と四国横断自動車道及び県都とを結び付ける道路の整備促進が課題となります。

図表 5-5　主要道路と整備方針

道路の種類	道路名	整備内容
国道	国道 11 号	沿道整備
	国道 28 号	沿道整備・局部改修
高速道路	四国横断自動車道	周辺整備
県道	主要地方道徳島空港線	延伸整備
	一般県道川内大代線	延伸整備
	一般県道津慈広島線	周辺整備
町道	街区内幹線道路の一部	拡幅・改修整備
	区画道路の一部	拡幅・改修整備

1）国道 11 号

他市町と連絡する主要幹線道路である国道 11 号については地区計画等により、今後積極的に誘導する幹線道路沿道における市街地の形成に応じて、必要な部分の改良は国に働きかけて、沿道整備、周辺整備を促進します。

2）国道 28 号

本町の中心市街地を縦貫する国道 28 号については、今後、沿道における良好な市街地の誘導にあわせて、必要な局部改修、交差点改良、歩道の整備等を国に働きかけて、安全な歩行者空間の形成を促進します。

3）四国横断自動車道松茂スマート IC

松茂スマート IC については、四国横断自動車道の有効活用や、地域生活の充実、地域経済の活性化に結びつけるため、IC 周辺地区計画による周辺整備を促進します。

4）主要地方道徳島空港線

主要地方道徳島空港線は、徳島阿波おどり空港へのアクセスルートとして松茂スマート IC から空港ターミナルまで整備されています。今後、更に西への延伸するよう、早期完成に向けて県への要請と協力をします。

５）その他の地域幹線道路の整備

徳島市方面への連絡道路となる一般県道川内大代線は加賀須野橋の付け替えに伴い、国道２８号を経由する形となっていることから、広島橋等の橋梁の架け替え整備を県に働きかけます。併せて、徳島とくとくターミナルを利用した交通利便性を高めます。徳島阿波おどり空港と徳島外環状線とを結びつける連絡道路については、道路及び橋梁の新設整備を県に働きかけます。

②地区間・地区内道路の整備

地区によっては、生活道路等の不足や防災時の避難経路となる道路が不十分なところがあります。防災や生活利便性を高めるための地区間・地区内の道路改良や橋梁の長寿命化を進めます。

③歩行者のためのまちづくり

子供や高齢者、障がい者等が安全で歩きやすい道づくりを進め、ユニバーサルデザインを視野に、通学路の確保や歩きやすく利用しやすい歩道設置などの事業や、防犯灯の整備事業を進めます。

④コミュニティバスの整備

本町では、６０歳以上の方を対象に福祉バスを運行していますが、年齢を問わず利用できるコミュニティバスとして令和３年の運行開始を目指しています。バス路線は３路線とし、町内の病院、店舗、公共施設への移動、さらには民間路線バスへの乗り継ぎにより、徳島阿波おどり空港や町外への移動も容易になります。

コミュニティバスの整備により、環境への配慮に対応したまちづくりや、町民の皆さまの移動手段の多様化が図れる取組となります。町民の皆さまの生活利便性が向上するよう、継続的に取り組みます。

⑤コンパクトプラスネットワークの整備

本町の将来像を達成するため、国が掲げるコンパクトプラスネットワークの考え方に沿って、各拠点へアクセスしやすい道路整備、また、各拠点を公共交通（バス等）で結び、それらを利用する者にとって、シームレスな交通結節点の整備等を促進します。

図表 5-6　道路網方針図

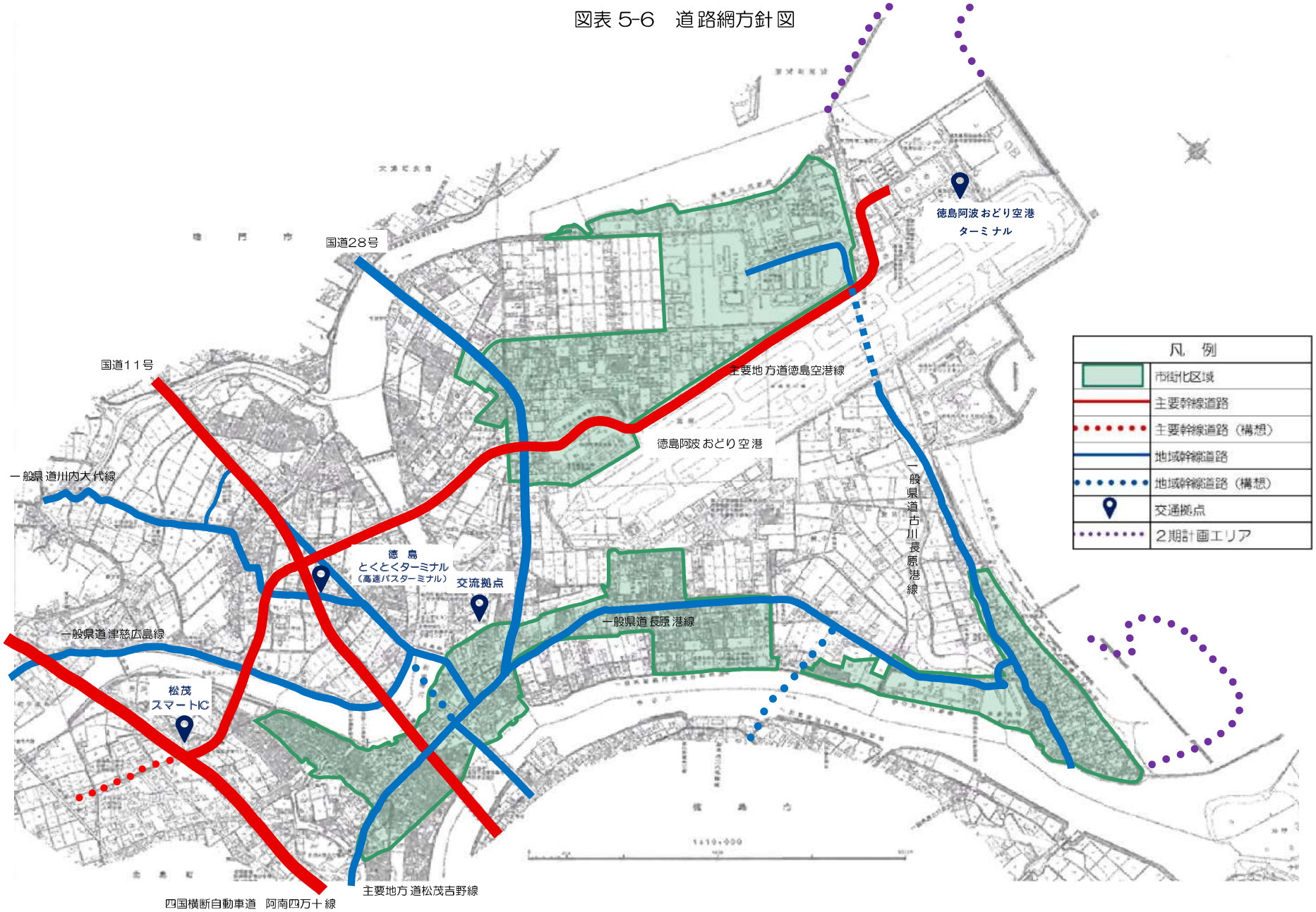
国道28号
国道11号
一般県道川内大代線
一般県道津慈広島線
主要地方道徳島空港線
徳島阿波おどり空港
徳島阿波おどり空港ターミナル
一般県道古川長原港線
一般県道長原港線
徳島とくとくターミナル（高速バスターミナル）
交流拠点
松茂スマートIC
主要地方道松茂吉野線
四国横断自動車道　阿南四万十線
凡　例
市街化区域
主要幹線道路
主要幹線道路（構想）
地域幹線道路
地域幹線道路（構想）
交通拠点
２期計画エリア

（4）公園・緑地の整備方針

① 「月見が丘海浜公園」をはじめとする拠点公園の整備・活用

「月見が丘海浜公園」や計画予定のある空港公園については、多様な機能を有したレクリエーション、生涯学習･スポーツの拠点公園として、また、本町の豊かな海岸線の自然環境を生かした体験型活動空間として活用していきます。

② 海岸沿いの緑地の保全・育成

旧吉野川の河川敷や海岸線の海浜は、多様な自然環境と伸びやかなひろがりを有する貴重なオープンスペースです。河川・海岸沿いに緑地軸を形成させ、豊かな自然環境を生かした月見が丘海浜公園や自転車道等を活用しながら松茂町レクリエーションネットワーク軸を形成させます。

③身近な公園・広場等の整備と住民参加による維持・管理

憩いや遊び、交流の場として、子供から高齢者までが安心して利用できる身近な公園・広場の整備を、街区や人口の集積、利用目的に応じ整備するとともに、それらの公園や広場を歩道や緑道等によりネットワークさせます。また、分譲地等の民間開発に伴い整備された公園等については、地区のコミュニティの場として安全・安心な空間の維持・管理に努めます。

図表 5-7　主な公園・緑地の整備方針

区分	名称	公園区分	箇所	面積
都市計画公園等	松茂公園	近隣公園	1	約 1.58ha
	松茂中央公園	近隣公園	1	約 2.35ha
	松茂東部公園	近隣公園	1	約 0.43ha
	長原児童公園	街区公園	1	約 0.05ha
	向喜来緑地	都市緑地	1	約 0.45ha
	月見が丘海浜公園	総合公園	1	約 14.1ha
その他の公園	空港公園		1	(約 14.5ha)
	ふれあいきゅうない公園	条例公園	1	約 0.58ha
	ふれあいまる池公園	条例公園	1	約 0.14ha
	中喜来地区農村公園	条例公園	1	約 0.15ha
	中喜来地区北部農村公園	条例公園	1	約 0.16ha
	長原渡船場横公園	港湾緑地	1	約 0.1ha
	児童クラブ併設児童遊園	（児童福祉法）	3	約 0.11ha
	その他の児童遊園	（開発公園）	33	約 1.66ha
現況公園・緑地面積				約 21.86ha
現況における町民一人あたりの公園緑地面積				約 14.5 ㎡/人
目標年次における町民一人あたりの公園緑地面積				約 24.4 ㎡/人

図表 5-8　公園緑地整備方針図

凡　例			
都市計画公園等	①	松茂公園	近隣公園
	②	松茂中央公園	近隣公園
	③	松茂東部公園	近隣公園
	④	長原児童公園	街区公園
	⑤	向喜来緑地	都市緑地
	⑥	月見が丘海浜公園	総合公園
その他の公園・緑地	⑦	空港公園	（計画）
	⑧	ふれあいきゅうない公園	条例公園
	⑨	ふれあいまる池公園	条例公園
	⑩	中喜来地区農村公園	条例公園
	⑪	中喜来地区北部農村公園	条例公園
	⑫	長原渡船場横公園	海岸緑地
	⑬	喜来児童クラブ併設児童公園	児童遊園
	⑭	東部児童クラブ併設児童遊園	児童遊園
	⑮	長原児童クラブ併設児童遊園	児童遊園
	⑯	空港北側緩衝緑地	
	⑰	月見ヶ丘海水浴場	
		水と緑のネットワークロード	
		鳴門徳島サイクリングロード	
		誘致円（500m）	
		市街化区域	
		2期計画エリア	

（5）上下水道等の整備方針

①松茂町公共下水道事業の整備推進

流域下水道事業にあわせて、本町においては公共下水道区域 425.2ha、処理人口 12,800 人の「松茂町流域関連公共下水道事業計画」を策定し、主要管渠等の整備を進めていますが、全域が処理対象区域となるよう順次供用区域を広げながら公共下水道の普及に努めます。

②合併処理浄化槽の普及推進

公共下水道事業認可区域、集落排水区域及びニュータウン区域のいずれにも含まれない区域においては、合併処理浄化槽の設置により排水処理施設の普及を図ります。

③雨水排水施設の適切な維持・管理

本町は町全域で排水設備及びポンプ場・排水機場が整備済みです。今後も、それらの施設の機能を保つため、適切な維持管理に努めます。

④上水道施設の維持管理と更新

平成 13 年度に策定された第４次拡張事業に沿って、計画給水人口 16,100 人、計画１日最大給水量 18,500 ㎥として、安心して飲める水の安定供給の確保に努めます。今後、浄水設備や配水設備の災害対策と水需要に対応した口径への付け替えを進めます。

⑤し尿処理場における適切な維持管理

家庭や事業所で排出するし尿を処理する松茂町環境センター（し尿処理施設）については、公共下水の推進に合わせて、今後も適切な処理を行うための維持管理に努めます。

松茂町マンホール：マッピー

松茂町マンホール：農集柄

松茂町マンホール：松茂係長

図表 5-9　下水道整備方針図

（6）防災・減災対策の方針

①旧吉野川、今切川等の河川整備等の促進

旧吉野川、今切川については、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく減災に係る取組方針及び「吉野川水系河川整備計画」に基づき、河川整備を国や県と連携を図りながら促進します。とくに未整備堤防については堤防整備や耐震化を図りながら、地震・洪水対策としての堤防整備にむけて国や県と連携を図りながら整備を促進します。

また、旧吉野川・今切川に設置された橋梁の中には、橋脚が多く径間長が短いものや桁下高が不足するものなど、洪水の流下を阻害するものが多く残されており、改築等の措置を実施する必要があります。

②避難施設の充実と安全な避難路ネットワークの形成

町内には指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所を指定し、各地区からそこに至る避難路を設定しています。「松茂町地域防災計画」、「松茂町国土強靭化地域計画」、「松茂町津波防災ハザードマップ」、「松茂町洪水ハザードマップ」に沿って、公園や公共施設を中心に避難施設を充実させるとともに、避難施設までの避難ルートにあたる道路の拡幅や空地の確保、橋梁の耐震化等に努めます。

また、避難困難地区については、避難用地の確保に努め、民間用地の活用も視野に入れながら、避難困難地域の解消に向けて取り組みます。

③公共施設、住宅等の建物の防災機能の向上推進

徳島県が公表した南海トラフ巨大地震被害想定では、南海トラフ巨大地震が発生すると震度６強の揺れが想定され、多くの人的被害・建物被害が発生する可能性があることから公共施設等の耐震化・非構造部材の耐震化に取り組みます。

現在、公共施設の耐震化率は、ほぼ 100%であり、小中学校に関しては非構造部材の耐震化も実施済みですが、他の公共施設の中には、非構造部材の耐震化は未実施の施設もあり、計画的に対策実施を検討していきます。

民間建築物の耐震化については、木造住宅耐震診断事業、耐震改修事業の普及、啓発についても取り組んでおり、（一般木造住宅の耐震化率は約 75%）空家対策についても空家等対策協議会を設立し、「空家等対策計画」を策定しています。また、自宅で被災した場合を想定しての耐震化対策、家具転倒防止対策、避難の妨げにならないようにブロック塀等の倒壊対策を実施する等の重要性を周知・啓発していきます。

また、水道、都市下水ポンプ場等の耐震化を進め、災害時における町民のライフラインを確保します。また、密集した住宅地区などでの火災の延焼を防ぎ、安全な避難路を確保する見地から、地区内での道路の拡幅やオープンスペースの確保、建物の耐震化や難燃化等を促進し、地域住民主体の居住環境整備に結びつく防災まちづくりを推進します。

④避難タワーや立体駐車場の整備

河川や海岸に面した本町では、洪水・津波・高潮による甚大な災害が予想されます。最も水位が高くなると想定される津波については、迅速な避難が必要であるため、地区ごとに避難タワーを整備しており、中喜来地区は平成 28 年に、長原地区は令和 3 年に建設しています。また、津波に備え、令和元年度には役場庁舎に隣接して避難スペースともなりえる立体駐車場を整備しています。

⑤復興事前準備の推進

復興事前準備とは、平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくことをいいます。

本町では、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、過去の災害からの復興まちづくりにおける課題・教訓等を踏まえて、復興事前準備に取り組む必要があります。

そのため、復興事前準備の総合的な計画となる「事前復興計画」の策定を視野に入れ、まずは、平時からの復興ビジョンを明確にするべく復興まちづくりトレーニング等の定期的な研修の実施や、応急仮設住宅及びがれき置き場等の位置を検討します。

図表 5-10　松茂町津波防災ハザードマップ

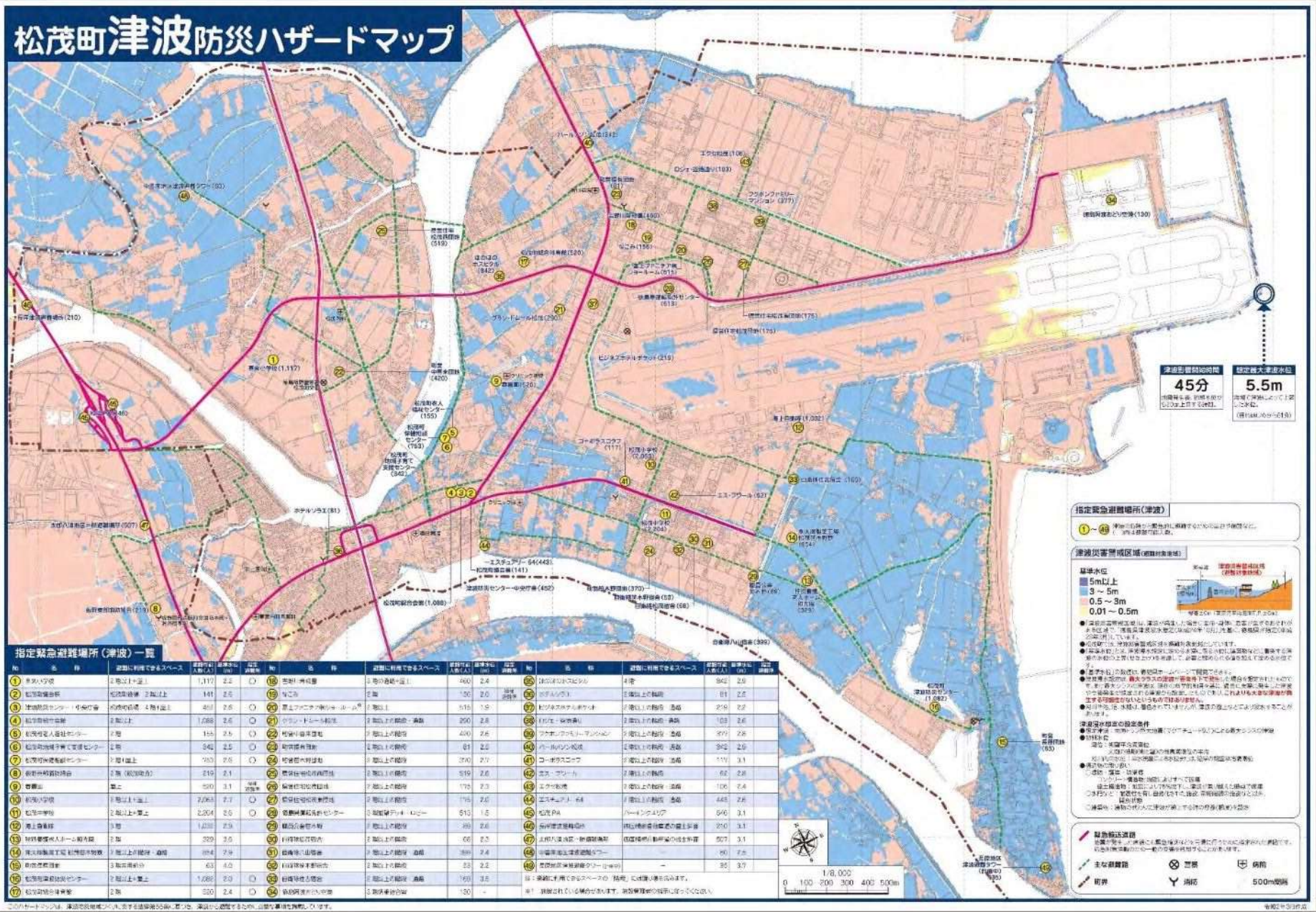

図表5-11　松茂町洪水ハザードマップ１

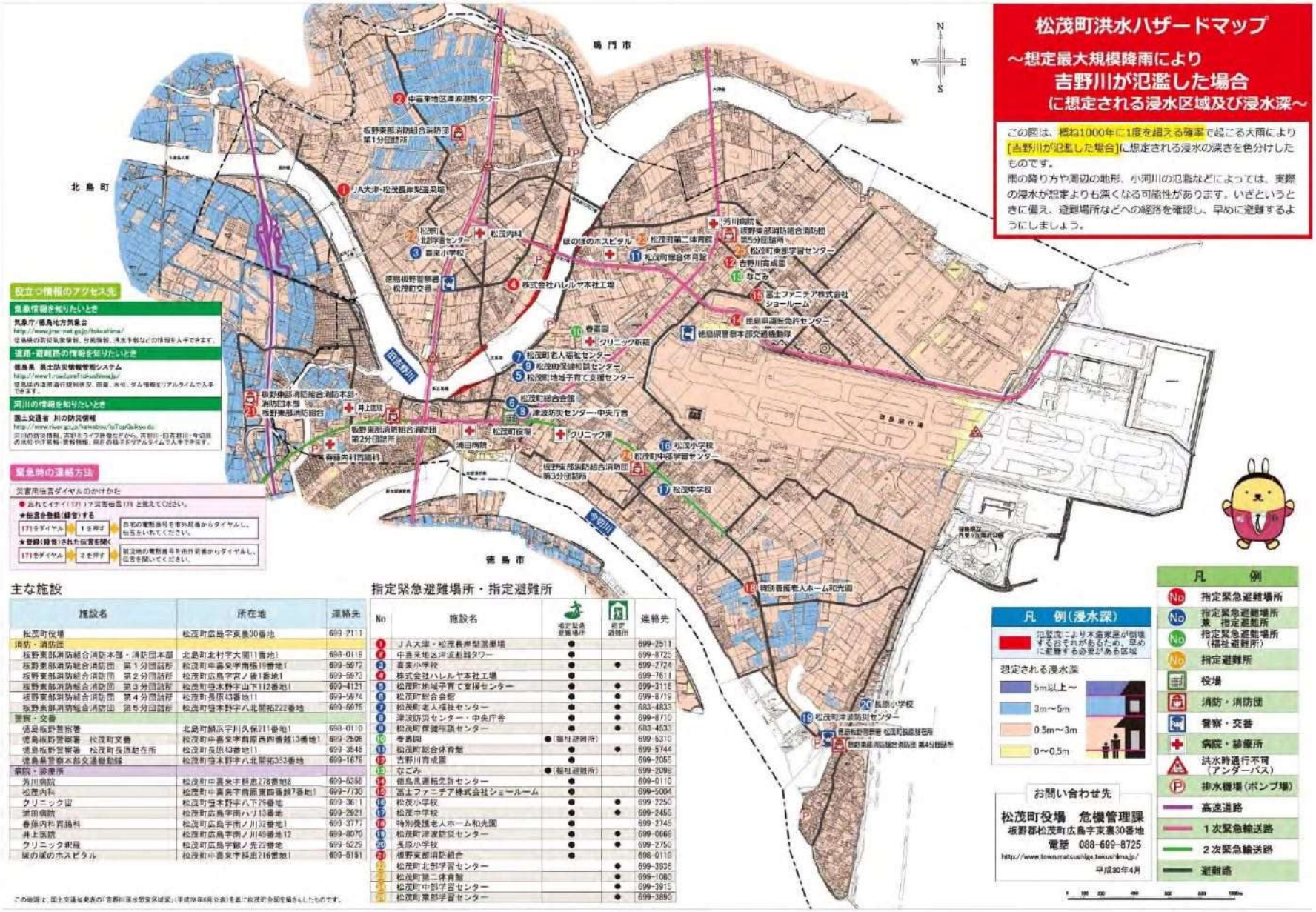

施設名	所在地	連絡先
松茂町役場	松茂町広島字東裏30番地	699-2111
消防・消防団		
板野東部消防組合消防本部・消防団本部	北島町北村字大開11番地1	698-0119
板野東部消防組合消防団　第１分団詰所	松茂町中喜来字南畑19番地1	699-5972
板野東部消防組合消防団　第２分団詰所	松茂町広島字宮ノ後1番地1	699-5973
板野東部消防組合消防団　第３分団詰所	松茂町笠木野字山下112番地1	699-4121
板野東部消防組合消防団　第４分団詰所	松茂町長原43番地11	699-5974
板野東部消防組合消防団　第５分団詰所	松茂町笠木野字八北開拓222番地	699-5975
警察・交番		
徳島板野警察署	北島町鯛浜字川久保211番地1	698-0110
徳島板野警察署　松茂町交番	松茂町中喜来字南原西西番館13番地1	699-2506
徳島板野警察署　松茂町長原駐在所	松茂町長原43番地11	699-3548
徳島県警察本部交通機動隊	松茂町笠木野字八北開拓353番地	699-1678
病院・診療所		
芳川病院	松茂町中喜来字群恵278番地8	699-5356
松茂内科	松茂町中喜来字南原東西番館7番地1	699-7730
クリニック宮	松茂町笠木野字八下29番地	699-3611
浦田病院	松茂町広島字南ハリ13番地	699-2921
春藤内科胃腸科	松茂町広島字南ノ川32番地1	699-3777
井上医院	松茂町広島字南ノ川49番地12	699-8070
クリニック新蔵	松茂町広島字鎌ノ先22番地	699-5229
ほのぼのホスピタル	松茂町中喜来字群恵216番地1	699-5151

No	施設名	指定緊急避難場所	指定避難所	連絡先
1	ＪＡ大津・松茂長岸製菓場	●		699-2511
2	中喜来地区津波避難タワー	●		699-8725
3	喜来小学校	●	●	699-2724
4	株式会社ハレルヤ本社工場	●		699-7611
5	松茂町地域子育て支援センター	●	●	699-3116
6	松茂町総合会館	●	●	699-6719
7	松茂町老人福祉センター	●	●	683-4833
8	津波防災センター・中央庁舎	●	●	699-6710
9	松茂町保健福祉センター	●	●	683-4533
10	春藤園	●（福祉避難所）		699-5310
11	松茂町総合体育館	●	●	699-5744
12	吉野川育成園	●		699-2065
13	なごみ	●（福祉避難所）		699-2096
14	徳島県運転免許センター	●		699-0110
15	富士ファニチア株式会社ショールーム	●		699-5004
16	松茂小学校	●	●	699-2250
17	松茂中学校	●	●	699-2455
18	特別養護老人ホーム和光園	●		699-2745
19	松茂町津波防災センター	●	●	699-0666
20	長原小学校	●	●	699-2750
21	板野東部消防組合	●		698-0119
22	松茂町北部学習センター		●	699-3936
23	松茂町第二体育館		●	699-1080
24	松茂町中部学習センター		●	699-3915
25	松茂町東部学習センター		●	699-3890

この地図は、国土交通省東京の「吉野川洪水想定区域図」（平成28年6月公表）を基に松茂町作成したものです。

図表5-12　松茂町洪水ハザードマップ2

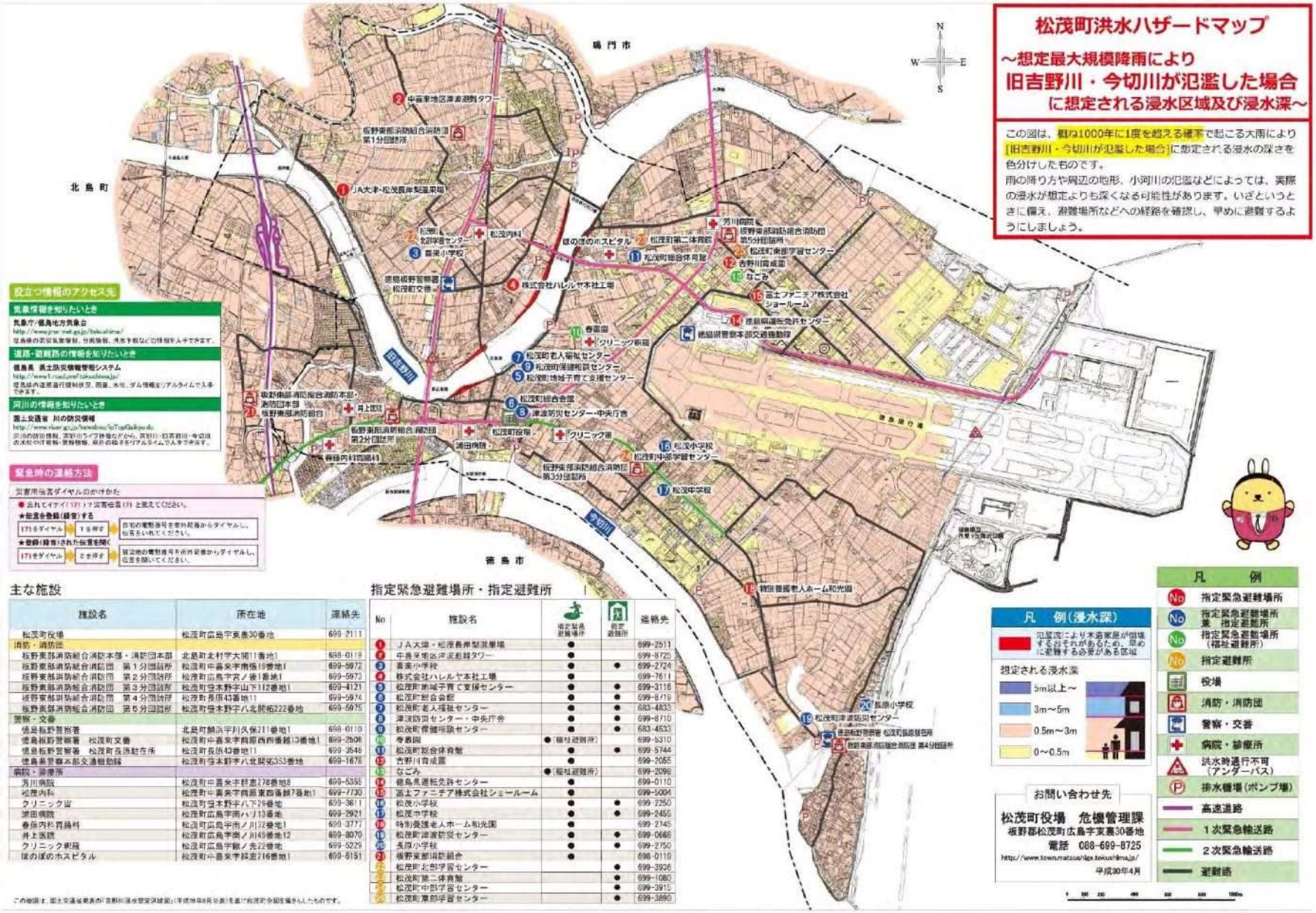

（7）環境・景観形成まちづくりの方針

①水辺環境・景観保全と創造

動植物の生息空間であるとともに、人と自然とのふれあいの場所となっている旧吉野川をはじめとする松茂町の河川・水路、池、海岸等の水辺環境を保全します。水辺空間エリア、親水公園や海岸線の公園緑地等を整備・活用を促進するとともに、町民の参加により自然の維持・保全に努めながら、環境教育や自然レクリエーションの場として活用していきます。

②景観条例の検討

本町の特性を活かした景観行政のために、事例研究を行うとともに、必要に応じて、景観法を活用した事業も検討しながら、景観条例の制定を検討していきます。

③住宅地区等における緑化の促進

住宅地や商業地を中心として、地域住民や事業者の協力にもとづき、生垣や宅地内緑化等による敷地内の緑化促進を図ります。また、新しい住宅地の開発においては緑地協定や建築協定の締結を促すなどの手法も検討し、緑豊かで良好な景観を有する住宅地区等の形成誘導を図っていきます。

④工業地区における良好な環境の形成

工場及び事業所の環境緑化事業を推進し、建築物も含めた景観への配慮を促しつつ、良好な工業地区の景観形成を図っていきます。

⑤農村環境・景観の維持と保全

優良農地や既存集落における景観資源等の保全・活用を図りながら集落地区内の住環境を改善し、緑豊かで落ち着きのある空間を有した農村や漁村の環境及び景観の維持・保全に努めます。

⑥地球温暖化を抑制するまちづくり

自動車の使用の抑制やエコドライブの推進、省エネルギーやリサイクルの取り組み推進、水等資源の循環利用など、地球温暖化の抑制につながるような地球環境にやさしい地域循環型のまちづくりを推進していきます。また、公共施設においては、太陽光発電等の自然エネルギーの導入を引き続き推進していくとともに、「松茂町住宅用太陽光発電システム設置費補助金」の活用を促していきます。

⑦ごみ処理場等における適切な維持管理

ごみ処理等については、分別収集（紙、衣類、段ボールは別日に収集等）や、ごみの減量化や資源リサイクル化を推進し、循環型社会の形成に向けて取り組みます。

また、松茂町第二環境センター（ごみ処理施設）は、本町に住んでいる方の家庭や、店舗や事業所などの事業活動に伴うごみを処理する施設で、可燃ごみの焼却、不燃ごみや粗大ごみの破砕処理、資源ごみをリサイクルするための選別圧縮を行っています。ごみ処理施設については、現在、広域化が検討されています。

図表 5-13　環境・景観形成まちづくりの方針

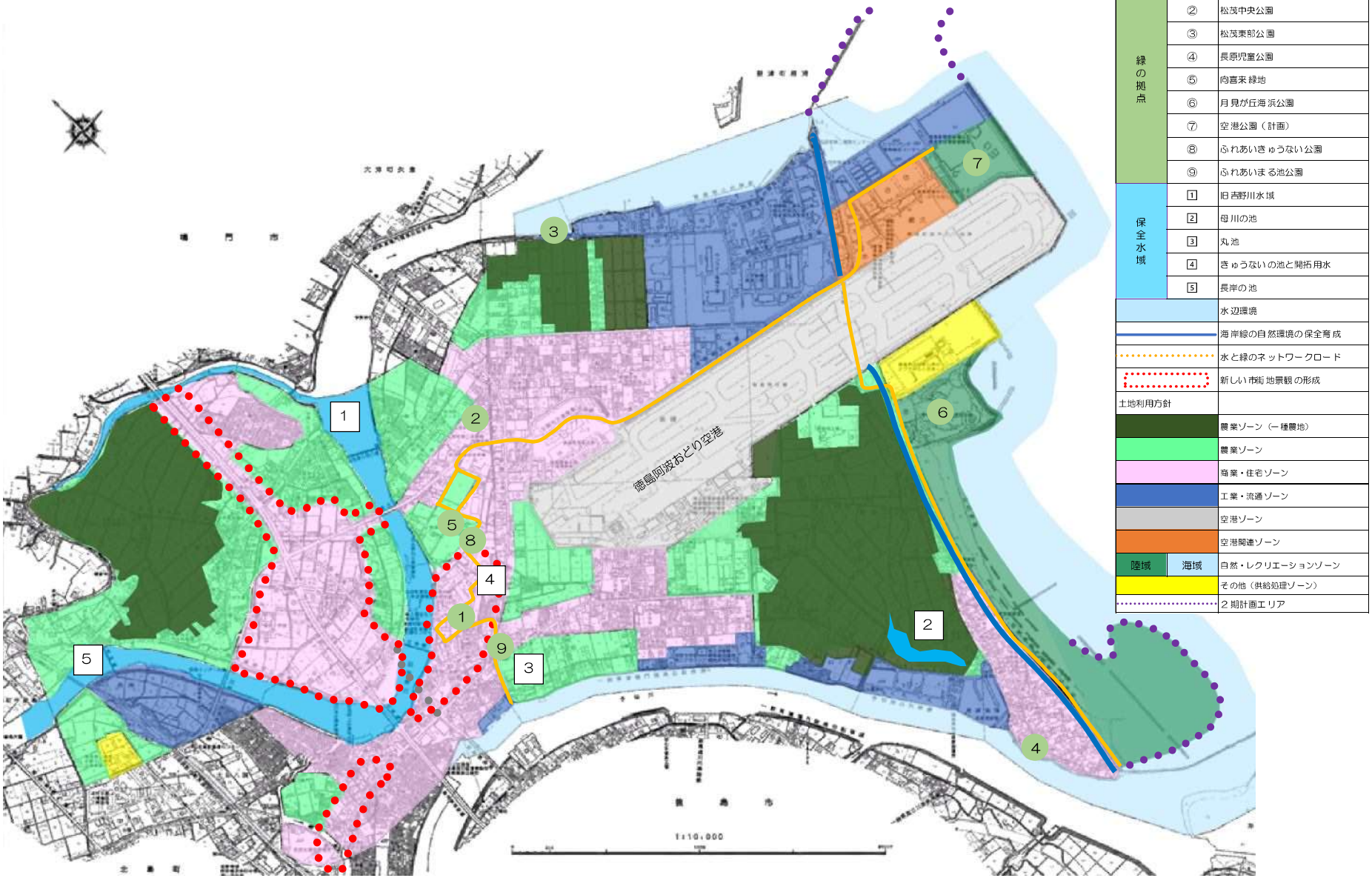

（8）福祉のまちづくりの方針

①ユニバーサルデザインの推進

まちづくりを進めるにあたり、年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性やちがいを越えて、できるだけすべての人に配慮した、利用しやすい建物、空間を整備します。公共施設やオープンスペースにおいては、段差の解消やスロープ、点字ブロック、障がい者用のトイレなど、生活環境をバリアフリーとするために、ユニバーサルデザインによる施設整備の推進を図ります。また、民間施設のユニバーサルデザインも推進します。

②バリアフリー住宅の整備促進

住宅においては、高齢者や障がい者等が生活していくために必要な居住空間を確保するために、改修や改善を支援します。

第6章 地域別整備の基本方針

（地域別構想）

1　地域別構想の考え方

（1）地域別構想とは

地域別構想では、地域毎に地域の将来像とまちづくりの目標を明らかにし、「全体構想」における都市整備の方針を地域毎に展開しながら、まちづくりの方針を示します。

地域別構想は、将来の地区別整備の方針として作成するものであり、今後の社会情勢や住民ニーズの変化、地域における具体的なまちづくりの動きに応じて随時見直していくものとします。

（2）エリア及び地域区分の設定

地域別構想においては、松茂町の将来都市構造を踏まえ、町内を「臨空・臨海エリア」、「中央エリア」、「内陸エリア」の３つのエリアに区分しました。これら３つのエリアについては、その地理的・歴史的な成り立ちや今後の整備の方向等のエリアの有する特性に照らし合わせ、下表のような役割を将来的に担うものと考えられます。

設定に際しては、地形や河川等の自然条件や土地利用の状況、自治会や学校区などの日常生活上の交流の範囲、幹線道路等の交通軸等を考慮しました。

図表 6-1　エリアの特性と役割

エリア	エリア内の拠点	松茂町における役割
臨空・臨海エリア	臨空・臨海拠点	徳島阿波おどり空港ターミナルを核として、その周辺の海岸沿いの地区や自然レクリエーション地区が一体となり、海と空に臨む松茂町の玄関口を形づくりながら、空と海に向けて発展していくエリアとします。 内陸側においては、空港をはさんで北は工業を中心とした産業ゾーンとして産業集積を図ります。空港の南側は海岸沿いの農村・漁村集落とその背後に農地が広がる農業地域として、恵まれた自然や農業資源を保全活用しながら良好な生活環境を形成させていきます。また、海岸部では、港湾整備（マリーナ等）も検討します。
中央エリア	交流拠点、 スポーツ拠点	松茂町の古くからの中心地として、町役場をはじめ公共公益施設や福祉施設等の集積を活かし、国道 28 号を軸に各種サービス業務施設の集積立地を図ります。 土地利用現況としては、商業・業務施設や工場等、宅地の割合が多い一方、松茂中央公園をはじめとした公園緑地が多く立地しています。よって、水・緑の自然環境資源を活用し、商業・業務施設・工場等の立地を許容しつつ、用途や機能面でバランスを図りながら良好な市街地を形成させていきます。

		また、交流拠点施設を核とした地域内外の人々の交流を推進するエリアとします。
内陸エリア	にぎわい拠点、流通拠点	従来は優良農地が広がる地域でしたが、国道 11 号、徳島空港線、徳島とくとくターミナル、松茂スマート IC 等の交通基盤の整備により、近年は沿道にサービス施設が立地し、また、住宅地の開発も進んでいます。 このエリアには、にぎわい拠点と流通拠点を形成し、沿道サービス業と農業が共存しながら、地域の活性化を図っていくエリアとします。

図表 6-2　エリアの設定図

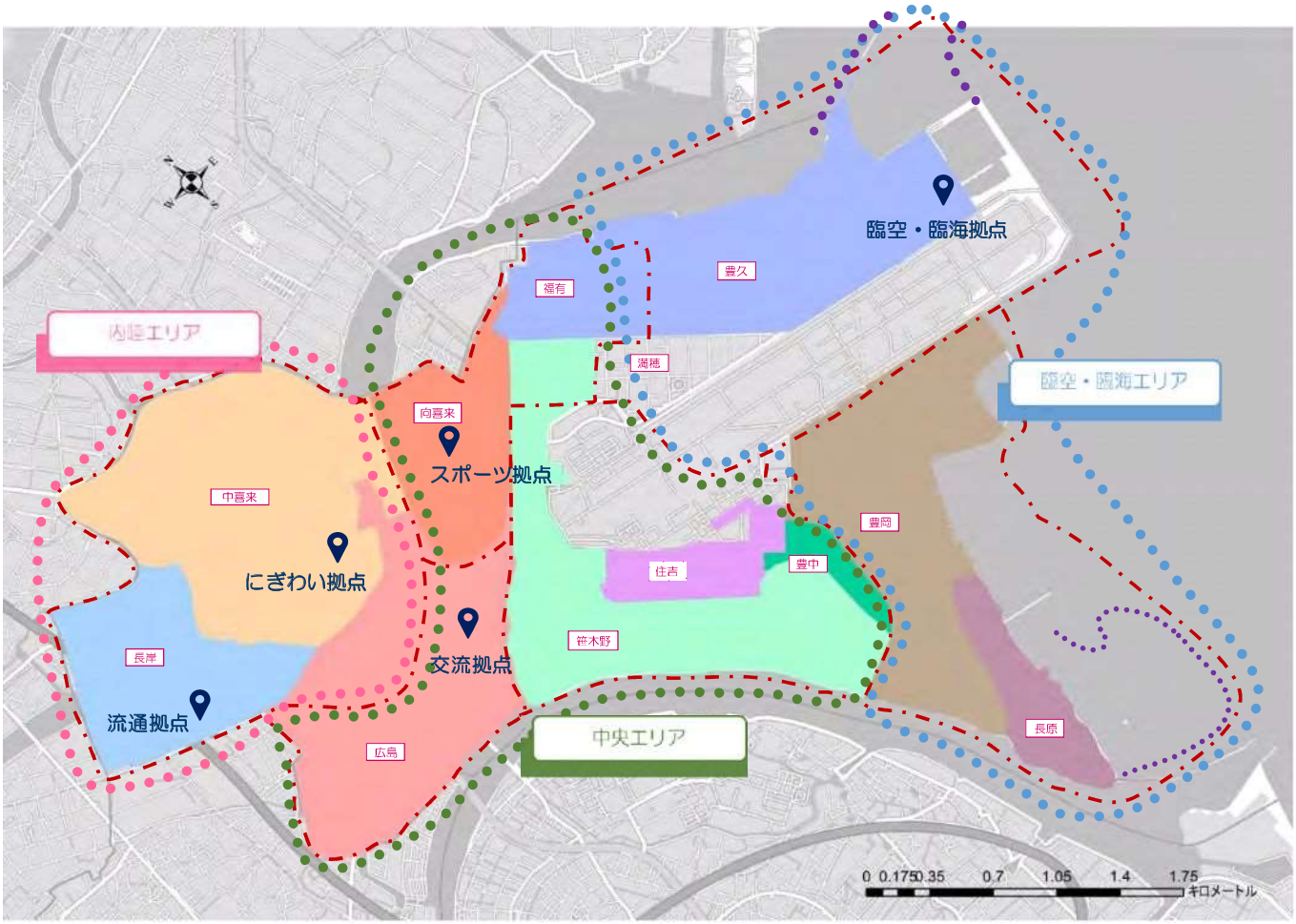

2 臨空・臨海エリアの将来像と整備方針

（1）地域の現況と課題

臨空・臨海エリア	
■エリアのテーマ	「町の空と海の玄関口」
■エリアの将来像	徳島阿波おどり空港ターミナルを核として、その周辺の海岸沿いの業務地区や自然レクリエーション地区が一体となり、空と海の玄関口を形づくりながら、空と海に向けて発展していくエリアとします。 背後地においては、空港をはさんで北は工業を中心とした産業ゾーンとして産業集積を図ります。空港の南側は海岸沿いの農村・漁村集落その背後に農地が広がる農業地域として、恵まれた自然や海と農地を保全活用しながら良好な生活環境を形成させていきます。 また、臨海部の北側では港湾を整備し海の玄関口を形成します。その他の臨海部では、災害に強い海岸線の形成と防災まちづくりを促進します。
■エリアの現況	・松茂工業団地をはじめとした工業地の形成。 ・徳島阿波おどり空港のターミナルが核となり、周辺に流通業務施設等の誘導整備が図られる。 ・主要地方道徳島空港線をはじめとして道路整備が進み、住民の道路整備についての満足度が比較的高い。 ・海岸沿いに豊岡の農村集落と長原の漁村集落が並んで立地している。 ・内陸はさつまいもや大根を主とした農地が主体となっている。 ・豊岡地先に、流域下水道浄化センターと月見が丘海浜公園が整備されており、今後、それに隣接する長原地先において県による埋立事業が進められる予定。
■エリアの課題	・徳島阿波おどり空港周辺という立地条件を活かした産業の立地を図りながら、臨空・臨海拠点を形成させ、良好な空と海の玄関口を形成させること。 ・海岸沿いの豊かな自然のなかで、今後整備される長原地先の埋め立て事業との一体性を図りながら、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指す。
■エリアの活用すべき資源	・徳島阿波おどり空港のターミナル機能 ・工業団地における産業集積 ・船の停泊エリア（港湾整備のため） ・海岸域の自然環境 ・月見が丘海浜公園 ・人工海浜等「海浜環境共生ゾーン」整備事業

	・埋立地の流通業務用地 ・自然豊かな優良漁場 ・集落背後の優良農地
■エリアのまちづくりの目標	・徳島阿波おどり空港ターミナルを核とした空の玄関口の形成 ・港湾整備による海の玄関口の形成 ・工業・流通業務等の立地集積による産業ゾーンの形成 ・広域レクリエーション拠点としての海浜公園利用促進 ・海岸沿いの松林などの環境資源の保全 ・既存集落内の居住環境の改善 ・優良農地及び良好な農漁村環境の保全

徳島阿波おどり空港

月見が丘海浜公園

図表 6-3　臨空・臨海エリア将来構想図

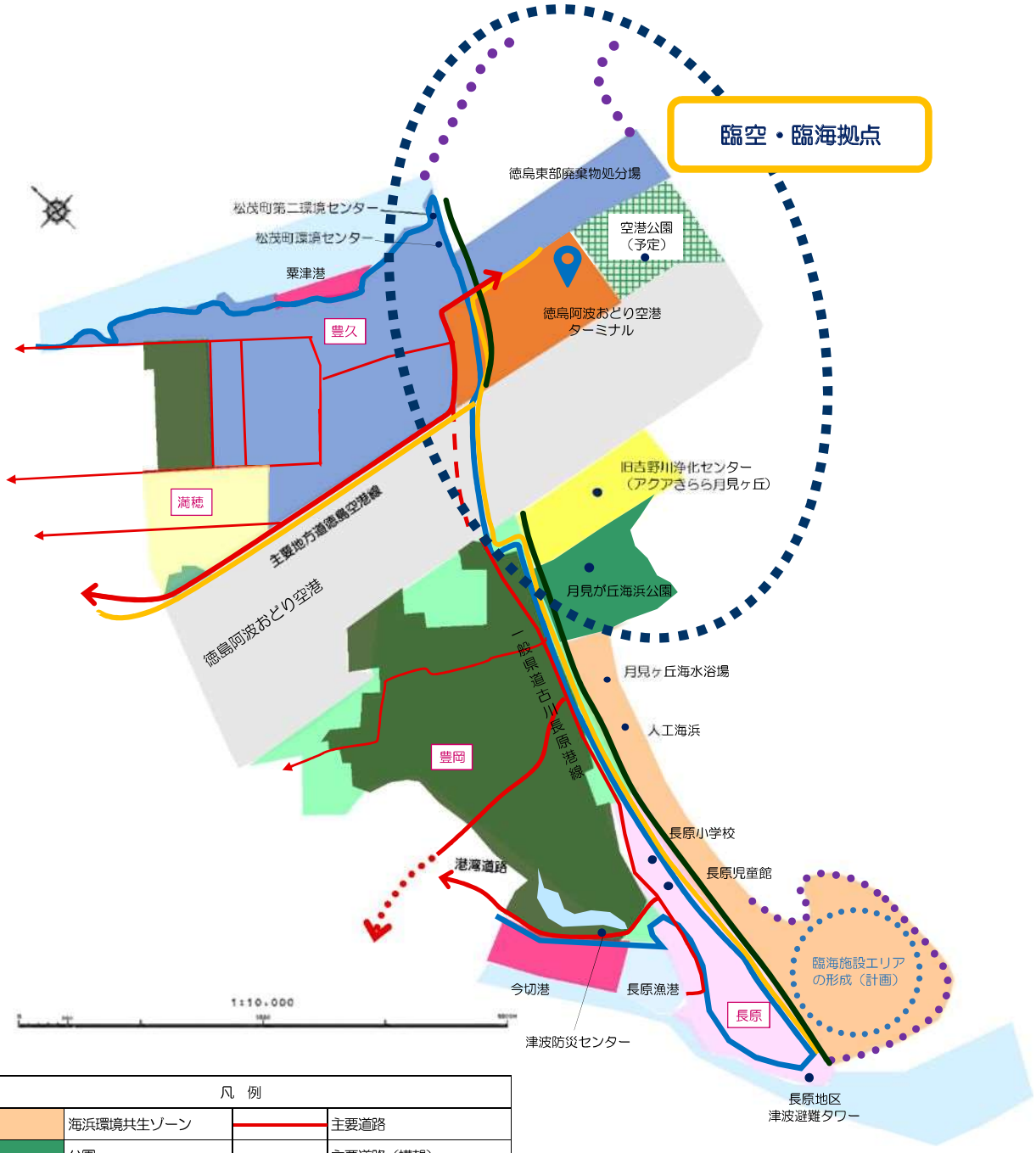

凡　例			
	海浜環境共生ゾーン		主要道路
	公園		主要道路（構想）
	公園（計画）		拠点施設
	工業・流通地域		主要施設
	住工地域		緑のネットワークロード
	住宅地域		サイクリングロード
	農業地域（一種農地）		海岸線の緑
	農業地域		拠点区域
	空港		2期計画エリア
	空港関連地域		
	臨港地域		
	保全水域		
	その他（供給処理地域）		

（2）エリアの整備方針

①核となる施設や拠点等の整備方針

1）臨空・臨海拠点の整備

徳島阿波おどり空港周辺部は臨空・臨海拠点として整備を図ります。月見が丘海浜公園や空港公園等の海域の自然環境資源を活用し、空港ターミナルを核として周辺に空港関連サービス施設等の形成を図りながら松茂町の良好な「空の玄関口」を形成させます。また、臨海部の北側では、港湾整備を検討しており、交流・物流のための「海の玄関口」として整備します。

2）「海浜環境共生ゾーン」の整備促進

長原の地先は「海浜環境共生ゾーン」として、人工海浜・海浜緑地の整備に続いて、自然観察公園や自然学習施設、海洋環境を生かしたマリーナや健康福祉施設等を含む整備が県により進められる予定です。今後も、本ゾーンにおいては、県に働きかけながら自然環境と調和のとれた豊かな水辺空間の整備を促進します。（Ⅱ期計画分）

②土地利用及び市街地整備の方針

1）徳島阿波おどり空港周辺地域

臨空・臨海拠点の中心地域として、空港ターミナルを核として、周辺に空港関連サービス施設等の形成を図るとともに、より一層空港の需要を高めるため、地方活性化につながるような娯楽業、宿泊業、飲食サービスなどの観光業の活性化を図ります。

空港周辺地域に産業が集積することで、空港ネットワークが拡大し、産業、空港ともに利便性が向上するため、産業面・旅客面から臨空産業（主に観光業）の誘致を働きかけます。

2）工業・流通地域

豊久や満穂の工業地においては、良好な工業・流通地域の形成誘導と事業者による適切な維持管理を促します。また、空港ターミナルの北側においても新たな流通業務施設の形成を図ります。

3）臨港地域

町内を流れる二本の河川、旧吉野川及び今切川の河口部に位置する臨港地域においては、臨港地区としての特性を生かした工業系用途を中心とした施設の立地集積を継続していきます。また、粟津港並びに今切港については、背後地の工業系施設との連携をふまえた公共岸壁の活用を図ります。臨海部の北側では、交流・物流のための港湾整備（マリーナを含む）を検討しています。

4）住工地域

住宅と工場が混在した満穂の住工地域においては、危険性や環境悪化の恐れが少ない工場の立地を誘導し、住環境の保全に努めます。

5）住宅地域

長原の漁村集落や豊岡の農村集落においては、地区内道路の拡幅や広場･ポケットパーク等の確保により、住環境を向上させるとともに、建物の改修や建替えにおいては耐震化等を促し、災害に強い市街地の形成を促進します。

6）農業地域

豊岡の農業地域においては、さつまいもや大根を主として生産する農地が広がっていることから、優良農地においてはその保全を図りながら、農業的土地利用を維持します。

③道路・交通基盤の整備方針

1）空港ターミナル周辺の道路・交通基盤整備

空港周辺地域は、今後、空港ターミナルビル周辺のアクセス道路や広場等、町の玄関口としての景観形成に配慮しながら、空港周辺地域の活性化につながるように交通基盤を整備します。

また空港や臨海部（港湾を整備予定）へのアクセスの向上を図るため、外環状とを繋ぎ今切川を渡る道路整備を県に要望します。

2）地区内生活道路の拡幅

長原や豊岡の既存集落内の生活道路については、道路幅員を拡大するなど、ゆとりのある生活道路の形成を促します。

④安心で潤いのあるまちづくりの方針

1）海岸沿いの自然環境軸の形成

月見が丘海浜公園については、自然レクリエーションの拠点として、積極的な活用を促進します。

既存の松林やサイクリングロードを活用し、今後の海浜緑地と一体的な整備を図りながら海岸沿いに緑豊かな自然環境軸を形成させます。

2）海岸や内水面等の水域環境の保全・創出

今後の「海浜環境共生ゾーン」の形成においては、地域の自然環境の保全や復元に配慮しながら海域の自然環境を生かした整備を促進します。

3）内陸部と海岸線を結ぶ緑の形成

主要地方道徳島空港線に沿って、緩衝緑地や街路樹等による緑のネットワーク軸を形成させ、海岸沿いの緑につなげます。

4）工業・流通地域等における景観形成と緑化促進

工業・流通地域や住工地域においては、工場及び事業所の環境緑化事業を推進し、建築物も含めた景観への配慮を促しつつ、良好な工業地区の景観形成を図ります。

5）災害に強い海岸線の形成と防災まちづくりの促進

海岸線の保安林の整備・育成や堤防・護岸等の施設の適切な維持管理を図ることにより、津波をはじめとした災害に対して抵抗力の強い海岸線を形成させます。

海岸沿いの既存集落地区においては、定期的な避難訓練等を通じて、普段から住民の間で防災意識を高めながら、防災まちづくりを促進します。

長原地区及び豊岡地区では、松茂町津波防災センターが整備されおり、長原地区の南部には、津波避難タワーが建設されています。

松茂町津波防災センター

長原地区津波避難タワー

3 中央エリアの将来像と整備方針

（1）地域の現況と課題

中央エリア	
■エリア・テーマ	「交流拠点施設を核とした町の中心」
■エリアの将来像	松茂町の古くからの中心地として、町役場をはじめ公共公益施設や福祉施設等の集積を活かし、国道 28 号を軸に各種サービス業務施設の集積立地を図ります。 地域内に多数存在する水・緑の自然環境資源を活用し、商業・業務施設や工場等の立地を許容しつつ、用途や機能面でバランスを図りながら良好な住環境を形成させていきます。 また、交流拠点施設が地域内外の人々の交流の場となることから、交流拠点施設を核とした交流を推進するエリアとします。
■エリアの現況	・国道 28 号沿道の既成市街地及びその背後に広がる農地が主である。 ・向喜来地区の国道 28 号西側では、市街化調整区域が主であるが、農地の宅地化が進み、土地利用が混在している。 ・松茂中央公園をはじめとした公園やスポーツ施設、ふれあいきゅうない公園、ふれあいまる池公園などの水辺の公園が点在している。 ・松茂町のまちの中心部にあたり、国道 28 号及び主要地方道松茂吉野線沿いに市街地が形成されている。 ・国道 28 号の西側には、役場や松茂町総合会館をはじめとした公共公益施設が多数立地している。 ・交流拠点施設や松茂町保健相談センター等の福祉施設、松茂町歴史民俗資料館等の文化施設が立地している。 ・国道 28 号沿道は、広島地区から連なる形で商業・業務施設の立地がみられる。 ・空港の南側地域は一般県道長原港線沿いを中心として住宅地が形成され、周囲を優良農地が取り巻いている。
■エリアの課題	・計画的な市街地の形成誘導を図っていくこと。 ・自然を活用しながら、市街地環境の向上を図っていくこと。 ・都市サービス機能の集積と有機的なネットワーク ・市街化区域における快適な居住環境の維持 ・市街化調整区域における周辺の環境や景観と調和した良好な開発の誘導及び都市基盤の整備・充実 ・国道 28 号沿いは町の中心生活軸となる計画的な沿道市街地を形成 ・空港南側地域では、農業的な土地利用と調和した快適な居住環境形成

■エリアの活用すべき資源	・点在するスポーツ施設、公園・緑地 ・小中学校、児童園、公共施設等の集積 ・国道 28 号沿道
■エリアのまちづくりの目標	・交流拠点施設を核とした人々の交流の場の創出 ・教育を中心とした安全安心のまちづくり ・国道 28 号等幹線道路沿いの商業・業務施設・工場の立地形成誘導 ・快適な居住環境の形成・維持 ・既存水路や公園・緑地等を生かした水と緑のネットワーク形成 ・優良農地や良好な集落環境の維持保全 ・既存のスポーツ・交流施設の活用 ・公共サービスや文化、福祉サービスの集積による行政・文化・福祉拠点の形成 ・優良農地の保全、農業と住環境との共存

交流拠点施設（Matsushigate）

松茂町総合体育館

松茂中央公園　テニスコート

図表 6-4　中央エリア将来構想図

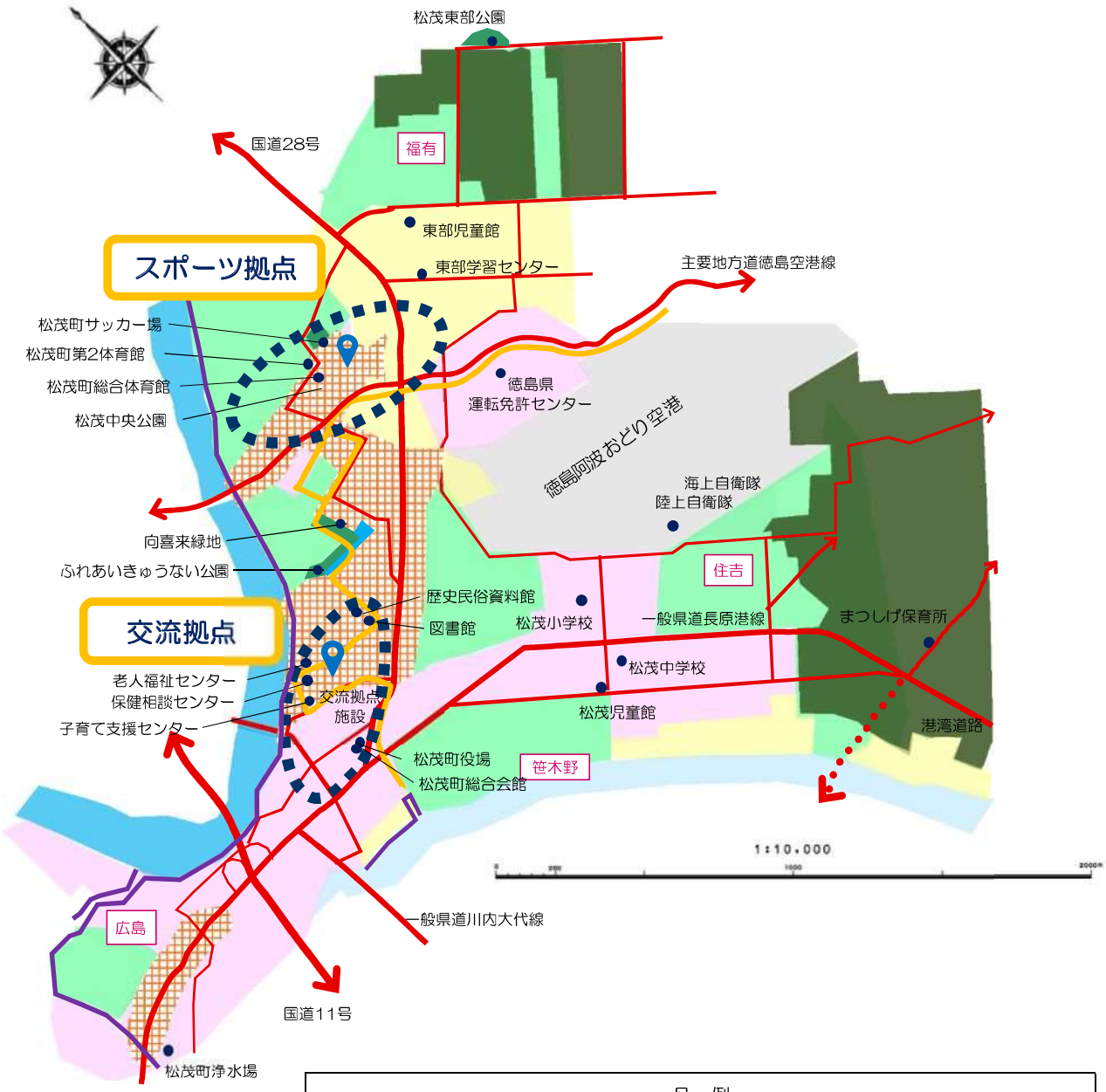

凡　例			
	市街地誘導区域		主要道路
	自然・レクリエーション地域		主要道路（構想）
	主要公園緑地		拠点施設
	保全水域		主要施設
	住工地域		緑のネットワークロード
	住宅地域		重要水防区域
	農業地域（一種農地）		拠点区域
	農業地域		
	空港		

（2）エリアの整備の方針

①核となる施設や拠点等の整備方針

1）交流拠点の形成

松茂公園及び中央児童館の跡地を再整備し、松茂町の新しいシンボルとなる交流拠点施設を建設しました。交流拠点施設の整備のコンセプトは、「松茂町に地域内外から人々を誘客する“場”を創出する」ことです。

交流拠点施設の東側には、屋外イベントスペースとして利用できる芝生の広場を整備し、交流拠点施設と広場の周辺には、津波の基準水位以上の擁壁を整備し、災害時には広場を仮設住宅の建設用地として活用できるよう避難生活の場を設定します。

本エリアは、今後も引き続き都市機能や生活関連サービス機能の充実を図りながら、道路等の都市基盤を整備し、町の中心部として潤いのある市街地の形成を図ります。

2）スポーツ拠点の形成

松茂町総合体育館を中心として各種スポーツ施設が立地しているエリアを、スポーツ拠点として、町民のスポーツや交流のための空間として整備・充実を図るため、体育施設の運営管理について指定管理制度を導入するなど、民間活力の導入に積極的に取り組みます。

②土地利用及び市街地整備の方針

1）市街地誘導地域

国道 28 号及び主要地方道徳島空港線の幹線道路沿道は、店舗や業務施設・工場、生活サービス関連施設等の立地を促進しながら、良好な街並みの形成誘導に向けて取り組みます。

市街化調整区域となっている一部の地区は、土地の持つ潜在能力などから良好な開発の誘導地区として、道路等の都市基盤整備を推進しながら計画的な市街化を図り、安全な歩道空間を確保するとともに良好な街並みの形成誘導に向けて取り組みます。

2）住工地域

国道 28 号から東の商業施設や工場、住宅地が混在した地域や今切川沿いの工場、住宅が混在した地域においては、共存できるような良好な住環境の形成を目指します。

3）住宅地域

住宅の立地が主となる地域においては、地区の公共施設を核としてコミュニティを醸成しながら、住民主体のまちづくりを促し、快適で安全・安心なまちづくりを支援します。

4）農業地域

福祉施設や公園と農地が立地する地区では、町民農園や観光農業への利用や環境学習の場としての利用を検討し、住居と調和した農業地域として保全・活用を促します。

福有等の農業地域では優良農地を保全し、良好な集落環境の維持・保全を促します。

笹木野・住吉地域のさつまいもを主とする畑地が広がる農業地域においては、優良農地の保全

を図るとともに、市街化区域内の一部のまとまった農地についても、市街化調整区域への編入（逆線引き）も視野に入れながら農業的土地利用の保全を図ります。

③道路・交通基盤の整備方針

1）空港アクセス道路の整備促進

徳島阿波おどり空港と徳島市域の外環状線を結びつける空港アクセス道路として、一般県道古川長原港線から町道松茂 18 号線を経由して今切川を渡る道路の整備を県に働きかけながら促進します。

2）地区内道路ネットワークの形成

主要地方道徳島空港線沿道と国道 28 号西側の市街化調整区域においては、市街地誘導地域を中心として計画的な地区内道路ネットワークの形成を図ります。また、エリアの中心となる交流拠点へアクセスしやすい道路整備を検討します。

④安心で潤いのあるまちづくりの方針

1）核となる緑や公園緑地、水路等の活用

スポーツ拠点をはじめとする広場や公園・緑地や環境資源を有機的に結びつけ、緑のネットワークロードを形成させることにより、市街地内の環境向上と人々が身近な自然にふれあえる場として活用します。

向喜来緑地とふれあいきゅうない公園、ふれあいまる池公園を市街地の中の貴重な水辺として維持・保全を図るとともに、水と緑のふれあいの拠点として活用していきます。

2）緑豊かな市街地や住宅地の形成

松茂公園を核として、周辺の街路の緑化整備や公共公益施設等の敷地内緑化の促進により、まちなかに豊かな緑を形成させることにより、市街地の環境を向上させます。

住宅地域においては、住民参加等による宅地内緑化や建物緑化を促進し、緑豊かな住宅地の景観形成を促します。

3）旧吉野川の堤防強化

旧吉野川の未整備堤防においては、今後、国との連携に基づき、堤防整備や耐震化等により災害に強い水際の整備を促進します。

4 内陸エリアの将来像と整備方針

（1）地域の現況と課題

内陸エリア	
■エリア・テーマ	「人々が賑わう町の陸の玄関口」
■エリアの将来像	本エリアは、四国横断自動車道松茂スマート IC 及び国道 11 号と徳島とくとくターミナルを擁する松茂町の陸の玄関口として、更には主要地方道徳島空港線により、陸と空の交通の結節するエリアとなります。徳島とくとくターミナル付近では、既存の交通基盤や農業基盤を活かし、今後さらに商業サービス機能の充実を促すことにより、商業と農業との共存を図っていきます。また、公共交通であるコミュニティバスを利用する人にとって、シームレスな交通結節点となる徳島とくとくターミナルを有効活用して経済的な発展も促し、人の賑わいを創出するエリアとします。 松茂スマート IC 付近では、物流・流通系施設等の立地誘導を図り、物流の効率化を図ります。
■エリアの現況	・この地域の土地利用は農地が主であったが、国道 11 号や主要地方道徳島空港線等の幹線道路の整備に伴い、沿道の宅地化と周辺地域での住宅地の開発が進展し、農地と市街地の混在化がみられる。また、徳島とくとくターミナルの整備により、交通結節点としての本地域の役割が大きくなっている。 ・国道 11 号沿道の商業サービス機能の形成誘導や徳島とくとくターミナル、松茂スマート IC 周辺の活用により、松茂町の「陸の玄関口」としての本地域の役割はますます大きくなる。
■エリアの課題	・本地域の交通利便性を最大限に活用し、松茂スマート IC 等の交通基盤の活用を促すことによる、徳島市や関西圏の都市と結ばれた広域交流拠点の形成にむけた取組が必要である。 ・計画的な市街地の形成誘導 ・松茂スマート IC 付近における物流・流通の機能が不十分である。
■エリアの活用すべき資源	・徳島とくとくターミナルを中心とした賑わいの場 ・国道 11 号沿線 ・四国横断自動車道松茂スマート IC ・主要地方道徳島空港線 ・蓮根やさつまいも・梨の産地を形成する農業基盤
■エリアのまちづくりの目標	・国道 11 号沿いの徳島とくとくターミナルや松茂スマート IC を活用した拠点の形成 ・優良農地や良好な集落環境を基盤とした、商業と農業との共存

	・国道１１号沿いの商業発展に伴い、更なるふれあいや賑わいを生むための経済効果を創出 ・国道 11 号等幹線道路沿いの周辺の環境や景観と調和した良好な開発の誘導 ・良好な居住環境の確保と定住化の促進

図表 6-5　内陸エリア将来構想図

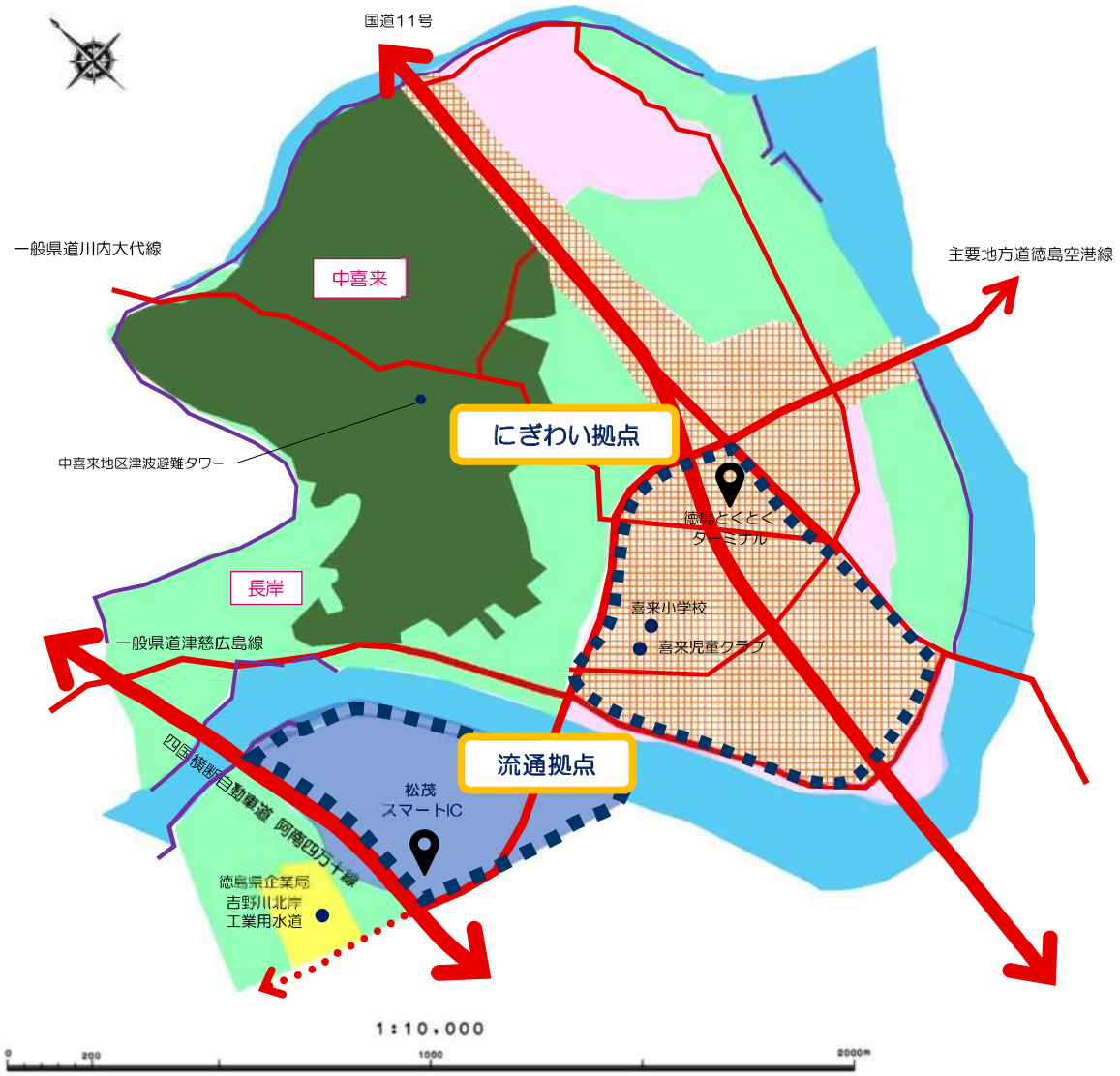

凡　例			
	市街地誘導区域		主要道路
	住宅地域		主要道路（構想）
	農業地域（一種農地）		拠点施設
	農業地域		主要施設
	工業・流通地域		重要水防区域
	保全水域		拠点区域
	その他（供給処理地域）		

（2）エリア整備の方針

①核となる施設や拠点等の整備方針

1）にぎわい拠点、流通拠点の整備

徳島とくとくターミナル付近では、人々が行きかうための交通結節点としての機能強化や、沿道における商業施設等の良好な開発の誘導により、賑わいのあるエリアとして商業的経済的発展を促すエリアの形成を図ります。

松茂スマート IC 付近では、本町の「陸の玄関口」として機能するために地区計画等により、計画的な物流・流通系施設等の立地誘導を図り、流通拠点として整備します。

②土地利用及び市街地整備の方針

1）市街地誘導地域

国道 11 号及び県道徳島空港線沿道については、土地の持つ潜在能力などから、これらの沿道は市街地誘導地域として、計画的で良好な開発を誘導し、商業店舗や業務施設等の立地を促進します。

2）工業・流通地域

松茂スマート IC 付近において、充実した交通基盤を活かし、物流・流通系施設等を中心とした立地誘導を図ります。

3）住宅地域

国道 11 号東側のニュータウン、公営住宅等の住宅地域においては、まちづくりに対する住民の意識を醸成し、周辺の農業環境との調和を図りながら、緑豊かな郊外住宅地として良好な居住環境の形成・維持を促します。

4）農業地域

蓮根やさつまいも、梨を主とする畑地が広がる農業地域においては、優良農地の保全を図ります。中喜来や長岸の既存集落においては、地域の環境資源を生かしながら要所で地区内道路の拡幅や広場等を確保するなど、良好な農村集落環境の維持・保全に努めます。

国道 11 号周辺においては、沿道の商業施設等サービス施設と農業との共存を図ります。

③道路・交通基盤の整備方針

1）松茂スマート IC の活用とアクセス道路の整備促進

広域交流として松茂スマート IC の活用を促すためアクセス道路とを結びつける道路の整備を推進します。

2）地区内道路ネットワークの形成

今後の市街化が図られる区域においては、計画的な地区内道路ネットワークの形成を図り、安全で利便性の高い道路網の形成を促します。

④安心で潤いのあるまちづくりの方針

1）緑豊かな住宅地の形成

住宅地域においては、住民参加等による宅地内緑化や建物緑化を促進し、緑豊かな住宅地の景観形成を促します。

農業地域においては、優良農地を保全し、既存集落における良好な集落環境の維持を図ります。

2）旧吉野川の堤防強化

旧吉野川の未整備堤防においては、今後、国との連携に基づき、堤防整備や耐震化等により災害に強い水際の整備を促進します。

松茂スマートIC

国道11号（徳島とくとくターミナル付近）

徳島とくとくターミナル

第7章 計画の実現に向けて

1 まちづくりの事業化手法の検討

（1）プロジェクトごとの事業化手法

本計画において整備メニューとして設定された各プロジェクト事業の事業化に際しては、国等の補助事業制度の弾力的な活用が望まれます。各プロジェクト等を施策項目ごとに一覧としてまとめると下表のようになります。

図表 7-1　主要プロジェクト等一覧

施策項目	プロジェクト等
土地利用	松茂町都市計画マスタープラン策定
	地区計画による開発の規制と誘導
	区域区分及び用途地域の見直し
道路・交通基盤	主要地方道徳島空港線の西への延伸
	徳島阿波おどり空港から徳島市へのアクセス
	一般県道川内大代線整備
	一般県道津慈広島線整備
	地区間・地区内道路（町道）の整備
	橋梁の長寿命化
	コミュニティバスの運行
観光・交流	交流拠点施設の活用
公園・緑地	交流拠点施設整備に伴う松茂公園の整備
	親水公園・空港公園の整備
	松茂中学校第２グランド周辺整備
上下水道等	浄・配水設備の災害対策
	老朽管更新
	流域下水道・流域関連公共下水道の整備
	合併浄化槽の設置推進
防災まちづくり	木造住宅耐震改修補助
	河川改修及び耐震化
環境・景観形成	住宅用太陽光発電システム設置補助
福祉のまちづくり	ユニバーサルデザインの推進
	バリアフリー住宅整備補助

2　多様な主体の協働によるまちづくりの推進

（1）住民協働によるまちづくりの推進

多様化するまちづくりの課題や住民ニーズに対して、きめ細やかなまちづくりを推進していくためには、行政のみがその役割を担うのではなく、地域の特性や課題等を十分把握した住民、地域組織、NPO、大学、事業者など様々な人々がまちづくりに参画することが重要となります。

そのため、住民、事業者、行政などの各主体が、自助、共助、公助の考え方に基づいて、相互に連携して役割分担と責任を果たす、住民協働によるまちづくりを推進します。

図表 7-2　まちづくりの推進イメージ

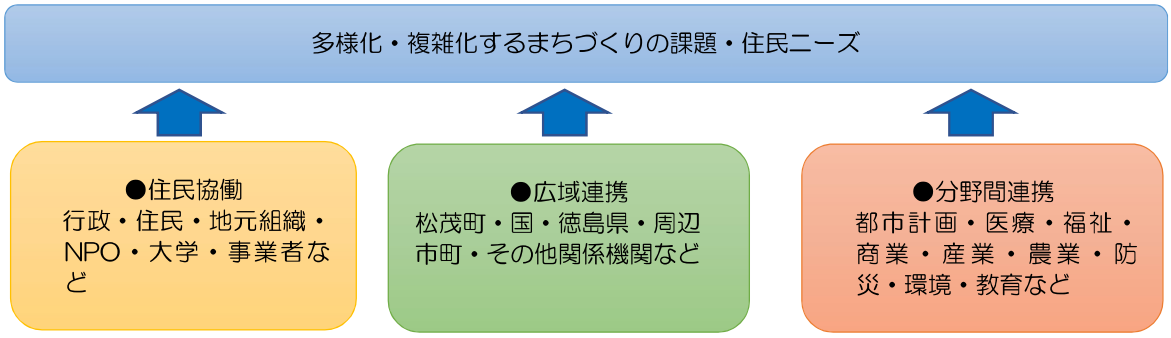

（2）分かりやすい都市計画の推進

住民や事業者、行政等が協働・連携してまちづくりを進めるためには、都市計画に関する十分な情報公開と共通認識、相互理解が前提となります。

そのため、インターネットや SNS、広報誌など様々な手段を用いて、マスタープランや都市計画制度の内容、本町のまちづくりの課題などについて、分かりやすい情報の発信に取り組むとともに、都市計画の決定手続きにおいては、説明会・公聴会の開催等を通じて、透明性・公平性の確保に努めます。

松茂町　公式ホームページ

広報　まつしげ

3 マスタープランの進捗管理

（1）計画的な進捗管理

マスタープランは、長期的な視点に宣った都市計画の基本的な方針であり、目指すべき都市像を実現していくためには、相当の長期間を要すことから、一定の継続性、安定性が求められる一方で、社会情勢の大きな変化にも柔軟に対応していく必要があります。

そのため、計画(Plan)、各種施策・事業の実施(Do)、評価・検証(Check)、改善・見直し(Action)のマネジメントサイクルによる適正な進行管理を行います。

図表 7-3　PDCA サイクルによる進捗管理

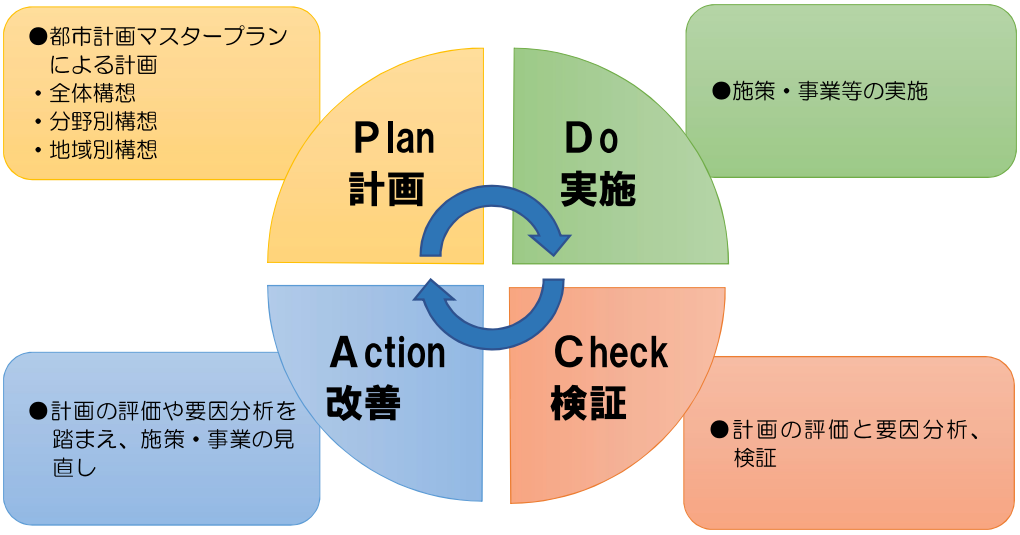

（2）時間軸を考慮した都市の誘導

これまでの都市計画は、区域区分・地域地区などによる「土地利用規制」や道路・公園・下水道・土地区画整理事業などの「都市計画事業」を中心として、まちづくりを進めてきましたが、今後、人口が減少に転じ、新たな建築行為や公共事業の減少が見込まれることを踏まえれば、民間の活動や投資を誘導する視点が非常に重要となります。

そのため、マスタープランを実現化する実行戦略として「立地適正化計画」を策定するなど、計画的な時間軸の中で、都市機能や居住等の民間投資を適切に「誘導」していくことで、都市像の実現を図ります。

短期・中期的には、公共交通サービスの充実とあわせて、拠点への公共交通の利便性の促進、まちなかへの都市機能の誘導、過度に自動車に頼らないライフスタイルへの転換を促すとともに、「まちなか」への民間投資を促進していきます。そして、人口の変化や宅地の需要と供給など都市の状況を定期的にモニタリングしながら、技術革新など社会情勢の変化を踏まえた適切な施策

を展開します。

このような長期的な時間軸を考慮した都市の誘導により、都市構造を徐々に転換することで将来都市像の実現を図ります。

（3）マスタープランの評価と見直し

マスタープランは、21 世紀中頃を念頭に描きながら、目標年次を概ね 20 年後の令和 22 年（2040 年）とする中・長期的な計画であることから、上位・関連計画、国勢調査や都市計画基礎調査等の各種統計データ、住民意識調査等のアンケート調査などを用いて、概ね 5 年ごとを目途に総合的な評価・検証を行うこととします。

また、評価・検証の結果、本町を取り巻く社会経済情勢の変化、関係法令の改正、上位・関連計画の見直しなどを踏まえて、必要に応じてマスタープランの見直しを行います。

資　料　編

松茂町都市計画マスタープラン検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　松茂町都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）の策定に関し、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の２第２項に基づいて、多方面から広く住民の意見を聴取し、マスタープランをより充実したものとするため、松茂町都市計画マスタープラン検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（掌握事務）

第２条　検討委員会は、マスタープランの素案に対して自由に意見を述べ、重要事項について審議し、検討した内容をまとめ、町長に提言するものとする。

（構成）

第３条　検討委員会は、委員 10 名以内で構成する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

⑴　町内各種団体の長

⑵　学識経験を有する者

⑶　その他町長が適当と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、マスタープランが公表されるまでとする。

（委員長等）

第５条　検討委員会に委員長を置き、委員長は互選によって定める。

２　副委員長は、委員長が指名する。

（職務）

第６条　委員長は、検討委員会を総括する。

２　委員長は、会議の議長となる。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（意見の聴取等）

第７条　委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、検討委員会に出席させて意見を求め、または資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条　検討委員会に関する庶務は、建設課において処理する。

（必要事項）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 20 年６月１日から施行する。

松茂町都市計画マスタープラン検討委員会委員名簿

役　職	氏　名	備　考
町議会議員	佐　藤　富　男	
町議会議員	藤　枝　善　則	
町議会議員	佐　藤　禎　宏	
町議会議員	板　東　絹　代	
大津松茂農協組合長	佐々木　伸　夫	
商工会会長	小　林　通　伸	
町民会議会長	大　坪　章　夫	
農業委員会会長	武　内　康　文	
固定資産評価審査委員	里　見　恒　利	
女性の会会長	合　田　多美恵	

松茂町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　松茂町都市計画マスタープラン（以下、「マスタープラン」という。）の策定を全庁的に進めるため、松茂町都市計画マスタープラン策定委員会（以下、「策定委員会」という。）を設置する。

（掌握事務）

第２条　策定委員会は、マスタープランの素案を作成し、案を策定するものとする。

（構成）

第３条　策定委員会は、副町長、教育長、部長及び課長等で構成する。

２　委員長は、副町長をもって充てる。

３　副委員長は、教育長をもって充てる。

（職務）

第４条　委員長は、策定委員会を総括する。

２　委員長は、会議を招集し、会議の議長となる。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（意見の聴取等）

第５条　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を策定委員会に出席させて意見を求め、または資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第６条　策定委員会に関する庶務は、建設課において処理する。

（必要事項）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 20 年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年 11 月１日から施行する。

松茂町都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

役　職	氏　名	備　考
副町長	森　　一　美	
教育長	丹　羽　敦　子	
総務部長 兼 特命部長	古　川　和　之	
民生部長	原　田　　賢	
産業建設部長	小　坂　宜　弘	
教育次長 兼 社会教育課長	鈴　谷　一　彦	
総務課長 兼 危機管理課長	松　下　師　一	
税務課長	石　森　典　彦	
チャレンジ課長	入　口　直　幸	
福祉課長	藤　田　弘　美	
長寿社会課長	山　下　真　穂	
住民課長	佐　藤　友　美	
産業環境課長	谷　本　富美代	
上下水道課長	冨　士　雅　章	
建設課長	吉　﨑　英　雄	
議会事務局長	多　田　雄　一	
学校教育課長	河　野　歩　美	
地域包括支援センター所長	糸　谷　久美子	
保健相談センター所長	山　田　景　子	
環境センター所長	飯　田　雅　章	

松茂町マスコットキャラクター「 松茂係長 」

発　行　日　　令和３年３月
発行・編集　　松茂町
〒771-0295
徳島県板野郡松茂町広島字東裏 30 番地